

大崎市持続可能な地域自治の在り方に関する提言書

最終提言書

令和 8 年 3 月 30 日

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議

目次

はじめに	4
I 協議・検討項目の整理	5
1. 検討のポイントと論点	5
2. 他の検討課題との整合性	5
II まちづくり協議会条例の意義と展望	6
1. 条例の背景及び考え方	6
2. 条例制定の趣旨	7
3. 取り巻く現状（審議会機能の実態検証）	7
4. まちづくり協議会からの意見集約	8
5. 住民意向の丁寧な把握と拙速な条例の見直しへの懸念	12
6. 条例の見直しに伴う課題抽出	14
7. 有識者会議での論点整理	15
8. 条例の方向性（提言の骨子）	16
III 地域自治組織の推進状況	17
1. 地域自治組織の設立当時の意義のふり返り	17
2. 補完性の原理	21
3. まちづくり協議会の委員構成・仕組み	23
4. 地域づくり委員会（部会含む）の委員構成・仕組み	28
5. 市民協働によるまちづくり	30
6. 大崎市地域自治組織戦略体制整備事業の実践と検証	32
7. 地域自治組織支援の体制	36
8. 地域自治組織の拠点施設	39
9. 地域自治組織に対する財政支援	39
10. 地域自治・市民協働の検証の場	42
11. 同種施策・制度の取捨選択	49
12. 人材育成・発掘	52
IV 持続可能なまちづくりの実現に向けた提言	
1. 大崎市まちづくり協議会条例の見直しについての提言	55
提言1 持続可能な地域づくりを推進するため、2段階方式で新たな仕組みづくりの 制度化を進めること	
提言2 地域力が育くまれる環境を形成しながら、新たな仕組みづくりを進めること	

2. 持続可能な地域自治組織の体制についての提言・・・・・・・・・・・・・ 56

(1) 地域自治組織の再定義と柔軟な体制設計

提言 1-1 地域の実情に応じた柔軟な組織体制を構築すること

提言 1-2 多世代・多様なステークホルダーの参画を促進すること

(2) 中間支援機能の整備

提言 2 中間支援機能の整備と段階的な推進体制の構築に向けた検討を進めること

(3) コーディネート・調整機能の強化

提言 3-1 まちづくり協議会の協議・調整機能の明確化を図ること

提言 3-2 横断的連携とセーフティネットを構築すること

(4) 日常生活に根差した課題へ（地域課題解決の取り組み）の対応

提言 4-1 課題把握・分析機能を強化すること

提言 4-2 地域の実情に応じた課題解決を推進すること

(5) 自己評価・行政評価の仕組みの構築

提言 5-1 定期的な自己評価を実施すること

提言 5-2 行政評価と検証の場を設置すること

(6) 総合支所支所機能の充実とマネジメント視点の導入

提言 6-1 総合支所の支援、分析機能の充実を図ること

提言 6-2 支援担当職員の情報の共有と支援技術の育成を図ること

(7) 財政支援の見直し

提言 7 「自主・自立」から「持続可能」へ転換し「どのように持続させるのか」を命題とした財政支援への見直しを行うこと

3. 新たな人材の発掘と育成についての提言・・・・・・・・・・・・・ 62

(1) 多様な人材の参画促進

提言 1-1 若者・女性・新しい人材の参画を促進すること

提言 1-2 人材育成プログラムの充実を図ること

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

関連資料・参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

1. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議委員名簿
2. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議の開催状況
3. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議設置規則
4. 大崎市まちづくり協議会条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 25 号）
5. 大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号）
6. 大崎市話し合う協働のまちづくり条例（平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号）

7. 大崎市まちづくり協議会条例と大崎市話し合う協働のまちづくり条例
8. Step up！新時代 Talk in Osaki 持続可能なまちづくりシンポジウム（令和7年度協働のまちづくりシンポジウム）の実施状況
9. 地域運営体制のモデル（『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と実践（金風舎）』）中嶋紀世生宮城大学研究推進・地域未来共創センターコーディネーター
10. 行政と住民の協働推進，住民主体の地域課題解決ができる地域づくり推進に向けた中間支援（アウトリーチ型中間支援の実践）小野寺浩樹いちのせき市民活動センター長
11. まちづくり協議会からの持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討報告書（最終報告書）

参考文献・資料提供

中嶋 紀世生（なかじま・きよみ）『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と実践（金風舎）』

東北大学大学院博士後期課程修了。博士（経済学）。(財)宮城県地域振興センター特別研究員，宮城大学地域連携センター調査研究員を経て，現在，宮城大学研究推進・地域未来共創センターコーディネーターほか，東北大学大学院経済学研究科博士研究員，東北文化学園大学講師（非常勤）を兼任。専門は地域計画・地域政策。共著として『交流まちづくり：サステイナブルな地域をつくる新しい観光』、『東日本大震災復興研究シリーズ』などがある。2022年日本都市学会論文賞受賞。岩出山地域「臥牛プロジェクト」メンバー。

小野寺浩樹（おのでら・ひろき）「行政と住民の協働推進，住民主体の地域課題解決ができる地域づくり推進に向けた中間支援（アウトリーチ型中間支援の実践）」「地域を補完する仕組みと地域協働体の機能・役割」

特定非営利活動法人いちのせき子育てネット代表理事，特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズ理事。いちのせき市民活動センター長として，一関市の市民活動支援，コミュニティ支援に携わり，行政と住民の協働推進，住民主体の地域課題解決ができる地域づくりの推進をおこなっている。東日本大震災後は，いわて連携復興センターを立ち上げ，陸前高田市にて，復興期における住民主体の地域づくり活動の推進を目的とし，陸前高田まちづくり協働センターを立ち上げ，事務局長として業務に従事。

はじめに

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、少子高齢化・人口減少などの現状を踏まえ、「みんなで支え合う、持続可能な地域コミュニティ」の実現に向け、まちづくり協議会をはじめとした地域コミュニティの在り方及び地域自治に関する施策の方向性を検討するため、令和6年12月3日に設置された。

大崎市は平成18年3月31日の1市6町の市町合併によって誕生して以来、市民が主体的にまちづくりを実践し、自立した地域運営を展開していくため、まちづくりに参画できる仕組みや、真に市民のニーズにあった円滑で効率的な行政運営を実践し、市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、市民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちを目指してきた。大崎市総合計画の重点施策に地域自治・市民協働を位置づけ、大崎地方合併協議会地域自治組織（大崎市流）検討小委員会が策定した「地域自治組織（大崎市流）の在り方に関する最終報告書（平成17年12月）」の理念や考え方を基礎にこれまで進めてきたところである。

しかし、合併から19年が経過し、人口はすでに1万6千人減少しており、20年後の推計ではさらに1万7千人減少する予測となっている。そのような中、地域自治組織は、地域課題の解決に向けて、創意工夫した特色ある地域づくりを実践しているが、解決すべき地域課題が多様化している状況に加え、人口減少や高齢化によりこれまでのコミュニティ活動が困難な状況になっていることから、これからの10年、20年先を見据えた持続可能な地域づくりの運営・組織や担い手の確保などの仕組みを地域と行政がともに話し合い構築していくことが必要になっている。

本有識者会議では、これまで進めてきた地域自治組織のふり返りはもとより、持続可能な地域自治組織の体制、幅広い世代や多様な主体が参画できる環境整備など、地域自治・市民協働による新たな仕組みづくりに資することを目的とし、調査・研究を行ってきた。

したがって、持続可能な地域づくりの実現に向けて、「①大崎市まちづくり協議会条例の見直し」「②持続可能な地域自治組織の体制」「③新たな人材の発掘と育成」について提言する。

I 協議・検討項目の整理

1. 検討のポイントと論点

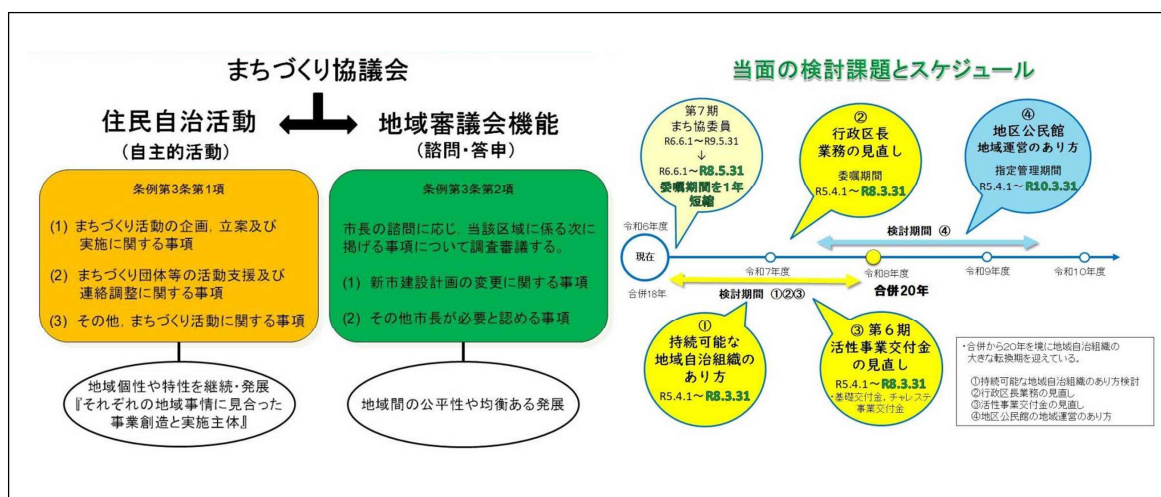
持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討を進めるうえで、大崎市まちづくり協議会条例¹（平成 18 年 3 月 31 日条例第 25 号。以下「条例」という。）、まちづくり協議会の機能と役割について、検討すべき項目や地域での話し合いの進め方など、今後の取り組みや地域自治に関する施策の方向性について議論を行っていくことを有識者会議の目的とした。

また、協議・検討の項目を「①条例の見直しについて」「②持続可能な地域自治組織の体制について」「③新たな人材の発掘と育成について」の 3 つの項目とし、「まちづくり協議会の住民自治活動並びに地域審議会機能」「まちづくり協議会と地域づくり委員会の仕組みと体制（関係性）」を協議する上での論点とした。

2. 他の検討課題との整合性

地域コミュニティの在り方及び地域自治に関する施策の方向性の検討にあたっては、同時並行で進めている行政区長業務の見直し、第 6 期地域自治組織活性化事業交付金の見直しはもとより、令和 10 年 4 月に控えている地区公民館地域運営（指定管理）の更新を視野に入れながら検討を進めた。

図表 1 「大崎市まちづくり協議会条例に定めるまちづくり協議会の 2 面性」と「他の検討課題及びスケジュール」



¹住民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進とこれまで培われてきた地域の住民活動を継続及び発展させるため、市の地域にまちづくり協議会を設置し、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的として定めた条例。まちづくり協議会の名称及び区域、役割、定数、任期などが定められている。平成 18 年 3 月 31 日から施行。

Ⅱ まちづくり協議会条例の意義と展望

条例の在り方について、「条例の背景及び考え方」「条例制定の趣旨」「取り巻く現状」について調査し、他自治体の地域自治・市民協働を定めている条例等の調査・研究及び大崎市話し合う協働のまちづくり条例²（平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号。平成 26 年 4 月 1 日施行）との整合性を確認した。

1. 条例の背景及び考え方

大崎地方（1 市 6 町）新市将来構想「合併に向けての留意点」及び「市民が主役、協働のまちづくり（市民参加・行政改革）」の文中の（4）住民の意見を反映させるための留意点及び②個性を磨く地域自治組織の創造の中で、「地域審議会³」を合併前の市町の区域ごとに置くことができる旨が述べられている。

また、合併によって誕生する新市の内部に「地域自治組織」を設置し、一定の権限を与えて地域独自のサービスやまちづくりを可能にすることも併せて述べられている。

合併により自治体の規模が大きくなることにより、個々の住民意見が行政に届きにくくなるのではないかということが懸念されることへの対策として「地域審議会」の在り方について大崎地方合併協議会（平成 15 年 7 月～平成 18 年 3 月）で議論が重ねられた。

【大崎地方（1 市 6 町）新市将来構想抜粋】

◇「合併に向けての留意点」の文中

（4）住民の意見を反映させるための留意点

合併により自治体の規模が大きくなることにより、個々の住民意見が行政に届きにくくなるのではないかということが一般的に懸念されています。

これに対しては、住民参画の行政体制、仕組みを充実し、住民の意見を十分に聞くための取り組みを進めることで対応が可能となります。

長い歴史の中で培われてきた地域コミュニティ・地域組織をまちづくりの場面にいかすことや、具体的な問題を協議するための制度として設置が認められている「地域審議会」を合併前の市町の区域ごとに置くことができます。地域審議会は合併後の施策について、必要に応じて意見を述べるができる機関です。

また、合併によって誕生する新市の内部に「地域自治組織」を設置し、一定の権限を与えて地域独自のサービスやまちづくりを可能にすることも検討されています。

◇市民が主役、協働のまちづくり（市民参加・行政改革）の文中

②個性を磨く地域自治組織の創造

²話し合いによる協働のまちづくりの基本的な考え方を定めることにより、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを進め、もって個性豊かで活力に満ちた笑顔あふれる地域社会を実現することを目的に定めた条例。基本理念、協働原則、話し合いの原則、話し合いの場づくり、情報の共有、まちづくりの継続、市民の役割、行政の役割などが定められている。平成 26 年 4 月 1 日から施行。

³市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 に規定する地域審議会をいう。合併の直後に周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度であり、合併関係市町の協議により定められた一定の期間に限って設置されることとされている。新市建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合には、その意見を聴くこととされているため、設置期間は、長くても新市建設計画の計画期間である 5～10 年の期間とすることが適当とされている。

- 中心地域と周辺地域の格差及び地域の個性消失に対する市民の不安を解消するため、地域自治組織などによる行政サービスの提供を図り、地域間の公平性確保と個性化を図ります。

2. 条例制定の趣旨

合併協定項目 10「地域審議会の取扱いについて」、平成 16 年 3 月に開催された第 13 回大崎地方合併協議会において「地域審議会を設置せず、その期待される役割を兼ねる地域自治組織を設置する。」ことが承認され、平成 18 年 3 月 31 日、大崎市まちづくり協議会条例が施行された。

【合併協定項目 10】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年 3 月 29 日法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会は設置しない。ただし、その期待される役割を兼ねる地域自治組織を設置する。

3. 取り巻く現状（審議会機能の実態検証）

条例は、新市建設計画を担保しようとする条例の意味合いが強く、令和 7 年度で新市建設計画が終了することに伴い、地域審議会機能の存廃が問われていることから、条例廃止とするか、条例第 3 条第 2 項・第 3 項の地域審議会機能の存廃（一部改正）が焦点になる。

条例は、まちづくり協議会や地域づくり委員会に対して交付する大崎市地域自治組織活性事業交付金（基礎交付金、チャレンジ事業交付金及びステップアップ事業交付金）⁴の交付根拠（大崎市地域自治組織活性事業交付金交付要綱（平成 19 年 5 月 11 日告示第 87 号））、大崎市話し合う協働のまちづくり条例に基づく大崎市パートナーシップ会議指針⁵の「地域提案権」の提案窓口としての位置づけがある。

また、条例第 3 条第 2 項の審議会機能については、平成 27 年 3 月に新市建設計画の計画期間延長⁶について諮問した経過があるが、それ以降は開催していない。

さらに、条例第 3 条第 3 項の地域審議会機能については、これまで行われたことはない状況となっている。

⁴平成 19 年度から導入した地域自治組織に対する財政支援制度。従来の自治振興関係補助金、地域自治組織の活動状況等を踏まえ、「住民の主体的な財源活用と地域課題解決への対応」「地域自治組織それぞれのベースに主体性を置いた交付」「市民と協働による審査と交付決定」の仕組み取り入れるとともに、「コミュニティ経営と地域間連携・交流の促進」の仕組みを同時に取り入れることにより、地域自らが交付金の運用のあり方を検証する環境づくりと、地域を見つめ直すきっかけづくりをねらいとしている。

⁵特定の会議を示すものではなく、「政策形成過程への市民参加」の手法の一つであり、「理念・あり方」を論じる点が特徴で、話し合いを通じて各施策や事業に関するあるべき姿をともに創り上げ、自分たちのまちは何を目指し、どのように持続可能な暮らしを実現していくのかといった基盤づくりを目指している。さらに、「地域提案権」を制度化することにより、精神的にも実質的にも行政が遠くなったという合併自治体の課題を克服するとともに、市民主体の課題解決と行政との協働を制度的かつ実質的に確保する点も特徴となっている。平成 22 年 3 月施行。

⁶本計画における主要事業、公共的施設の統合整備と適正配置及び財政計画は、新市の基盤を形成するために、合併後の 10 年間（平成 18 年度～27 年度）を合併後の 15 年間（～32 年度まで）を計画期間に変更したものの。その後、合併後の 20 年間（～令和 7 年度まで）に変更する際は、まちづくり協議会への説明を行い変更している。

4. まちづくり協議会からの意見集約

有識者会議においては、条例の見直しにあたり、まちづくり協議会ごとに行っている検討状況を確認するとともに、検討の中で出された意見や提案を集約し、提言に向けた検討を行った。

また、まちづくり協議会を支援する総合支所地域振興課職員へのヒアリングを行い、条例の方向性についても検討を行った。

図表 2 まちづくり協議会の意見・提案

まちづくり協議会の名称	条例の存廃	条例第3条第2項の削除	条例第3条第3項の削除	委嘱状の交付	意見・提案
古川まちづくり協議会	存置	○	○	△	・新市建設計画の計画期間終了に伴い第3条第2項・第3項の規定を削除することについて、了とする。 ・条例見直しにより、市長との距離が従前より遠くなるおそれがある点について、委員から懸念が示された。 ・大崎市まちづくり協議会条例が廃止されると、これまで約20年間行ってきた地域自治・市民協働のまちづくりがなくなってしまう誤解が生じること。また、市と地域の協働のパートナーの関係性が崩れてしまう（協働相手の不存在、補完性の原理の欠落）とのイメージが強くなるため、大崎市まちづくり協議会条例は存置していただきたい。 ・懸念への対応として、市長との意見交換の場を定期的に設けることについて、ご検討いただきたい。 ・委嘱状の交付が無くなることについて、代替策として市長ではなく協議会会長による委嘱状の交付や委員であることを示す紙・デジタルの証明書（電子会員証等）の活用提案が示された。
松山まちづくり協議会	存置	○	○	×	・新市建設計画の計画期間終了に伴い第3条第2項・第3項の規定を削除することについて了とする。 ・委嘱状の交付がなくなることにより、まちづくり協議会の自主的活動団体（任意組織）の性質が強くなることで、行政との距離が拡大してしまうのではないかと危惧している。また、モチベーションの低下に繋がる可能性がある。 ・地域での活動の正当性や身分証明の問題が生じる可能性があるため、委嘱状を交付してほしい。
三本木まちづくり協議会	存置	○	○	○	・新市建設計画の計画期間終了に伴い第3条第2項・第3項の規定を削除することについて、了とする。当協議会については、規定の削除による

					影響は特段ない。 ・大崎市まちづくり協議会条例第3条第2項・第3項の規定を削除することに伴い、委嘱状の交付がなくなるについて、了とする。 ・合併当時から続く『話し合いによる協働のまちづくり』を大切に条例の改正を進めていきたい。
鹿島台まちづくり協議会	存置	○	△	○	・新市建設計画の計画期間終了に伴い第3条第2項・第3項の規定を削除することについて、了とする。 ・大崎市まちづくり協議会条例が廃止されると、これまで約20年間行ってきた地域自治・市民協働のまちづくりがなくなってしまう誤解が生じること。また、市と地域の協働のパートナーの関係性が崩れてしまう（協働相手の不存在、補完性の原理の欠落）とのイメージが強くなるため残していただきたい。さらには、大崎市パートナーシップ会議指針の「地域提案権」を保障するため、大崎市まちづくり協議会条例は存置していただきたい。 ・「補完性の原理」を明確化するため、第3条第1項に「当該区域の重要事項に関して意見を述べるができる。」と同様な文言を加えていただきたい。 ・大崎市まちづくり協議会条例第3条第2項・第3項の規定を削除することに伴い、委嘱状の交付がなくなるについて、了とする。 ・委嘱状の交付がなくなることにより、まちづくり協議会の自主的活動団体（任意組織）の性質が強くなることで、行政との距離が拡大しないようご配慮され、市民協働の理念をもとに、これまでどおり運営・事業活動への継続的な支援をお願いする。
岩出山まちづくり協議会	存置	○	○	○	・新市建設計画の計画期間終了に伴い第3条第2項・第3項の規定を削除することについて、了とする。 ・大崎市まちづくり協議会条例が廃止されると、これまで約20年間行ってきた地域自治・市民協働のまちづくりがなくなってしまう誤解が生じること。また、市と地域の協働のパートナーの関係性が崩れてしまう（協働相手の不存在、補完性の原理の欠落）とのイメージが強くなるため残していただきたい。さらには、大崎市パートナーシップ会議指針の「地域提案権」を保障するため、大崎市まちづくり協議会条例は存置していただきたい。

					・大崎市まちづくり協議会条例第3条第2項・第3項の規定を削除することに伴い、委嘱状の交付がなくなるについて、了とする。 ・委嘱状の交付がなくなることにより、まちづくり協議会の自主的活動団体（任意組織）の性質が強くなることで、行政との距離が拡大しないようご配慮され、市民協働の理念をもとに、これまでどおり運営・事業活動への継続的な支援をお願いする。 ・大崎市議会対し条例改正案を上程する前に、条例改正案をまちづくり協議会に情報提供していただきたい。
鳴子まちづくり協議会	存置	○	△	○	・新市建設計画の計画期間の終了に伴い、第3条第2項および第3項の規定を削除すること自体は了とする。ただし、当該規定の削除は、まちづくり協議会が市の附属機関として位置づけられなくなり、市長による委嘱行為も行われなくなることを意味する。その結果、各地域づくり委員会等の他団体との役割の差異が不明確となり、まちづくり協議会の形骸化を招くおそれがある。 ・鳴子温泉地域においては、地域づくり委員会（地域住民の意見を取りまとめ、まちづくり協議会につなぐことで行政への意見反映を図る母体）→まちづくり協議会（地域づくり委員会の事業評価、活動支援、連絡調整）→行政との橋渡し、という「補完性の原理」に基づき、市民の声を行政に届ける仕組みを構築してきた。よって、現在のまちづくり協議会の役割や位置づけを担保するため、この補完性の原理や、市長に対し意見・提言を行う「公的窓口」であることを明文化する規定を条文化していただきたい。具体的には、現行条例第3条第3項の趣旨を第1項の別号（例：第4号）として再配置し、補完性および意見表明機能を明記する方向で調整するなど、検討いただきたい。 ・大崎市まちづくり協議会条例第3条第2項・第3項の規定を削除することに伴い、委嘱状の交付がなくなるについて、了とする。ただし、委嘱状の交付がなくなることにより、まちづくり協議会の位置づけが自主的活動団体（任意団体）と同列と解されることのないよう、協議会の立場・役割を明確化する規定の整備（条文化）をご検討いただきたい。併せて、行政との関係性が不必要に希薄化しないようご配慮いただ

					き、市民協働の理念に基づき、これまで同様に運営および事業活動への継続的な支援をお願いする。 ・持続可能な地域づくりを推進するための新たな仕組みづくりについては、市民と行政が話し合ってルール化を目指す環境を整えていただきたい。 ・市長に対し意見・提言を行う場として、まちづくり連絡会議を市長も交えて直接対話ができる場として位置づけるなど検討していただきたい。
田尻まちづくり協議会	存置	○	○	△	・新市建設計画の計画期間終了に伴い第3条第2項・第3項の規定を削除することについて、了とする。 ・大崎市まちづくり協議会条例第3条第2項・第3項の規定を削除することに伴い、委嘱状の交付がなくなることについて、了とする。 ・条例改正後は「委員の選出方法をきちんと見直し、様々な立場の人が参加できるようにすべき」との意見があった。特に田尻地域は主に若い人で構成している団体がいくつかあり、活発に活動しているので、それらの団体からもっとまち協の委員として選出すべきとの意見が挙がった。このようにすれば、次の世代に繋げていくことができるということ、ばらばらに活動するのではなく、一体的に活動して盛り上げていくことができるのではないかとこの意見も挙がった。 ・大崎市まちづくり協議会条例の見直しにより、現行根拠に基づく市長からの委嘱状の交付が不可になるのであれば、地域ごとに身分証的効用があるため代替スキームを検討する必要がある。市の関与を外し、まちづくり協議会独自の規約の中で、選任・証明の仕組みを整備していく必要があるのではないかとこの意見があった。具体的には、市長からの委嘱が無くなるのであれば、田尻まち協の会長から委嘱するなどの規約改正等の対応が必要になるのではないかとこの意見が挙がった。 ・市長の委嘱は無くなるが、田尻地域の各団体が絡み、様々な世代が委員になってまちづくりをしていく環境にするため、話し合いを進めて行きたい。

条例の存置の理由・・・大崎市まちづくり協議会条例が廃止されると、これまで約20年間行ってきた地域自治・市民協働のまちづくりがなくなってしまう誤解が生じること。また、市と地域の協働のパートナーの関係性が崩れてしまう（協働相手の不存在、補完性の原理の欠落）といったイメージが強くなること。さらには、大崎市パートナーシップ会議指針の「地域提案権」を保障するため。

図表 3 大崎市まちづくり協議会条例の改正にあたってのまちづくり協議会の意見

- 大崎市議会に対し条例改正案を上程する前に、条例改正案をまちづくり協議会に情報提供していただきたい。
- 持続可能な地域づくりを推進するための新たな仕組みづくりについては、市民と行政が話し合ってルール化を目指す環境を整えていただきたい。
- 関連条例である大崎市話し合う協働のまちづくり条例との統合・スリム化など、地域住民が地域自治・市民協働によるまちづくりを理解し実践できるよう分かりやすさの向上を模索しながら、持続可能な地域づくりの新たな仕組みづくり検討を進めていただきたい。

5. 住民意向の丁寧な把握と拙速な条例の見直しへの懸念

地域自治・市民協働のまちづくりをこれまで重点プロジェクトとして展開し、これまで約20年間の実践の蓄積から、しっかりとした議論を経ずに行う条例の見直しは、地域と行政の協働のパートナーの関係性を崩してしまうイメージが強くなり、協働相手の不存在、補完性の原理の欠落といった地域自治・市民協働のまちづくりを打ち切る感情が発生してしまうことが懸念される。

また、まちづくり協議会委員の任期は原則3年（現行委員の任期は行政区長制度の見直しと調整して令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年としている）としており、改選の度に委嘱状を交付している。そのためまちづくり協議会委員として、委嘱される側の市民は、極端に言えば委嘱をステータスや誇りに感じている部分があり、条例の見直しにより、これまでの身分が失われることが懸念されている。

したがって、まちづくり協議会との意見交換及び意見集約を丁寧に行いながら判断する必要がある。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・まちづくり協議会からの意見に市長との意見交換が挙げたということは、何か仕組みを作って欲しいという意見の裏返しという気がしている。
- ・当初のまちづくり協議会の役割ではないことをまちづくり協議会が求めていることが危険である。行政への意見反映や行政に対して意見を言うことは、条例で謳わなくてもできる。敢えてこのまちづくり条例に意見を言うことができると謳ったのは、実はこれは協働の条例だからである。自分たちはここまでするから、行政もこうして欲しい、そうでなければ協働の趣旨にはならない。それはパートナーシップ会議でも明確に言っているが、話し合いというのは要望する場でもないし、行政が説得する場でもないと言っている。一緒に考える場であると言っている。行政に対して意見を言うのは、その協働の条例とはまた違う視点だと思う。
- ・条例の見直しは、新市建設計画が計画期間が終了するため、地域審議会機能がなくなったのでその規定を削ることが理由であるが、市長への意見具申や要望などの仕組みが消

- えることに対する誤解が生じているため、丁寧な意見交換が必要である。
- ・自治会や町内会があって、地域自治組織があって、総合支所支所もしくは本庁の部分があるところを補完する中でいくと、必ずしも市長ではないような気がする。市長に対して提言ができるというのは要望団体になってしまっていて、行政と対等なパートナーでいることは、市長に言わなければ変わらないということはない。だから地域自治組織としてはきちんと提言する力を持っているということだけは機能としてある。地域自治組織だから市長に提言しなければいけないということではない。総合支所や本庁がここで補完しながら向き合っていく関係性が明確に示されることが必要である。
 - ・協働ということが大前提であり、市民と行政どちらか片方だけが頑張るのではなく、補完し合うという原理を謳っている。そこをきちんと話し合う場という意味で懸念しているところを解決策として提言していく必要がある。
 - ・まちづくり協議会は地域内の課題や状況を把握し分析する。その分析した結果、地域内で住民自治の中でやれるべきことは住民自治の方にフィードバックしていく。行政に言わなければいけないことはパートナー関係を確立していく。ここだけをフォーカスすることはよくない。まちづくり協議会に対し本来こちらができていないと、広域の地域自治の中で課題や状況ニーズの把握と分析ができてはじめて行政とも対等なパートナーになれる。事業ばかりやっているとここに行くことは難しい。事業をやっている見えた課題もあるが、結果的にその事業は何が原因で実施していたのかというと、何となくやっていて、その事業で予算が足りない、行政職員の参加が足りないという要望を提言されても行政が困る話で、それは協働ではない。
 - ・委嘱がそのステータスで、やりがいを感じてるのであれば、委嘱に代わるもの考えた方がいいという思いがある。基本的に委嘱は役割や業務を与えられて、特定の業務に対してその仕事をする。通常委嘱は報酬が伴うが、その報酬が発生せずにステータス的なものと考えた場合に一例として行政には任命という方法がある。分かりやすいのが観光大使。大崎市は宝大使と言っているが、宝大使は委嘱ではなく任命なので報酬は払っていない。宝大使の役割として大崎市のPRがあるので名刺は配っている。ステータスにこだわるのであれば任命という方法もあるが、条例できちんとまちづくり協議会の目的を謳っているので、その目的の遂行のためにあなたを任命しますといった方法もある。
 - ・委嘱状の交付に変えて、「任命」のようにするのであれば、住民の総意でこの人に地域をお願いするという仕組み、誰もが納得してこの人が地区の代表と言ってもらえるような選び方も各地域でクリアになるとよい。

6. 条例の見直しに伴う課題抽出

(1) 現行まちづくり協議会委員の任期の取り扱い

現在のまちづくり協議会委員（第7期）の委嘱期間は令和8年5月31日までとなっている。地域審議会機能（条例第3条第2項・第3項の）を削除する場合、これまでどおりの委嘱は可能なのか。また、委嘱する場合、どのような形であればできるのか（例えば、個人ではなく組織として、まちづくり協議会と協定を締結し位置付けるなど）を調整する必要がある。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・委嘱は住民自治の本質と対立するため、将来的には委嘱をなくすべきである。
- ・委嘱は行政行為である。自主的活動団体を尊重するなら委嘱はしない方がよい。
- ・委嘱が新しい人材の参入障壁になっている可能性が高い。

(2) まちづくり協議会と地域づくり委員会の関係性

これまでのまちづくり協議会と地域づくり委員会の運営・活動をしっかりとふり返り、双方の機能・役割を明確にしたうえで、条例等で地域づくり委員会をどのように位置付けるかを整理することが必要である。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・まちづくり協議会の役割・機能を再定義する必要がある。
- ・まちづくり協議会の立ち位置や必要性の両方を議論していくべきである。
- ・地域ごとの組織体制の違い（まちづくり協議会のみ／地域づくり委員会併設型）を今後も尊重していくかどうか。
- ・地域の実情に応じた組織の柔軟性及び見直しのしやすさ。
- ・地域ごとの組織体制の違いによる温度差が生じている。

(3) 新たな条例を制定する場合の留意すべき視点

地域自治組織の制度化、地域自治・市民協働のまちづくりに伴う仕組みの制度化、手法の制度化もしくは、まちづくりを推進するための理念を定める条例なのかなど、持続可能な地域づくりを実現させるためにどのような条例が必要なのかを明確にする必要がある。

また、関連条例である大崎市話し合う協働のまちづくり条例との統合・スリム化など、地域住民が地域自治・市民協働によるまちづくりを理解し実践できるよう分かりやすさの向上を模索しながら、持続可能な地域づくりの新たな仕組みづくりを進めていくことが必要である。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・まちづくり協議会（地域自治組織）は、持続可能な地域自治を進めるためのパートナーとして必要であるため、行政としての支援のスタンスを明確にしたうえで条例に定めるべきである。
- ・人口急減社会である 10 年後、20 年後を想定した条例と条例を動かすための仕組みや機能の方向性を示すことが大切である。
- ・条例を見直すというより、持続可能な地域を作っていくための体制づくりであることが重要である。
- ・地域自治組織体制や担い手の確保など、これまでの実践の蓄積を十分にふり返り、地域の実情に応じた新たな組織や仕組みの制度化を進めるべきである。

(4) 新たな条例の制定プロセス

新たな条例を制定する場合は、市民と行政職員が一緒になって話し合いの場を作っていきながら結論を導き出していくというプロセスを大切にすることが重要である。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・大崎市話し合う協働のまちづくり条例に基づいて条例の見直しを市民と市がしっかりと時間をかけて話し合っていくべきである。
- ・持続可能な地域を実現させるため、地域住民の力を育みながら一定の時間をかけて新たな条例を制定するべきである。

7. 有識者会議での論点整理

条例の見直しについての有識者会議での主な意見・論点は次のとおりである。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・地域審議会機能は新市建設計画を担保するために条例に規定されている。新市建設計画への審議会の役目は概ね終了している。
- ・諮問機関（地域審議会機能）としての機能の見直しが必要であるが、地域の意見集約・行政との対話の場は必要である。
- ・地域審議会機能は地域ごとの課題解決のためのもので、市全体の審議会とは異なるものである。今後は住民活動を担保する条例に変えるべきである。
- ・大崎市話し合う協働のまちづくり条例が機能すれば、審議会機能は不要である。現場の意見をヒアリングすべきである。
- ・条例への意見・諮問機関として条例の中身の書き換えは必要だと思うが、機能としては持っていてもよい。
- ・まちづくり協議会に限定した地域審議会機能は置かなくてもよい。
- ・新市建設計画は令和7年度で計画期間が終了するため、それに対する諮問機関はなくてもよい。
- ・条例は自治組織条例の位置づけよりも諮問機関（地域審議会機能）としての条例であり、機関を制度化する位置付けである。条例上の役割としては審議会機能の他に自治活動程度のウエイトであり、新市建設計画を担保する役割がこの条例にはある。
- ・条例そのものは廃止しない方がよい。内容を修正してこれまでの反省で足らざる部分と、これから10年、20年後を見据えて、目指すべき部分を明文化していくのもひとつの方法である。
- ・まちづくり協議会という組織を制度化する場合は「組織に関する条例」となり、仕組みを制度化する場合は「仕組みに関する条例」となる。仕組みの制度化か、または組織の制度化か。大崎市がどういう役割をこの地域自治組織に対して求めるのかということをしっかりと考えるべきである。
- ・大崎市話し合う協働のまちづくり条例は手法を制度化したものである。大崎市パートナーシップ会議に関する指針を制度化し、指針として位置付け、それを条例で支える仕組

みである。

- ・まちづくり協議会委員の委嘱という行為が住民自治とは対極にあると思っている。委嘱されたからやるものではなく、自治とは自主的にやるものではないか。委嘱というものがあるから新しい人材が来てくれない原因の一つになっているのではないか。
- ・まちづくり協議会委員を委嘱するという行為は、諮問・答申の附属機関としての関係になってしまい、多様な参加をはばむのではないか。

8. 条例の方向性（提言の骨子）

前述した有識者会議での主な意見・論点から、提言に向けて条例の方向性を次の4つのパターンに整理した。

しかし、有識者会議はあくまでも提言機関であり、最終決定は市民と大崎市の話し合いで行うべきであることや、“条例を見直すということよりは持続可能な地域を作っていくための体制づくり”が重要であることの認識を市民と大崎市が共有し進めていくことが重要であることを確認する。

【条例の方向性（提言の骨子）】

- ①条例は存置し、新市建設計画計画期間の終了に伴い、地域審議会機能がなくなるため、その規定を削る見直しを行う。
- ②地域審議会機能の規定である条例第3条第3項（当該区域の重要事項に関し市長に意見を述べるができる）を削ることが、市長への意見具申や要望などの仕組みが消えるとの誤解が生じているため、その仕組みは別に扱うこととし、今回の条例の見直しは、あくまでも補完性の原理に基づく、協働のパートナーである地域自治組織として提言できる機能を明確化する。
- ③条例と大崎市話し合う協働のまちづくり条例を統合する。
- ④人口減少社会に対応した持続可能な地域づくりを推進する新しい条例を制定する。

Ⅲ 地域自治組織の推進状況

有識者会議では、これまで進めてきた地域自治組織のふり返りはもとより、持続可能な地域自治組織の体制、幅広い世代や多様な主体が参画できる環境整備など、地域自治・市民協働による新たな仕組みづくりに資することを目的とし、調査・研究を行った。

1. 地域自治組織の設立当時の意義のふり返り

(1) 地域自治組織の推進

大崎市は、新市建設計画⁷第5章新市の施策に「市民が主役、協働のまちづくり（市民参画・行政改革）」を掲げ、市民が主体的にまちづくりを実践し、自立した地域運営を展開していくため、まちづくりに参画できる仕組みや、真に市民のニーズにあった円滑で効率的な行政運営を実践し、市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、市民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちを目指してきた。

当該施策の主要事業の「個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造」に基づき、地域の輝く個性が継続・拡充され、新市（大崎市）でそれぞれが調和し合うことによって大きな輝きを放つよう、これまで培われてきた地域ごとの自治活動をいかしながら、住民が主役となる地域自治組織を創造することになった。

地域自治組織の理念及び考え方は、平成17年12月に大崎地方合併協議会地域自治組織（大崎市流）検討小委員会が策定した「地域自治組織（大崎市流）のあり方に関する最終報告書（以下「最終報告書」という。）」を基本にこれまで約20年間もの期間、地域自治組織の推進を着実に進めてきた。

この最終報告書は、平成16年5月より大崎地方合併協議会の中に地域自治組織検討小委員会⁸を組織し、新市の目指す地域自治組織の仕組みや支援・促進の取り組み等について議論し「大崎市流」としてまとめられ、その後、各地域においてこの最終報告書をもとに住民検討会議を経ながら地域自治組織の推進に努めている。

⁷大崎地方（1市6町）は、合併を手段として、現在の課題を解決することはもとより、この地域で生まれ・育つ子供たちに真の幸福と輝きを与え続けるため、地域資源や地域力の融合と連携によって自立したまち（自治体）を創造していくこととしている。そのため、新市建設計画は、新市としての一体性の確保や均衡のある発展を図る役割も含め、合併後の新しいまちの建設の根幹となる主要プロジェクト等を具体的に方向付けする重要な計画といえる。計画作成にあたっては、これら本計画の意義と役割を踏まえ、任意協議会で策定した新市将来構想を土台とし、そこに掲げられた施策の大綱（まちづくりの7本の柱）の具現を図るものとしている。なお、本計画は、新市で実施すべき多くの事務事業がある中で、特に合併時点で想定される主要な施策等を掲げるものであり、その他の詳細事項については、新市で作成する新市総合計画の基本計画や実施計画に委ねるものとなっている。大崎地方合併協議会が平成17年11月に策定。以降、平成27年12月及び平成30年12月に大崎市において変更している。

⁸6町の町長、議長、議員、住民代表、古川地方振興事務所長、宮城県総務部市町村課課長補佐ら38名で構成している。幹事は古川市助役、アドバイザーは高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科櫻井常矢教授が務めている。

(2) 地域自治組織の定義

大崎市が推進する地域自治組織とは、「地域のことは地域で考え、地域で解決していくための仕組み」として捉えており、「住民自治活動組織」としている。このことは、「地域のことは地域の責任において決定し、責任を持つ」という分権社会における基本的な考え方に基づくものであり、自立性の高い住民自治を築こうとするものであると定義されている。

(3) 住民自治組織の役割

前述した地域自治組織の定義を基本とし、地域住民の組織や活動は、合併と同時に直ちに画一的に統合するものではなく、これまで培われてきた地域個性や特性を合併後も新市の中で継続・発展させていくことに主眼を置いている。

お互いの地域を理解し・尊重し・活かし合うことが、大崎豊饒の大地に住み続ける人々には何よりも重要かつ必要であると考え、これを「大崎市流」の理念として、次の事項を住民自治活動の役割としている。

- ①これまで受け継がれてきた地域の伝統・文化の継承
- ②地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくり
- ③住民が地域の課題に積極的に関わり解決する場
- ④住民に身近な公共的サービスの創設と提供
- ⑤地域住民の意見を集約して市の政策に参画するための経路

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・現在の地域自治組織の仕組みは、行政が画一的に定めたのではなく、合併前の地域の歴史や文化を考慮し、市民（地域）が検討したものである。
- ・大崎市の地域自治組織の仕組みは素晴らしいと思っている。地域づくり委員会や部会制など地域の実情に応じて柔軟性があるところは他の自治体であまり例がない。
- ・当時を知る方から話を聞くと、皆さんが嬉しそうに「楽しかった」「夜、集まって話し合った」など当時の話を教えてくれる。
- ・フランスは日本と真逆で住民が主体となって地域を運営している。行政が少しお手伝いしてるぐらいの国である。これが日本でできなくてフランスでできるのかということ进行研究している。文化や意識の差があり、フランスは地域づくりに参加することが市民の権利であるということを感じている。
- ・大崎市は地域自治・市民協働を進める際、地域住民の考えを尊重している。
- ・地域自治組織検討小委員会が3ヶ月程度中断した。この3ヶ月の間に様々なドラマがあり、市民及び市担当職員が本気で考え、それを尊重してきて今の形になっている。
- ・まちづくり協議会と地域づくり委員会が組織化され20年になろうとしている。これから先どう進めていくかの処方箋を示せる人がいなくなっている。

(4) まちづくり協議会と地域づくり委員会の関係性と双方の機能・役割

ア. まちづくり協議会

まちづくり協議会は、伝統や文化といった地域性やこれまで同じ行政の下でまちづくりを行ってきた旧市町単位に設置することによって、背景を同じくする地域全体の振興と問題解決に向けた取り組みを住民と行政が協働の中で行おうとするもの。

まちづくり協議会は、住民活動の企画・立案・実施、専門部会の設置と運営、地域づくり委員会の事業評価と活動支援及び連絡調整などの地域の自主的な活動のほか、地域審議会の一般的任務とされている事項（新市建設計画の変更、執行状況に関する意見、予算編成の際の事業等に関する要望など）をその役割としている。

イ. 地域づくり委員会

地域づくり委員会は、地域づくり及び地域活動の原点であり、将来的には行政の一部の業務(事業)を担うなど、住民自治活動組織の根幹たる組織と位置づけられるもの。

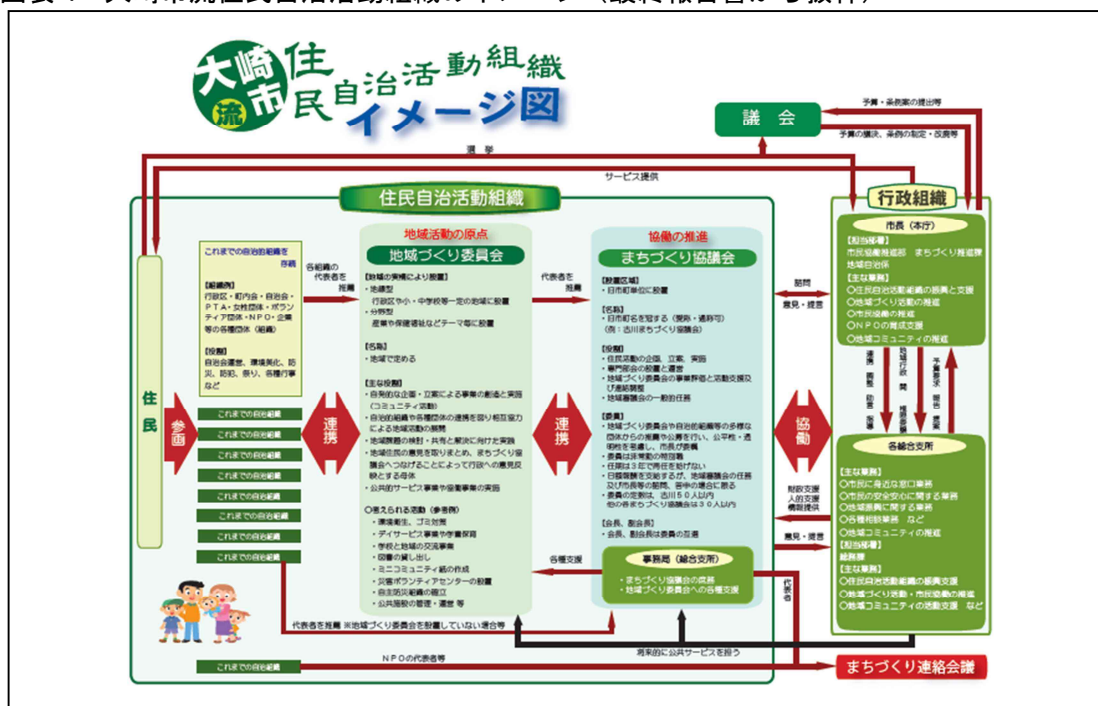
しかし、組織形態及び運営などについては、これまでの各市町での取り組み状況や地域性を充分考慮する必要があるため、松山地域と三本木地域においては、地域づくり委員会を設置せず、産業や保健福祉、生涯教育などの分野毎に部会を設置している。このような地域づくり委員会という組織形態をとらない場合においては、まちづくり協議会においてその役割・機能を担うことになっている。

地域づくり委員会は、住民の自発的な企画・立案による事業の創造と実施（コミュニティ活動）、自治的組織や各種団体の連携と相互協力による地域活動の展開、身近な地域課題の検討・共有と解決に向けた実践、地域住民の意見を取りまとめ、行政への意見反映を図る母体のほか、「自分たちのことは自分たちで行う」「自分たちの地域は自分たちでつくる」という姿勢の基に、公共的サービスの一部を担うことも役割としている。

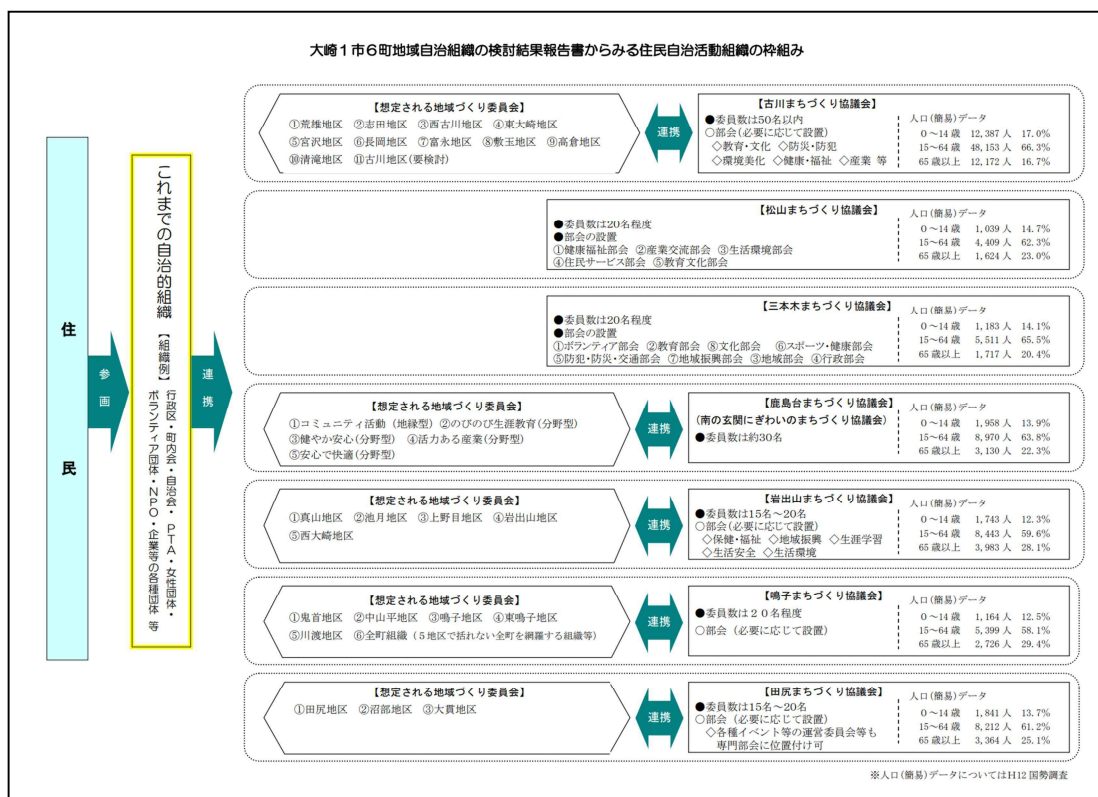
ウ. まちづくり連絡会議

まちづくり連絡会議は、旧市町に設置されるまちづくり協議会の代表者からなる組織で、当面は地域づくりに関する情報交換を主としている。大崎市における地域づくりの一体性や統一性の検討を行うことがその役割とされており、補助金（事業費補助）の交付に関する協議・判断、さらには本市全体での発表会などを通じた具体的事業評価や研修会の開催などを行うものとされている。

図表 4 大崎市流住民自治活動組織のイメージ（最終報告書から抜粋）



図表5 大崎市流住民自治活動組織のイメージ（最終報告書から抜粋）



【有識者会議での主な意見・論点】

- ・古川、岩出山、鳴子及び田尻地域は、まちづくり協議会と地域づくり委員会がある。まちづくり協議会と地域づくり委員会のバランスや機能・役割がどのようになっているのか。
- ・松山、三本木及び鹿島台地域は、まちづくり協議会が一つで部会制としている。その組織体の地域性が出ていて、改めて大崎市まちづくり協議会条例を見ながら考えていくと、まちづくり協議会が中心であって、地域づくり委員会及び部会が施行規則で位置づけられている。
- ・古川地域以外は、人口減少とともに縮小化しているのが現実である。大崎市の持続可能な地域自治のためには、地区単位とか地域単位の見直しも含めて議論が必要である。
- ・古川、岩出山、鳴子及び田尻地域は、まちづくり協議会が目立たず、地域づくり委員会が頑張っているように見える。
- ・まちづくり協議会と地域づくり委員会の仕組みを地域住民が戸惑っている部分があり、また、双方の機能・役割を使いこなせてないところがあるのではないかな。まちづくり協議会ができたことで、地域でまとまらないといけないという思考があるが、まとまることができず、お互いフラストレーションが溜まっている印象がある。
- ・一体感と一緒にすることの違いが地域住民に浸透すると地域自治組織の委員が気持ちが悪くなり、自由にのびのびとできるのではないかな。
- ・まちづくり協議会や地域づくり委員会は、行政区や町内会の地縁組織に、婦人会や消防団などの志縁団体を含めた形で組織化する制度設計である。しかし、現状は行政区の役員が地域づくり委員会の構成員になり、その方がまちづくり協議会の構成員になる構造になっているため、10年、15年、20年を経ると、年齢を重ねたようになっている。

2. 補完性の原理

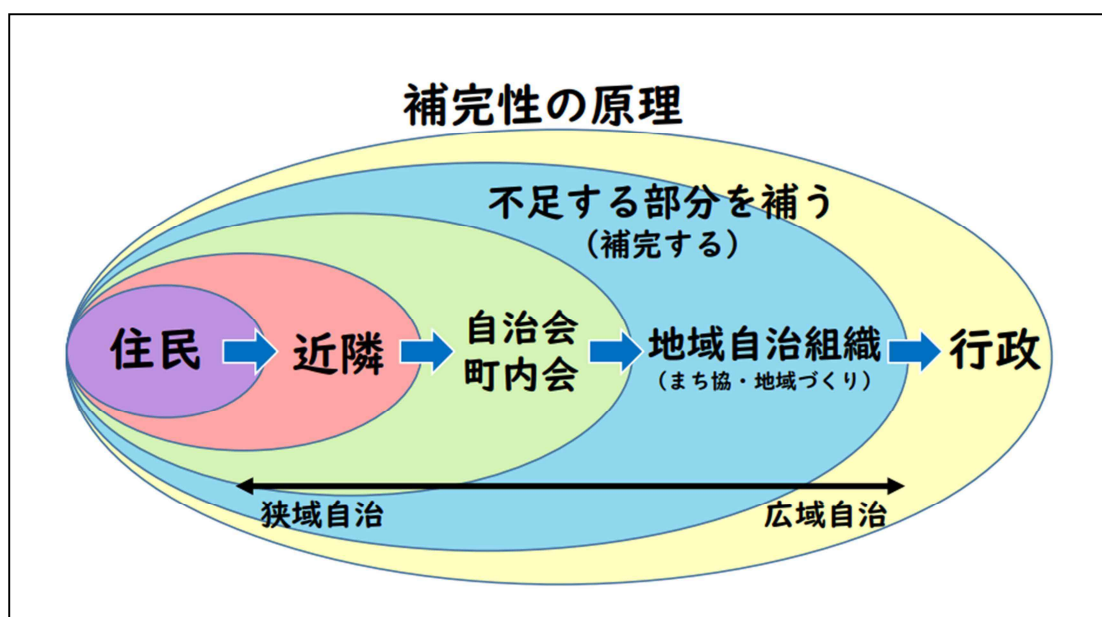
大崎市流地域自治組織の特徴は、①行政の画一的な指示に基づいて組織するのではなく、地域の特性や実情に応じて、地域（市民）が検討した組織を尊重したこと、②まちづくり協議会に合併特例法に定める地域審議会の役割を兼ねたこと、③地域住民の暮らしの課題を解決し、負担軽減のまちづくり（人口減少、地域リーダー人材のなり手不足、組織役員の高齢化・役職の重複化、地域団体の解散などによる地域力の低下への備え）を推進するものであることのほか、補完性の原理に基づく地域課題解決型の地域づくりも特徴になっている。

最終報告書では、「地方分権は、住民に最も身近な存在である市町村の「地方自治」を拡大することとも言える。地方自治制度は日本国憲法において保障され、具体的には「地方自治の本旨」に基づき地方自治法などの法律によって定められている。「地方自治の本旨」とは団体

自治⁹と住民自治¹⁰の2つの柱で表され、表裏一体的にバランス良く機能してはじめて地方自治の活性化が図られると言われており、行政や議会の権限拡充に見合う住民自治の強化が求められている。まず、日常生活の身の回りで発生する問題は、個人や家庭が解決し、そこで解決できない問題はコミュニティで処理する。それでも解決できない問題は市町村行政が受け持つという、いわゆる「補完性の原理¹¹」が地方自治システムの基本原理として確立させていく必要がある。」と指摘している。

しかし、まちづくり協議会と地域づくり委員会の機能・役割が曖昧になっていることに加え、個々の団体へ財政支援の仕組み、自己完結を目指してしまう地域住民の特性などから補完性の原理が機能していない状況がある。

図表 6 補完性の原理のイメージ



⁹団体自治とは、一定の地域を基礎とする国から独立した団体(自治体等)を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則のこと。

¹⁰住民自治とは、地域における行政を行う場合に、その住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。

¹¹補完性の原理とは、「政策決定は、それにより影響をうける住民・コミュニティにより近いレベルで行われるべきだという原則」である。個人レベルから始まり、家庭→コミュニティやNPO→市町村→都道府県→国というように、身近なところから順に補完していく階層秩序原理である。世界の社会構成原理としてグローバルスタンダード(世界標準)となっており、日本でも「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(第27次地方制度調査会)の中では、「今後のわが国における行政は、国と地方の役割分担に係る『補完性の原理』の考え方にに基づき、『基礎自治体優先の原則』をこれまで以上に実現していくことが必要である。」としている。最終報告書から引用。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・地域づくり委員会で完結しようとする傾向がある。まちづくり協議会との関係性が作られてこなかったため、自己完結を目指してしまうところが、地域住民の特性だと思う。完結しなければならないという意識が働いてしまい、補完の意味を理解していても「頑張れません」「できません。助けてください。」「補完してください」ということを発言できない状況になってしまっている。
- ・まちづくり協議会というバックアップ組織があるにも関わらず、「頼らないで、頑張ろう」という思考が強くなると補完関係が成立しない。頑張りすぎず、まちづくり協議会や総合支所を頼ることをアドバイスできる、寄り添う人の有無は重要な要素である。
- ・大崎市が実施したモデル事業や実証事業が補完やコーディネート論点を大切に実践してきた経過がある。
- ・人と人とのトラブルが多いのも地域づくりである。「あの人がやってるから気に入らない」「仲が悪い」「常にあの人が勝手にやっている」などと言われている人が、いなくなると何もできないというパターンがある。そこを第三者的な視点で支えてあげる組織・人が必要だと思う。だからこそ入口が重要。決まった人や今まで行ってきた人が長期間務めるが故に、新たな人への入口が開きづらい状況になっている。
- ・基礎交付金がそれぞれの組織に交付されることも、補完できない理由となっている。交付金による事業実施に縛られていると、交付金で何かをすることで完結してしまっている。次への繋がりが無い。
- ・地域づくり委員会で解決できない地域課題をまちづくり協議会で協議するという考えであった。一つの地域づくり委員会で解決できないことは、地域全体で話し合おうという仕組みがうまく機能したかどうか。うまく機能するためには、きちんとしたコーディネーターなどの回し役が必要だった。

3. まちづくり協議会の委員構成・仕組み

まちづくり協議会及び地域づくり委員会（部会含む）の仕組みについては、大崎地方合併協議会地域自治組織（大崎市流）検討小委員会の中で議論されている。平成17年、組織の設立に向けた検討の場を当該小検討委員会から旧1市6町のそれぞれの地域に移し、地域ではまちづくり協議会設立準備会を設置して、組織設立に向けた検討が進められた。

機能・役割、事業、メンバー構成と任期、総会及び役員会、会計年度などの規定を検討し、組織を運営するために必要な詳細な検討を行い、現在の組織が設立されている。

まちづくり協議会は、自主的活動団体の役割に前述した地域審議会の役割を兼ねていることから条例第4条「組織等」で委員の定数、委員区分及び任期が規定され、古川まちづくり協議会は50人以内、他地域の協議会は30人以内、任期は原則3年とされている。

委員区分は、①当該区域内でまちづくり活動や自治的活動を行っている団体から推薦を受けた者、②学識経験者、③公募による者（当該区域内に住所を有する者に限る。）、④その他市長

が認める者から市長が委嘱することとされ、「地縁¹²」と「志縁¹³」の多様なまちづくり団体及び個人が互いの長所や強みをつなぎ、連携できる構成になっている。

令和8年2月1日現在のまちづくり協議会委員は、まちづくり団体からの推薦者161名、学識経験者17名、公募による者10名の計188名に市長が委嘱している。

現行第7期（令和6年6月1日から令和8年5月31日まで（特例として2年間）※通常任期は3年）の委員の選任状況、女性割合、平均年齢は次のとおり。

図表7 第7期まちづくり協議会委員の選任状況

第7期まちづくり協議会委員選任状況											
名称	定数	委嘱者数	新規委員	新規割合	女性委員	女性割合	委員区分				平均年齢
							1号 (団体推薦)	2号 (学識経験)	3号 (公募)	4号 (その他)	
古川まちづくり協議会	50	44	22	50.0%	9	20.5%	40	0	4	0	64.4
松山まちづくり協議会	30	22	12	54.5%	5	22.7%	17	2	3	0	64.3
三本木まちづくり協議会	30	24	13	54.2%	6	25.0%	19	5	0	0	57.3
鹿島台まちづくり協議会	30	29	9	31.0%	7	24.1%	28	0	1	0	67.9
岩出山まちづくり協議会	30	21	3	14.3%	6	28.6%	15	6	0	0	58.8
鳴子まちづくり協議会	30	21	5	23.8%	4	19.0%	20	0	1	0	67.4
田尻まちづくり協議会	30	27	4	14.8%	5	18.5%	22	4	1	0	65.4
計	230	188	68	36.2%	42	22.3%	161	17	10	0	63.9
平均年齢	64歳										
最年少	25歳										
最年長	92歳										
年 代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計		
委 員 数	2	11	21	15	66	63	9	1	188		
古川まちづくり協議会	1	1	4	6	12	20	0	0	44		
松山まちづくり協議会	0	3	2	0	8	7	2	0	22		
三本木まちづくり協議会	0	5	5	0	8	5	1	0	24		
鹿島台まちづくり協議会	0	1	1	2	10	13	2	0	29		
岩出山まちづくり協議会	1	0	5	4	6	3	1	1	21		
鳴子まちづくり協議会	0	0	1	1	13	6	0	0	21		
田尻まちづくり協議会	0	1	3	2	9	9	3	0	27		

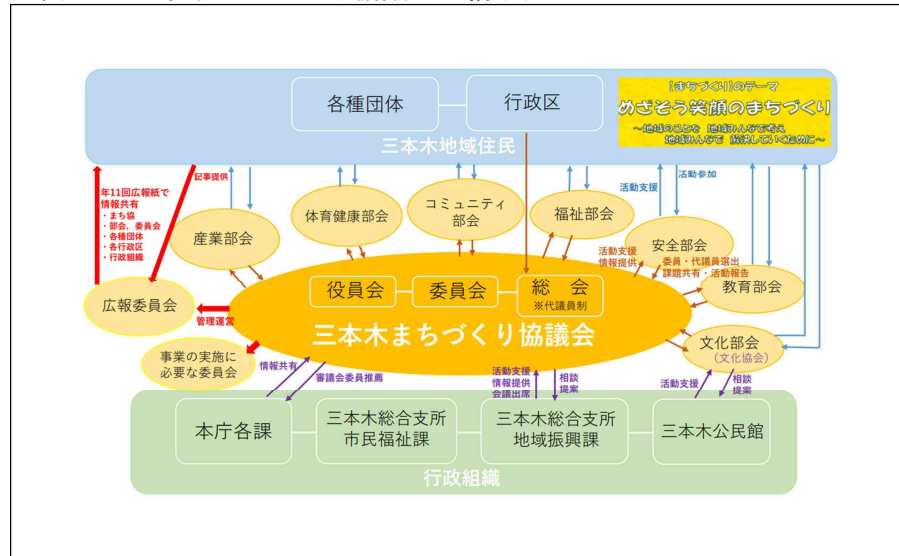
古川まちづくり協議会の委員構成は、21か所の地域づくり委員会からの推薦者のほか、古川ボランティア連絡会、大崎市PTA連合会、一般社団法人おおさき青年会議所、古川地域区長会連絡協議会、古川地域婦人団体連絡協議会、一般社団法人みやぎ大崎観光公社、青少年のための大崎市民古川会議、古川地域農村生活研究グループ連絡会議、特定非営利活動法人、一般社団法人古川地区交通安全協会、大崎市女性防火クラブ連合会古川支部からの推薦者、公募委員などのバラエティに富んだ委員で構成されており、条例で定める定数としている。

¹²行政区、自治会などをいう。地域住民が主体となって自治を行う組織であり、地域の意思決定や政策の立案に関与する。

¹³NPO、PTA、女性団体、サークル団体、法人（企業含む）などをいう。使命感があり、全国的なネットワークを有している。

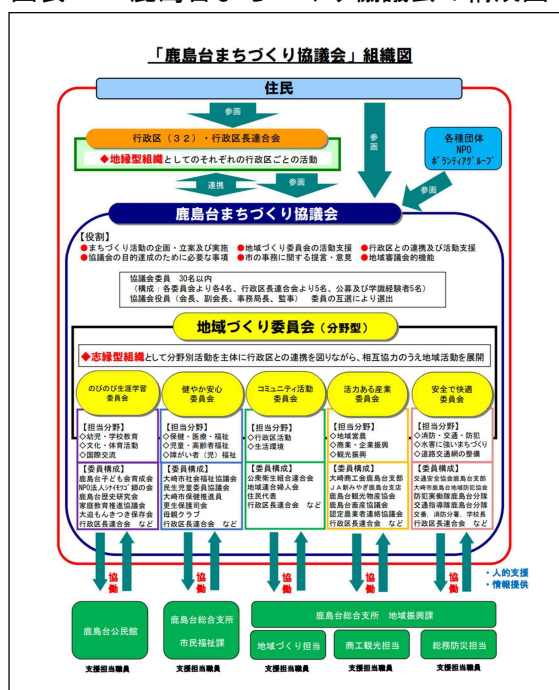
部会の構成員になっている。

図表 10 三本木まちづくり協議会の構成図



鹿島台まちづくり協議会の志縁団体は、交通安全協会、食生活改善推進員、消防団などの行政関係機関や行政委嘱委員のほか、商工団体・農業団体などで構成されており、5つの地域づくり委員会（コミュニティ活動委員会、のびのび生涯学習委員会、健やか安心委員会、活力ある産業委員会、安全で快適委員会）の構成員になっている。

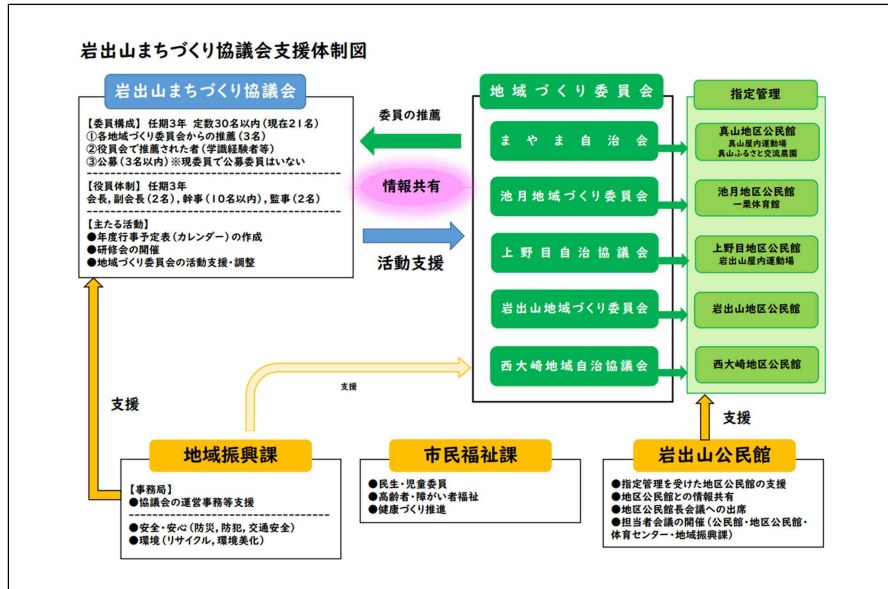
図表 11 鹿島台まちづくり協議会の構成図



岩出山まちづくり協議会は、5つの地域づくり委員会（まやま自治会、池月地域づくり委員会、上野目自治協議会、岩出山地域づくり委員会及び西大崎地域自治協議会）から推薦を受けた者（会長を含めた3名）、役員会で推薦された者（学識経験者等）で構成され、志縁団体が

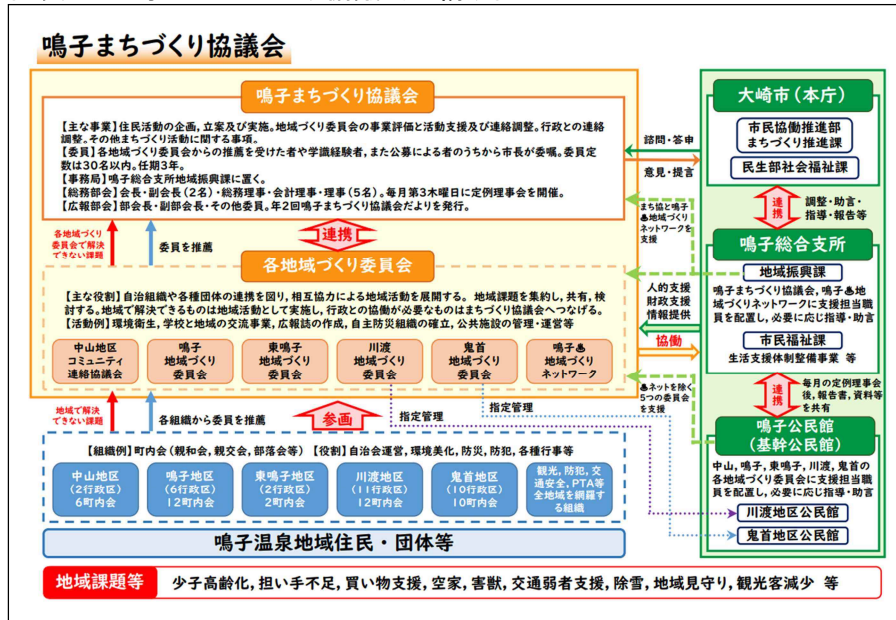
らの委員はいない状況となっている。

図表 12 岩出山まちづくり協議会の構成図



鳴子まちづくり協議会は、6つの地域づくり委員会(鬼首地域づくり委員会、中山地区コミュニティ連絡協議会、鳴子地域づくり委員会、東鳴子地域づくり委員会、川渡地域づくり委員会及び鳴子〰地域づくりネットワーク)からの推薦者、公募委員で構成されている。

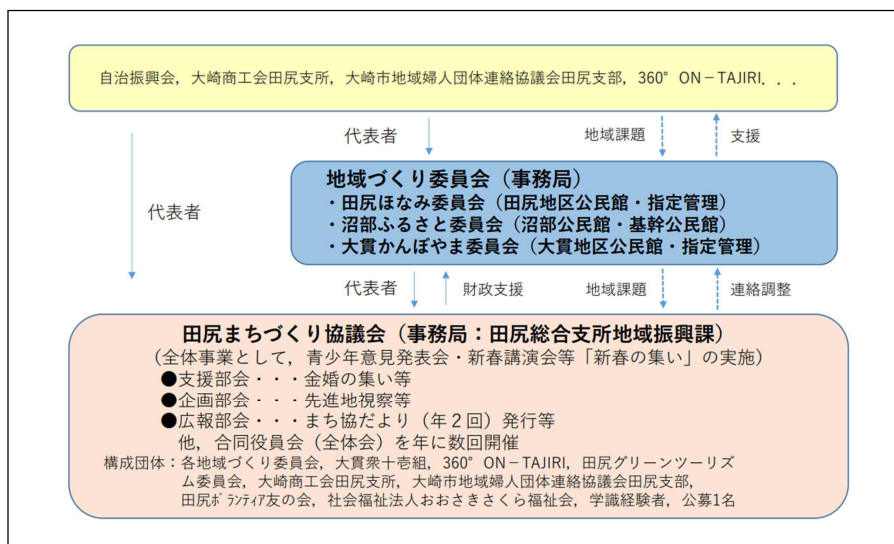
図表 13 鳴子まちづくり協議会の構成図



田尻まちづくり協議会は、3つの地域づくり委員会(田尻ほなみ委員会、沼部ふるさと委員会及び大貫かんばやま委員会)からの推薦者、学識経験者及び公募委員のほか、大貫衆十壺組¹⁴、360° ON-TAJIRI¹⁵、田尻グリーンツーリズム委員会、大崎商工会田尻支所、大崎市地域婦

人団体連絡協議会田尻支部、社会福祉法人おおさきさくら福祉会、田尻ボランティア友の会からの推薦者で構成されている。

図表 14 田尻まちづくり協議会の構成図



4. 地域づくり委員会（部会含む）の委員構成・仕組み

地域づくり委員会についても地域の実情に応じた検討が重ねられ、既存団体の活用のほか新たに多様なまちづくり団体や行政委嘱委員などで組織化するなど、地域自らの責任のもとに設立されている。

古川地域は、古川、荒雄、川南及び川北の4つのエリアによって多様性があり、川南及び川北エリアは昭和の大合併の村単位（小学校通学区域）を基本に、既存の地域活性化を目的として設立されていた地区振興協議会を地域づくり委員会に移行させている。荒雄エリアについては、当時、荒雄地区振興協議会が存在していたものの、自治を円滑に進める基本住民数とされる3千人を大幅に超え、1万5千人となったため、分割の議論が進み、東部コミュニティ推進委員会、西部コミュニティ推進協議会、南部コミュニティ推進委員会、中央コミュニティ運営協議会、江合親睦会及び福浦親和会が設立されている。旧古川市の市街地となる古川エリアは、行政区長、町内会長らで構成する検討組織を立ち上げ、約10回程度の議論の末、古川中心地域自治協議会、中里駅南地域協議会、緒絶地区協議会、親栄自治協議会及び古城コミュニティ協議会が組織されている。

岩出山地域は、5つの小学校通学区域ごとに存在していたコミュニティ推進協議会（岩出山地域づくり委員会エリアは親交会連絡協議会）とは別に地域づくり委員会を新たに組織したが、

¹⁴田尻地域の大貫地区で20～40歳代までの若者だけを集めた「お祭りワークショップ」を開催した。そのワークショップをきっかけに青年を中心に結成された活動隊。30年ぶりに大貫地区の夏祭りを復活させるとともに、地域防災のあり方や、晩婚化社会への対応などにも着目し、住民の暮らしを支える基盤として、大貫の地域づくりの大きな原動力となっている。

¹⁵田尻地域の田尻地区、沼部地区、大貫地区の青年層が集まって2016年12月に結成された有志青年団体。活力ある田尻地域を将来へ継承するため地域活性化イベントや青年交流事業を行っている。

約2～7年後、構成員の重複、事業の統一化が進められ、コミュニティ推進協議会、子供会育成会、福祉会及び地域づくり委員会との再編・統合の歩みを経て、現在のまやま自治会、池月地域づくり委員会、上野目自治協議会、岩出山地域づくり委員会及び西大崎地域自治協議会が組織されている。

鳴子温泉地域は、5つの温泉地単位に新たに地域づくり委員会を設立し、鬼首地域づくり委員会、中山地区コミュニティ連絡協議会、鳴子地域づくり委員会、東鳴子地域づくり委員会及び川渡地域づくり委員会に加え、婦人会、鳴子ツーリズム研究会、鳴子温泉郷観光協会などの5地区で括れない全エリアを網羅する組織で構成する鳴子圏地域づくりネットワークが組織されている。

田尻地域は、合併前に生涯学習事業を展開する町民学校（合併前に自治振興会の生涯学習部に編成）の活動が活発であり、42箇所の自治振興会を母体に田尻地区、沼部地区及び大貫地区の3つの地域づくり委員会が組織されている。

松山地域及び三本木地域は、小学校が1校または2校のためまちづくり協議会と重複することから地域づくり委員会は設けず、まちづくり協議会の内部組織として健康福祉、産業交流、生活環境、安心安全、教育文化といった分野ごとの部会が組織されている。

鹿島台地域は、コミュニティ活動委員会、のびのび生涯学習委員会、健やか安心委員会、活力ある産業委員会、安全で快適委員会の分野ごとの地域づくり委員会が組織されている。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・古川、岩出山、鳴子温泉及び田尻地域のまちづくり協議会については、まちづくり協議会の委員構成を地域づくり委員会委員が主になっている。NPOなど任意で活動している団体が入りにくい仕組みになっている。
- ・まちづくり協議会の定義の見直しが必要である。NPOや他のまちづくり団体も参入しやすくするのがキーワードである。
- ・まちづくり協議会が担うべき役割は、プレーヤーではなく、調整等のコーディネート機能を担うことではないか。
- ・まちづくり協議会は、地域の情報共有ができていない。まちづくり協議会は情報が集まる場であり、情報とともに人が自然と集まる場である必要がある。また、横の繋がりが無いというところが課題である。
- ・古川、岩出山、鳴子温泉及び田尻地域のまちづくり協議会については、まちづくり協議会と地域づくり委員会の関係性と位置付けを明確にするべきである。
- ・松山、三本木及び鹿島台地域のまちづくり協議会は、地域づくり委員会がないため、行政区や町内会との意見交換などを通じた地域課題が部会に集約される仕組みが必要である。
- ・本来の基礎交付金の使い道はイベント等だけではなく、体制づくりや10年後、20年後に地域が成り立つような事業であるべき。
- ・まちづくり協議会委員として委嘱される委員は、ステータスや誇りに感じている部分があり、条例の見直しによって身分が失われることが前面に見えてしまうのではないか。

- ・委嘱という行為が住民自治と対極にある。委嘱されたからやるものではなく、自治とは自主的にやるもの。委嘱行為が新しい人材が参加できない原因の一つになっている。
- ・委嘱するという行為により諮問・答申の附属機関としての関係になり、多様な参加を妨げるのではないか。
- ・松山、三本木及び鹿島台地域のまちづくり協議会は部会をつくり事業を実施している。部会をつくってしまうと部会の集まりが中心になってしまう。まちづくり協議会としてのフィールドではなく部会のフィールドが中心になるため、縦割りになってしまう。例えば福祉部会が所管する中の議論で、安全安心部会の話題も出ても安全安心部会には繋がらない。部会があることにより動きやすいメリットはあるが縦割りになってしまい、横に動きにくい状況を作ってしまう。また、部会のメンバーが入れ替わらないことが多い。
- ・松山、三本木及び鹿島台地域のまちづくり協議会は部会制である。機能面を考えれば部会は必要と思うが、部会のデメリットは、部会の考え方や活動が固定化し、部会メンバーも固定化することで新しい人が入りにくい状況を作ってしまうところである。2年任期で新しい人が委員として出てくることはあるが、役員をやるのは大体同じ人たちが入れ替わる状況である。今まで関わっていない新規の住民の獲得をどのようにしていくべきか。
- ・松山、三本木及び鹿島台地域のまちづくり協議会は、まちづくり協議会の協議機能を考えていく場合、部会の在り方を議論しなければいけない。

5. 市民協働によるまちづくり

大崎市は第1次総合計画（計画期間:平成19年度から平成28年度）を平成19年12月に策定し、「宝の都（くに）・大崎～ずっとおおさき・いつかはおおさき～」の将来像実現のため、各分野の施策を確実に推進している。

将来像実現への施策の大綱に「市民が主役 協働のまちづくり」を掲げ、まちづくりの主役である市民と行政が、協働のあるべき姿を共に描きながらまちづくりを進めている。

第2次総合計画（計画期間:平成29年～令和8年）においても、「未来を担うひと・地域・田園都市創生プロジェクト¹⁶」「連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業創造プロジェクト」「安全・安心・住みやすさ創出プロジェクト」の重点プロジェクトを掲げ、第1次総合計画同様に引き続き「市民が主役 協働のまちづくり」を理念に地域自治と市民協働を両輪にまちづくりを進めている。

一方で、全国的な協働をめぐるのは、行政課題として現れる協働論議の中で、行政のご都合主義に基づく協働や、話し合いのテーブルに着くこともないままの役割分担が描かれるなど、

¹⁶市民がいきいきと活躍でき、生きがいを感じられる生活を送るためには、生活の基盤となる地域コミュニティと地域を担う個性豊かで多様な人材が必要である。持続可能なまちづくりに向けて、未来を担うひとづくり、地域づくりに取り組む。また、世界農業遺産などの本市が誇る魅力的な地域資源を最大限に活用し、交流人口・関係人口の拡大や移住・定住の促進、デジタル技術を活用した未来社会の実現、環境負荷の低減など、豊かな自然と高度な都市機能が調和した魅力的な田園都市の創生を目指す。重点的に取り組む施策に「地域コミュニティの再生と地域の拠点づくり」を掲げ、主な取り組みに「大崎市流地域自治組織への支援」を位置づけている。

市民には「協働させられている」「押し付け・下請け」の感情が発生してしまうことが一般的に懸念されている。また、行政組織の縦割りによる各種委員の委嘱や各種団体への補助金などから起こる地域住民の自治力の低下、地域コミュニティ活性化を意図した政策の増大、行政組織の縦割り組織から発生する地域の混乱と過度の負担など、「協働」という制度的根拠の不在が招く言葉の曖昧さによって、市民も行政も協働が引き継がれない課題も懸念されている。

しかし、大崎市は、平成 26 年 4 月に、話し合いによる協働のまちづくりの基本的な考え方を定めることにより、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを進め、もって個性豊かで活力に満ちた笑顔あふれる地域社会を実現することを目的に、全国初の「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」を施行し、「仕組み・プロセス」としての市民協働を条例化している。

特に、さまざまな政策形成段階での市民参加の制度化と協働による実施過程を構築するため大崎市パートナーシップ会議指針を策定し、市民主体の課題解決と行政との協働を制度的かつ実質的に確保するなど、“協働をカタチ”にして実践している。

大崎市パートナーシップ会議は、平成 19 年度に、市民と行政とが一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進について、将来目標の共有及び協働による事業の実施過程を構築するため、市民メンバー 14 名（各地域から 2 名の推薦）と行政職員メンバーで検討会議を立ち上げ、試行的な実践を通じて、「市民と行政職員が対等な関係で話し合える場（テーブル）」として、平成 22 年 3 月に本格的に導入している。

これらの大崎市の取り組みは、仕組みや制度だけでは地域は動けないことから、制度整備を先行するよりも実践の蓄積を優先（＝自治力）しながら育んできたものと言える。

図表 15 大崎市パートナーシップ会議の実績

年度	パートナーシップ会議の名称
平成 20 年度	・ 保育所等の民営化に係るパートナーシップ会議 ・ 出張所・公民館施設のあり方に関するパートナーシップ会議 ・ ふるさとプラザのあり方に関するパートナーシップ会議
平成 21 年度	・ 地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議 ・ 大崎市の図書館を考えるパートナーシップ会議 ・ 大崎市における公民館の地域運営及び出張所のあり方に関するパートナーシップ会議（継続）
平成 22 年度	・ 公民館の地域運営の仕組みに関するパートナーシップ会議
平成 24 年度	・ 大崎市協働のまちづくり条例制定に関するパートナーシップ会議
平成 25 年度	・ 大崎市話し合う協働のまちづくり行動計画策定に関するパートナーシップ会議
平成 29 年度	・ 大崎市市の花・木・鳥等普及事業に関するパートナーシップ会議 ・ 大崎市にぎわい交流デザイン・企画チーム

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・協働で取り組む際は、市民（地域）と行政の役割分担が非常に大切になってくる。役割分担は、どちらかが一方的に決めるのではなく、市民（地域）と行政双方の話し合いで決めていくことが大切である。

6. 大崎市地域自治組織戦略体制整備事業の実践と検証**(1) 制度創設の背景と実践**

地域の担い手の不足などによる組織役員の高齢化や重複化、事業の多様化などによる組織の弱体化が見受けられ、持続的に地域自治組織の維持や地域課題解決に向けた協働のまちづくりを発展させていくためには、地域自治組織の組織体制の強化を図ることが課題とされている。

そこで、人口減少などによる地域課題の深刻な地域自治組織に対し、地域支援コーディネーターを地域雇用することで、煩雑化している地域自治組織の組織体制の強化と併せて、必要に応じてまちづくり団体¹⁷事務局の運営支援を行いながら、地域行動計画を策定し、地域住民が必要としている事業を実施するための「コーディネート機能」を含めた体制整備に対する推進策として、「地方創生に伴う大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業（事業期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日。以下「モデル事業」という。）」を創設している。

なお、当該モデル事業は、人口減少時代の地域自治の推進体制を実証に基づいた検討を行うため、モデル事業の検証を踏まえて「大崎市地域自治体制整備実証事業（事業期間：令和元年4月1日～令和4年3月31日。以下「実証事業」という。）」として継続して実施している。

(2) 事業趣旨

地域自治組織が抱える固有の課題整理や現状分析などによる実態調査、そして、地域行動計画の策定及び将来の地域づくりの担い手としての人材育成支援などの事業を行い、より自立性の高い地域自治組織の強化と、将来的には行政に依存することなく財源を確保した組織運営を図ることをねらいとしている。

また、行政各課から各種団体に対し交付している補助金や交付金又は委託している事業のうち、地域自治組織に事業移管などができるものが存在していることから、今後、地域に事業移管ができる事務事業の整理を行うとともに、個々に交付している補助金を将来的に統廃合し、メニュー事業の選択制の導入の検討や地域自治組織から地域住民が必要としている事業の提案をいただきながら継続して地域自治組織が自立性を持った事業展開の可能性を探ることとしている。

¹⁷自治会、町内会、子ども会、福祉会、老人会、PTA、NPO・サークル団体など、自治活動を行う団体又は地域で活動するNPOその他の市民活動団体をいう。

(3) 他施策との連動したモデル事業の実施

当該モデル事業及び実証事業は、地区公民館の指定管理者制度¹⁸や地域包括ケアシステムの構築¹⁹との連動した事業展開を実施することで、地区公民館の円滑な運営及び地域自治組織の基盤形成がさらなる効果が期待されるとともに、全国で初めて地域支援コーディネーターと生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の機能・役割を一体のものとして推進していく仕組みを取り入れたことにより、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される大崎市流の地域包括ケアシステムの構築の実現が図られている。

(4) 実践した地域自治組織

ア. 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業（5 団体）

池月地域づくり委員会（池月サポート事業）、松山まちづくり協議会（絆のつよい地域づくり事業）、鳴子まちづくり協議会（生活安心ネットワーク事業）、宮沢地域振興協議会（地域人材バンクを活用したコミュニティ再構築事業）、岩出山地域づくり委員会（地域団体ネットワーク整備と活性化バックアップ事業）

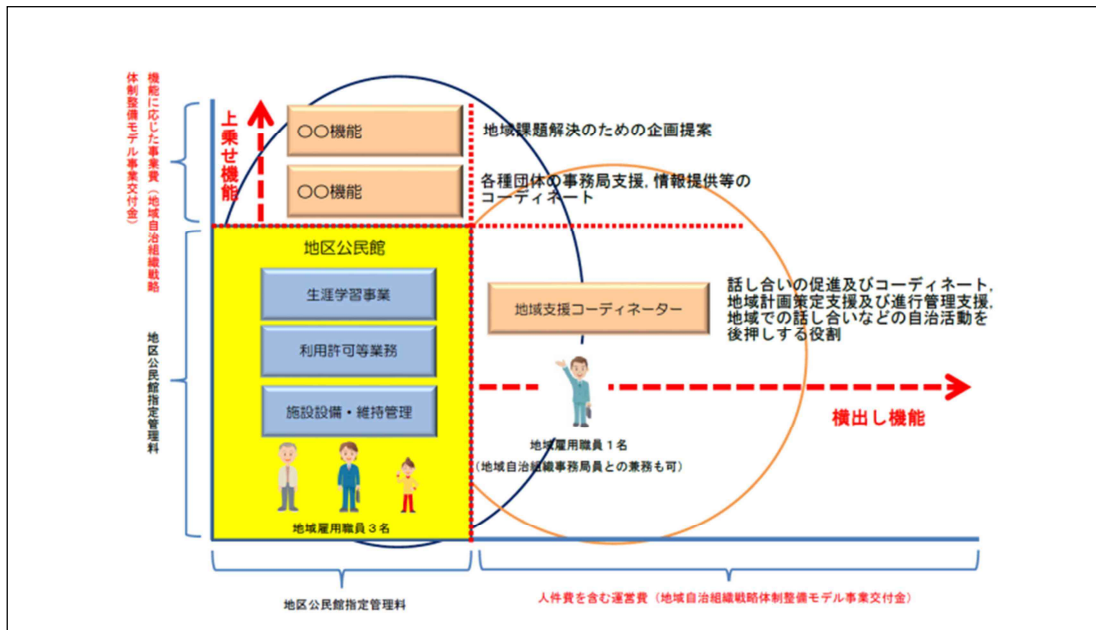
イ. 大崎市地域自治体制整備実証事業（3 団体）

高倉地区振興協議会（持続性の高い”くらし”を支える基盤形成プロジェクト～地域計画の起動・実践を通じた組織の見直しと人材発掘・育成～）、岩出山地域づくり委員会（地域団体ネットワーク整備及び活性化バックアップ事業）、池月地域づくり委員会（池月サポート事業）

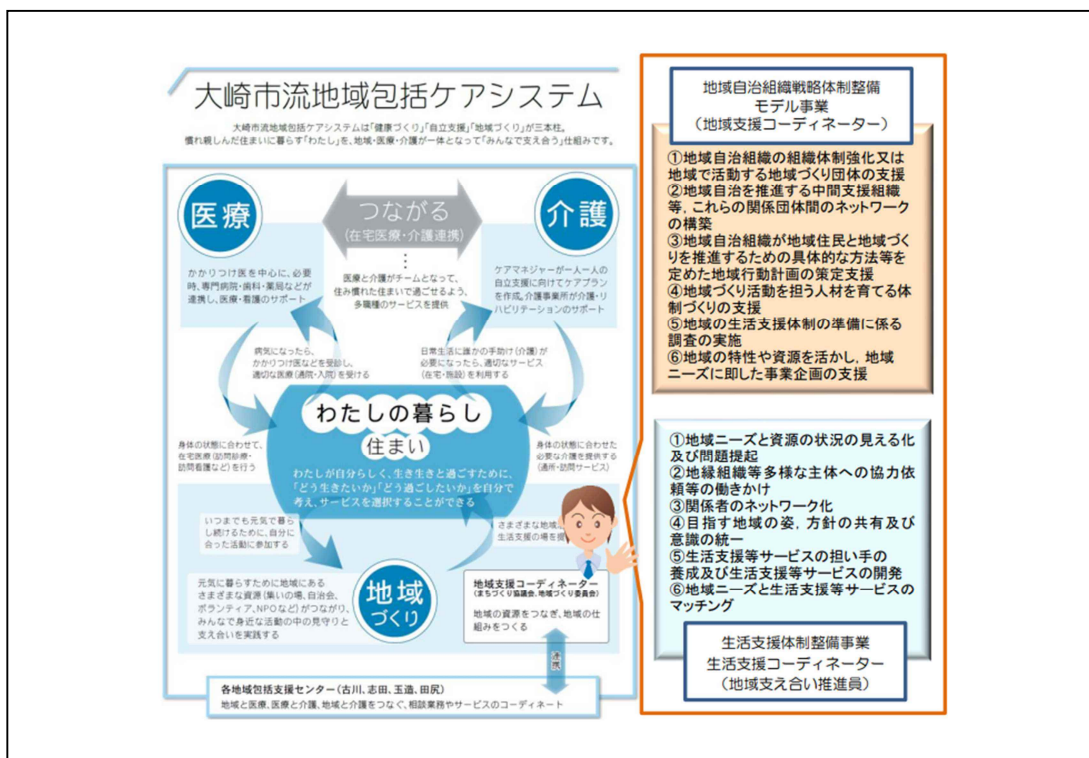
¹⁸平成 24 年度から市内 18 か所の地区公民館を当該地域の地域づくり委員会を指定管理者として地域運営を開始した。古川地域は 9 箇所、岩出山地域は 5 箇所、鳴子温泉地域は 2 箇所、田尻地域は 2 箇所の地区公民館が地域運営されている。指定管理期間は、第 1 期 3 年、第 2 期 5 年、第 3 期 5 年として現在第 4 期（～令和 10 年 3 月 31 日）の指定管理期間となっている。

¹⁹団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域での体制のこと。地域の実情に応じた医療・介護の総合的な確保を目的とする「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（通称「医療介護総合確保推進法」）」に規定されている。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく仕組みとなっている。大崎市では平成 29 年 4 月に高齢介護課に地域包括ケア推進室を設置し、市民協働推進部まちづくり推進課と密な連携を図りながら推進（交付金事業（120 万円）は平成 28 年度から実施）している。令和 6 年度から社会福祉法人大崎市社会福祉協議会に委託している。

図表 16 地区公民館の指定管理者制度と大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業



図表 17 地域包括ケアシステムとの一体的な推進の仕組み



(5) 検証結果の方向性

「地域支援コーディネーターの業務、役割」「地域支援コーディネーターの担当エリア」「地域支援コーディネーターの雇用、業務のマネジメント等」「地域自治組織の役割」「行政の役割」「地域支援コーディネーターの方向性」の6項目について、外部有識者で構成する「大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員会²⁰」により、現場訪問によるヒアリングを通じて課題の分析を行っている。

地域支援コーディネーターの成果としては、①地区公民館に常駐することにより、地域住民はいつでも地域課題を相談することができ、また、日常会話の中から地域内の動きや課題などを地域支援コーディネーターが把握することができた。②地域支援コーディネーターが地域づくり部分の事業を担い活性化を進めたことで、地域内の人材発掘や関係機関との連携につながったとする成果があった。

一方で、①地域自治組織が地域支援コーディネーターを雇用したことで、雇用契約という主従関係から、地域支援コーディネーター自らが地域の事業を担ったり、事業をつくり出したりすることで事務量が多くなった、②事務量の膨大さから、地域支援コーディネーターの本来業務である人材育成やネットワーク構築などによる自治の仕組みづくりの支援よりも事務局的な事務担当者になってしまったといった課題が生じたところである。

検証では、大崎市の持続する地域自治組織には、雇用、業務のマネジメントなどの環境が確保された地域支援コーディネーターが必要であるとともに、地域支援コーディネーターの雇用を含め、継続して地域自治組織をサポートする「中間支援組織」の創設が導き出されている。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・モデル事業は、まちづくりと福祉分野の連携の仕組みであり、この取り組みを他の自治体で紹介すると驚かれることが多く、地域自治組織の仕組みの素晴らしいところだと思っている。
- ・中間支援機能の意義と必要性について、①固定的な支援体制の確保（固定された人が支援にあたる体制は機能的に優れており、全地域の情報が集約・分析されて行政や地域にフィードバックされる点が有効である。）②行政が関わらないことのメリット（地域の本音を引き出しやすく、「よそ者」として入ることによって行政区や自治会の再編など、地域だけでは話しにくい課題を引き出す「呼び水」の役割を果たすことができる。）③行政支援の課題を補う可能性（アウトリーチ型の支援（現場に出向き情報収集・情報交換する姿勢）により、行政職員が担いにくい機能を補完できる。）の5項目について整理した。

²⁰地域自治組織が実施する、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するための事業に交付する大崎市地域自治体制整備実証事業交付金の交付の対象となる事業の審査及び評価を行うとともに、人口減少社会に適合する持続可能な地域自治支援体制の仕組みづくりの調査及び研究並びに提言を行うため平成31年1月に設置。市民活動支援その他市政について優れた識見を有する者、経験を有する者で構成。特定非営利活動法人おおさき地域創造研究会代表、地域社会デザイン・ラボ代表及びいちのせき市民活動センター長に市長が委嘱している。

- ・一方で中間支援機能は、①万能ではない（「中間支援組織を作れば全て解決するわけではない」。中間支援が関われる領域は一部であり、地域の意思決定機関（総会等）や行政固有の領域には関与できない。）②組織より機能を重視する（「中間支援組織」ではなく「中間支援機能」として捉えることが重要であり、大崎市にとって全体の仕組みの中でどのような機能が必要かを考えるべきである。）③他モデルの安易な移植は不可（一関市（いちのせき市民活動センター）の事例は参考になるが、いきなり同じ形にすることはできず、大崎市独自のプロセス設計が必要である。）④プレーヤー化リスクの回避（過去の実証事業の教訓から、中間支援担当者がプレーヤー（事業実施者）にならないよう、役割と機能を明確に定義することが不可欠である。）の4項目について十分な認識が必要である。
- ・市民との協働、つまり地域住民と向き合うのはあくまでも行政（職員）であり、中間支援組織が向き合うわけではないことを留意するとともに、中間支援組織の設置を目的とせず、理念やあり方を検討し“あるべき姿”を地域と行政が共有することが重要である。

7. 地域自治組織支援の体制

(1) 全庁横断による支援体制

地域自治組織支援にあたっては、少子高齢社会の進行に伴う人口減少やライフスタイルの多様化による地域課題の多様化と潜在化、危機的財政状況そして地方分権化の中で、今後、“行政だけでは対応できない課題”が増えており、この地域自治組織の活性化そして地域自治組織との協働こそが本市の発展を左右する重要な課題であると捉え、大崎市総合計画の重点プロジェクトに位置づけし、「自治を育てる」を基本理念としながら、地域自治組織の基盤形成と市民協働によるまちづくりの仕組みを市民と行政がともに育んできている。

さらに、合併自治体が抱える①包み込んでしまう多様な地域課題・文化・歴史、②可能性の広がり行政対応の難しさ、③新たな行政と地域との関係などを克服するため、地域からの提案に基づく行政支援を意識し、地域からの提案を受ける環境と場づくりに徹底している。

人材育成や活動拠点施設整備、人的・財政的支援などの支援は、市長部局はもとより教育委員会の行政組織の枠組みを外し、全職員の共通理解のもと全庁横断的な体制を構築することによってはじめて達成できるものであることを踏まえ、「大崎市地域自治組織推進本部²¹」の設置のほか、地域自治組織には人材育成や情報の収集・発信、経営的な視点での活動、各種機関や団体との連携・協力体制など、複雑かつ多岐にわたる支援を総合的に行っていく必要があることから、「大崎市政策アドバイザー（地域自治組織・市民協働担当）アドバイザー

²¹大崎市地域自治組織の推進を図るために平成18年9月8日に設置。本部長に市長、副本部長に両副市長、教育長充て、部員は総務部長、危機管理監、市民協働推進部長、行政改革推進監、民生部長、産業経済部長、世界農業遺産推進監、建設部長、教育部長、議会事務局長理事、会計管理者、上下水道部長、上下水道部技監、市民病院経営管理部長、松山総合支所長、三本木総合支所長、鹿島台総合支所長、岩出山総合支所長、鳴子総合支所長、田尻総合支所長としている。①住民自治活動組織への支援・促進に係る方針及び計画の策定に関すること②住民自治活動組織への支援・促進の進行管理に関すること③その他大崎市流地域自治組織の推進に必要な事項に関すること。を所掌事項としている。

ー」を設置して、効果的・効率的に住民自治活動組織の推進に努めてきている。

地域自治組織への直接的な支援は、市民協働推進部まちづくり推進課職員、総合支所地域振興課職員、教育委員会職員らで構成する「コミュニティ推進戦略チーム」を設置し、地域の実情や特性に応じた支援のあり方を検討し、地域全体のコミュニティ戦略や地域毎の自立戦略の協議・検討を行うとともに、統一した指示系統のもと、共通の目的に向かった支援体制を構築することにより、地域自治組織の主体的かつ継続可能な地域づくりの実現に努めている。

実証事業終了後は、コミュニティ推進戦略チームメンバーが地域支援コーディネーターの機能・役割²²を担い、地域自治組織の役員の負担軽減を図る配慮を行いながら、伴走支援に努めている。

しかし、過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴って、保健・福祉・環境・防犯・防災など地域課題が複雑化している中、地域独自では解決していくのは困難な複雑多岐にわたる問題が山積みされているとともに、人的支援においては、まちづくり推進課及び総合支所地域振興課地域づくり担当職員が1年から2年で異動する状況から、「住民と行政の信頼関係の構築」「継続的な地域自治組織支援の脆弱さ」などの課題が生じている。

(2) まちづくり推進課の役割

地域自治組織（59 組織）の戸別訪問による役員との意見交換や、地域自治組織の役員会や全体会などに出席し、地域自治・市民協働をめぐる情報を提供するなど、市内全体の地域自治組織の運営及び事業活動のサポート、地域計画策定に伴うワークショップのファシリテーターはもとより、櫻井常矢大崎市地域自治組織・市民協働担当政策アドバイザーからの助言・指導に基づいた、主体性・自立性・自己責任（補完性の原理）を基本として実践・行動できる地域自治組織への専門的な技術の提供を行っている。

さらには、コミュニティ推進戦略チームの総括として、総合支所地域振興課地域づくり担当及び教育委員会基幹公民館職員への情報提供はもとより地域づくりの現場に出向き地域自治組織役員との膝詰めでの議論を行うなど、地域に寄り添う支援を行っている。

(3) 支援する地域自治組織の分担

まちづくり協議会の支援は、古川まちづくり協議会は市民協働推進部まちづくり推進課地域自治・NPO 担当職員が支援し、古川地域以外のまちづくり協議会は各総合支所の地域振興課地域づくり担当職員が支援している。

地域づくり委員会、部会の支援は、古川地域の地域づくり委員会（21 組織）は地域交流

²²コミュニティ推進戦略チームメンバーが行う地域支援コーディネーターの機能・役割は、①地域自治組織の運営状況と事業活動の情報収集②地域自治組織のあり方等各種支援制度の検証③話し合いの場づくりや地域内の合意形成の手法へのアドバイス④地域関係団体やNPOなどとのネットワーク構築に向けた支援⑤地域計画策定などの話し合いにおけるファシリテーション技術の提供⑥人材育成の為の学習機会の提供⑦地域自治組織活性事業交付金、生活支援体制整備に係る情報提供や他の地域自治組織の活動状況についての情報共有⑧住民ニーズの掘り起こしや課題の明確化、住民参加のきっかけづくりへのアドバイス⑨その他、市民協働・地域自治組織に関すること。

センター（あすも）職員が支援し、松山、三本木及び鹿島台の部会（鹿島台は「地域づくり委員会」と呼んでいる）は、当該分野（保健福祉、安全安心、産業観光、教育文化など）を所管する各総合支所及び基幹公民館職員が支援している。

岩出山地域の地域づくり委員会（まやま自治会、池月地域づくり委員会、上野目自治協議会、岩出山地域づくり委員会、西大崎地域自治協議会）は、岩出山総合支所地域振興課地域づくり担当職員が支援し、鳴子温泉地域の鬼首地域づくり委員会、中山地区コミュニティ連絡協議会、鳴子地域づくり委員会、東鳴子地域づくり委員会及び川渡地域づくり委員会は鳴子公民館職員が支援し、鳴子地区地域づくりネットワークは鳴子総合支所地域振興課地域づくり担当職員が支援、田尻地域の地域づくり委員会（田尻ほなみ委員会、沼部ふるさと委員会、大貫かんぼやま委員会）は、沼部公民館職員が支援している。

（４）地域自治組織支援担当者の支援スキルの向上策

櫻井常矢大崎市地域自治組織・市民協働担当政策アドバイザーの講話を聴講する研修や面談による技術的アドバイス、地域計画策定に伴うワークショップのスキル向上を目的としたファシリテーション研修の場を用意し、地域自治組織支援担当者の支援力の向上に努めている。

また、市民協働推進部まちづくり推進課が統括するコミュニティ推進戦略チーム会議や、個別訪問により、地域自治組織支援担当者の不安や悩みを共有し、支援内容や向かう方向性をともに描く場をつくり、チームワークを発揮させ、個々の総和以上の結果を生む環境を構築している。

（５）地域自治組織支援員に求められるスキル

地域自治組織支援員に求められるスキル及び地域自治組織への向き合い方としては、①徹底した地域への寄り添い、②協働を形にしていく環境や工夫（場づくり）、③プロセスが育む地域力・行政力、④小さな変化に気づけること・物語として語れること・地域の中にある答えを探せること、⑤現場に接する不断の努力と自らの役割の追及心の５点のスキルが求められると考えており、何よりも地域づくりの現場を訪れ、市民と行政の信頼関係をつくることが基本とされる。

（６）地域計画策定に伴う行政支援

地域自治組織は、自らの地域の将来像を描いた地域計画を策定し、地域住民の参画の中で地域課題解決に向けた取り組みを行っている。

地域計画の策定にあたっては、地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進するため、ワークショップの手法により策定することが多い。

ワークショップの戦略的な企画から実践までの進め方は、まちづくり推進課が総合支所地域振興課や基幹公民館職員と連携し、企画・立案から当日の総合コーディネーターやファシリテーターを務めるなどの支援を行ってきた経過がある。

地域計画策定に伴う丹念な住民参加と人材育成の仕掛けづくりは、少子高齢化・人口減少による担い手不足や役員の重複化、若者の参加率低下が地域自治組織の課題となっている中、

持続可能なまちづくり推進に大きく期待されている。

しかし、現在では、地域計画書が策定当時のまま見直しが行われていない状態から、地域自治組織活性事業交付金の計画的な執行、将来像を共有した地域住民参加による事業活動の推進、行政支援の後押しに課題があり、改めて地域計画書策定の機運づくりが求められている。

8. 地域自治組織の拠点施設

地域自治組織の円滑な運営には、拠点施設の確保が必要とされている。最終報告書の中では、住民自治活動組織の支援にむけた環境の整備（拠点施設とその機能）の重要性について記載している。

大崎市では、役員会や打合せなどはもとよりホームページの作成及び更新、情報誌の作成及び印刷などを行う事務室的な機能の整備、地域づくりに関わる人同士が自由に出入りできることや、気軽に相談や情報交換、交流などができる環境と場所の確保など、持続的な地域自治組織の運営に向けた拠点施設を提供している。

現在、松山まちづくり協議会、三本木まちづくり協議会及び鹿島台まちづくり協議会は総合支所内（一部敷地内）の施設の提供を受け事務室を設けているが、古川まちづくり協議会、岩出山まちづくり協議会、鳴子まちづくり協議会及び田尻まちづくり協議会は事務室がなく、役員会や全体会を開催する都度、本庁舎、総合支所を活用する状況になっている。

地域づくり委員会は、その活動エリアに地区公民館、コミュニティセンターが存在する場合は当該施設が実質的な事務所機能として活用し、公共施設がない地域づくり委員会については、集会所が拠点施設になっている。

9. 地域自治組織に対する財政支援

地域自治組織に対する財政支援として、平成 19 年度から大崎市地域自治組織活性事業交付金制度（基礎交付金、チャレンジ事業交付金、ステップアップ事業交付金）を導入している。財政支援のねらいは、①住民の主体的な財源活用と地域課題解決への対応、②地域自治組織それぞれのペースに主体性を置いた交付、③住民との協働による審査と交付決定、④地域自治組織の自主・自立の促進と、住民自らコミュニティを運営する経営力のある組織への育成、⑤大崎市地域自治組織支援基金²³の創設の 5 項目としている。

基礎交付金は、住民自ら地域自治組織を円滑に運営するための財政支援であり、まちづくり協議会の役割である部会や地域づくり委員会との連絡調整機能、包括的な企画立案機能の充実を図る目的で、各まちづくり協議会に一括交付している。まちづくり協議会は、地域固有の課題や地域づくり委員会の活動業況を確認・調整し、部会や地域づくり委員会に交付する仕掛けを取り入れている。

²³持続的で活力ある地域の醸成をめざし、地域自治組織の育成とその活動を支援し、市民協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、大崎市地域自治組織支援基金を設置。大崎市地域自治組織支援基金条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 26 号）で定めている。合併特例債の 40 億円を基金に利息運用益を大崎市地域自治組織活性事業交付金の財源にするほか、集会所助成の財源にも充当している。

チャレンジ事業交付金及びステップアップ事業交付金は、支援交付金の申請・審査時期を年度内に3回設定するしかけを取り入れ、申請・審査時期を3回に分けることで、地域それぞれのペースに主体性を置くとともに、1度目の申請で交付決定されない場合、申請書に更に磨きをかけて2度目に望むという経営能力や企画立案能力などを含めた自立性を育むしかけが取り入れられている。

さらには、地域自治組織からの推薦者で構成する交付金審査委員と行政職員により支援交付金の交付審査基準を作成している。その基準をもとに市民主体の大崎市地域自治組織活性事業交付金審査委員会²⁴で交付の決定を行っており、市民と協働による審査と交付決定の仕組みを確立している。令和7年9月1日現在、チャレンジ事業交付金 51 事業 26,115,668 円、ステップアップ事業交付金 107 事業 19,657,300 円を交付している。

なお、毎年度の採択事業を広報おおさき、市公式ウェブサイトに掲載し、市民への制度の周知を含め、まちづくりに対する意識の向上と、地域づくりへの市民参加を促進している。

財政支援は3年を一定の支援期間として位置づけ、地域自治組織からの意見や提言を踏まえて見直しを行っている。これまで「移住定住促進・交流促進事業」や「空家対策事業」をメニュー化するなど、地域課題への気づきを促進するとともに、行政との協働を推進している。

一方で、基礎交付金についてはまちづくり協議会から地域づくり委員会への基礎交付金の均等配分、組織運営や人材発掘及び育成よりもイベントやお祭りに伴う景品代などへの活用、チャレンジ事業交付金及びステップアップ事業交付金は市民参加・住民合意のプロセスよりも交付金の獲得への傾注といった課題が生じている。

図表 18 地域自治組織に対する財政支援

交付金の区分		交付金の使途	基準
基礎交付金		地方自治組織を円滑に運営するための経費	均等割(145万円)と人口割(◎80円)の合計額。交付金は、次の1から4に活用できます。 1.事務運営費:事務局および事務費全般(例:事務従事謝礼、交通費、保険料、事務消耗品、通信費、事務用備品など) 2.会議費:会議の開催経費(例:茶菓代、使用料など) 3.育成費:研修会の開催経費など(例:講師謝礼、研修参加費など) 4.コミュニティ活動費:地域自治組織が行う事業(例:報償費、需要費、役務費、使用料など) ※令和8年度から「⑤ 持続可能な運営費(人材育成・発掘)」を追加し、人材の育成や発掘に重点を置き、地域の将来を担う人材づくりへの活用に伴う経費に活用できる見直しを行います。
支援交付金	ステップアップ事業交付金	課題・問題を解決するための事業費	1団体当たり1回の申請につき20万円以下です。 ※交付率は事業費の80%とし、基礎交付金の充当も可能としています。 ※「人材育成又は人材発掘」、「移住定住促進・交流促進事業」及び「空き家対策事業」については、交付率を100%とします。 ※「イベント復活創生事業(交付率100%)」は、R5で終了。 ※年度内に2回までの申請を可能としており、2回で合計40万円まで交付できます。
	チャレンジ事業交付金	課題・問題の解決や地域(地区)の個性・資源を生かした事業費 ※ハード事業への充当可能	1団体当たり、1回の申請につき100万円以下です。 ※交付率は事業費の80%とし、基礎交付金の充当は不可としています。 ※年度内に2回までの申請を可能としており、2回で合計200万円まで交付できます。

²⁴地域自治組織が行う地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりを支援するために交付する大崎市地域自治組織活性事業ステップアップ事業交付金及びチャレンジ事業交付金(以下「交付金」という。)の交付の対象となる事業の審査及び評価を行うために設置。大崎市地域自治組織活性事業交付金審査委員会条例(平成19年6月27日条例第32号)。市内においてまちづくり活動や自治的活動を行っている団体から推薦を受けた者、市内の企業に勤務する者、学識経験を有する者に市長が委嘱している。

図表 19 地域自治組織活性事業交付金の見直し状況

財政支援期間	見直し内容
第1期 (平成19年度～21年度)	・新たな制度として、「基礎交付金+チャレンジ事業交付金(手挙げ方式)」で、自ら地域の課題を考え、解決するための事業への支援として創設。
第2期 (平成22年度～25年度)	・地域課題の解決に取り組む姿勢(プロセス)の構築に重きを置いた支援として「ステップアップ事業交付金」を創設。
第3期 (平成26年度～28年度)	・均等割と人口割で積算している基礎交付金に対し、人口変動の影響を少なくするために、均等割のウエイトを高くした。
第4期 (平成29年度～31年度)	・基礎交付金の均等割を増額。 ・ステップアップ事業交付金に、地域を担う「人材育成及び人材発掘事業」をメニュー化し、交付率を100%に拡大。 ・チャレンジ・ステップアップ事業交付金の年間交付合計額を拡大。
第5期 (令和2年度～4年度)	・人口減少による影響を考慮し、基礎交付金の額を前期と同程度に維持。 ・ステップアップ事業交付金について「移住定住促進・交流促進事業」と「空家対策事業」のメニューを追加し、交付率を100%に拡大。 ・令和4年度には、新型コロナウイルス感染症の各種イベント再開を促進するために「イベント復活創生事業」のメニューを追加。
第6期 (令和5年度～7年度)	・人口減少による基礎交付額の減額と地域自治活動への影響を考慮し、前期と同程度となるように維持。 ・令和5年度も「イベント復活創生事業」を交付率100%で継続。【R5で終了】
第7期(予定) (令和8年度～10年度)	(1) 基礎交付金の額 地域自治組織の活動基盤が安定的に維持できるように配慮しつつ、持続可能な地域づくりの組織や仕組みが着実に進められるよう、第6期財政支援期間の交付額と同額(人口減少に伴い交付額が減る部分について補填を行い、均等割と人口割は据え置きとする)になるように調整する。 (2) 交付金充当代象に【持続可能な運営費(人材育成・発掘)】を明文化 市民の主体的かつ持続可能な地域づくりを実現するため、計画的な交付金活用や人材育成の促進を目的として明文化する(人材の育成や発掘に重点を置き、地域の将来を担う人材づくりへの活用に伴う経費)。 (3) 支援交付金(ステップアップ事業及びチャレンジ事業)の申請様式の追加 「話し合いが適切に開催されているかどうか」「住民の合意形成が十分に図られているか」「地域自治組織が行う適切な事業であるか」「支所の支援担当職員と連携をとりながら進められているか」など、申請段階で明示的に確認するための申請様式を追加する。

図表 20 第7期財政支援期間の基礎交付金

No.	団体名	R5～R7 基礎交付金 ①	第7期財政支援期間(R8～R10)									
			人口 (R7.9.1)	人口 (R5.1.1)	人口減 (A)	人口減に伴う 補填額 (A)×80円 (2)	均等割 (3)	調整額 (4)	単価	人口割 (5)	合計 (2)+(3)+(4)+(5)	基礎交付金 改め(6)
1	古川まちづくり協議会	8,420,000円	74,823人	76,631人	1,808人	144,640円	1,450,000円	840,000円	80円	5,985,840円	8,420,480円	8,420,000円
2	松山まちづくり協議会	1,889,000円	5,128人	5,493人	365人	29,200円	1,450,000円		80円	410,240円	1,889,440円	1,889,000円
3	三本木まちづくり協議会	2,045,000円	7,138人	7,440人	302人	24,160円	1,450,000円		80円	571,040円	2,045,200円	2,045,000円
4	鹿島台まちづくり協議会	2,339,000円	10,604人	11,114人	510人	40,800円	1,450,000円		80円	848,320円	2,339,120円	2,339,000円
5	岩出山まちづくり協議会	2,228,000円	9,072人	9,734人	662人	52,960円	1,450,000円		80円	725,760円	2,228,720円	2,228,000円
6	鳴子まちづくり協議会	1,863,000円	4,650人	5,165人	515人	41,200円	1,450,000円		80円	372,000円	1,863,200円	1,863,000円
7	田尻まちづくり協議会	2,239,000円	9,282人	9,867人	585人	46,800円	1,450,000円		80円	742,560円	2,239,360円	2,239,000円
合計		21,023,000円	120,697人	125,444人	4,747人	379,760円	10,150,000円	840,000円		9,655,760円	20,645,760円	21,023,000円

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・大崎市地域自治組織活件事業交付金のチャレンジ交付金及びステップアップ事業交付金制度は、自治を育む環境や協働を推進することが目的であるが、受け止める側はお金を獲得する手法になってしまっている。
- ・古川、岩出山、鳴子温泉及び田尻地域のまちづくり協議会については、まちづくり協議会から地域づくり委員会への分配の手法について、予算配分が目的化し、本来の課題解決や体制づくりに使われていないのではないかと。
- ・古川、岩出山、鳴子温泉及び田尻地域のまちづくり協議会については、まちづくり協議会が地域づくり委員会に交付する基礎交付金について、均等割と人口割で交付している。制度設計時は、ある地域づくり委員会が今年度は地域課題解決のためこの事業を実施したいとの申出があって、他の地域づくり委員会が賛同すれば全額とは言わないが、8割を当該地域づくり委員会に交付できることを想定したが、そのようにすると職員も地域住民も大変になるため均等割と人口割で一律に配分した方が楽となりそれが定着した。しかしそれは単なる一つの手法で当たり前ではない。
- ・財政支援設計当時、基礎交付金で事務手当を出してしまうとお金をもらっているからということで結局その人が全部やってしまうため人件費には使わない方がよいという議論があった。地域自治組織支援担当職員は基礎交付金を使わせて市民の人にやってもらうという理屈ではなく、自分たちの決算書、予算書、事業報告書及び事業計画書は自分たちで作るという意識付けから入っていくほうがよい。そして仕事を分散させること。そうすると予算書や決算書を複数の目で見ることができる。
- ・制度創設初期は地域自治組織の目標が「自主・自立」であったが、現在は「持続可能」が重要視され、自主・自立の前に「いかに持続させるか」が課題である。
- ・持続可能を命題とし、必要なところに適切な財政支援を行うべきであり、必要なところに財源を振り分ける方法を市民（地域）と行政職員が知恵を出し合って検討する必要がある。
- ・必要なところに交付金を交付するためには、事業計画を提出してもらい、まちづくり協議会や行政職員が審査する方法が可能か検討すべきである。
- ・まちづくり協議会がコミュニティ・ビジネスの主体になってしまうと事業主体になってしまい合意形成機能が失われることが懸念される。コミュニティ・ビジネスの視点は、まちづくり協議会の横出しの部分で作っていくことがよい。

10. 地域自治・市民協働の検証の場**(1) これまでのふり取り**

これまで推進してきた地域自治組織は、今年で19年目に入っている。この間、大崎市地域自治組織推進本部やコミュニティ推進戦略チーム会議において、進捗状況の共有や課題の整理、事務事業評価を通じた点検を行っている。

また、大崎市まちづくり連絡会議において、情報交換を通じて課題の共有や進捗状況を確認している。

しかし、行政の地域自治組織に対する支援について評価するところがないため、第三者的

な立場の委員会の設置や、令和6年度にそれぞれのまちづくり協議会が策定した「地域カルテ」のように地域自治組織自らがしっかりとふり返りを行い、進捗状況や市民協働をめぐる全体の課題整理や調整を引き続き行っていくことが重要である。

今後は、人口減少や高齢化による担い手不足が進み、これまで行ってきたコミュニティ活動が困難な状況になってきている状況を地域自治組織と行政が検証までの過程を丹念に話し合いの中で共有しながら、持続可能な地域自治組織に向けてより良い形へとステップアップさせていくことが重要となっている。

(2) 持続可能な地域自治の在り方検討の状況

まちづくり協議会では、令和6年度において組織発足から18年間の組織運営や事業活動などを振り返るために「地域カルテ」を作成し、組織体制、運営や事業活動を可視化している。

令和7年度は持続可能な地域自治組織の在り方に向けて、①まちづくり協議会に必要な機能・役割、②地域づくり委員会との関係性、③部会制見直しによる組織のスリム化や構成など、さらなる検討を進めている。

図表 21 まちづくり協議会ごとの持続可能な地域自治の在り方検討の状況

まちづくり協議会の名称	検討状況及び今後の方向性
古川まちづくり協議会	1. 協議会の理念・目的・役割を再整理 設立趣旨(当時の考え方)と現状の課題を照らし合わせ、協議会の理念・目的・役割を改めて再定義した上で、分かりやすく示す必要がある。あわせて、「交付金」中心の印象を避け、協議会の主機能を事業主体から支援主体に転換し、「課題の把握・共有」「課題解決の支援」「団体間の連携促進」に置くことを明確化する。 2. まちづくり協議会参画メリットの明確化及び周知 古川まちづくり協議会には交付金の恩恵を受けていないNPO等の各種団体からの委員も多く所属しているため、参画によって得られるメリットを明確化し、丁寧に周知する必要がある。具体的には、協議会を通じた情報収集、他団体との交流、地域課題の把握と共有、行政への提案機会、研修等による人材育成といった非金銭的価値を参画メリットとして整理し、見える化する。 3. 情報共有・連絡調整体制の整備 各所属団体へ協議会の活動状況と成果の見える化を進める必要がある。あわせて、役員会等を通じた情報共有を継続・強化し、各地域や団体へ確実に伝わる仕組みを整える。 4. 委員構成の見直し 委員構成は多様性を重視し、若者や女性の委員を確保するとともに、次世代に渡って協働のまちづくりが引き継がれるよう、大学生や高校生の参画を推進する。また、企業なども参画させることで、多様な意見や提案が交わされる協議会を目指す。

松山まちづくり協議会	松山まちづくり協議会では規約改正を前提に、以下の内容について検討を進めている。 1. 会費制度の見直し 会費の一律徴収を廃止し、任意での寄付金、賛助金という形で行政区や地域内外の組織、企業からの納入を受け付ける形で、今後、規約改正を行う内容で検討している。 2. 部会制からプロジェクトチーム制への移行 従来の5部会を発展的解消し、会員、各種団体の意見を集約、コーディネートする役割の話し合いの場を協議会内に設け、参加会員が老若男女を問わず、平等な立場で問題提起や話し合いを行う。話し合いの中で地域課題を解決するためのプロジェクトチームを立ち上げ、役員会にて承認後、各チーム単位で事業に取り組んでいく形での移行案の内容で検討している。 3. 役員の公募 協議会運営の担い手となる若い年齢層の参入をねらい、広報誌で役員の募集を呼び掛け、広い年齢層に向けて門戸を開くよう検討している。 4. デジタルを活用した広報活動 ホームページへの掲載や、SNSを活用し、幅広い世代に向け逐次情報発信を行うことができる環境を整える内容で検討している。
三本木まちづくり協議会	これまでの「組織先行型」から、地域の課題に即応できる「課題先行型」の組織へと転換を図る。 1. 「部会制」から「実行委員会制」への移行 ・「グループ」の設置：常設の部会を一新し、話し合いの場として「グループ」を設置 ・実行委員会の立ち上げ：課題解決に向けた事業の実施にあたっては、「実行委員会」を編成し、事業運営をする。 ・柔軟な参加体制：固定的な枠組みを外し、新たな団体や住民が参加しやすい環境を整える。 2. 委員推薦及び選出方法の適正化 ・直接依頼の実施：所属部会を把握できていない団体もあり、状況を改善するため、協議会から「グループ」内の各種団体へ直接推薦依頼を行う。 ・公募の検討：多様な意見を取り入れるため、公募委員の導入については継続して検討する。 3. 関係機関との連携強化 ・地域住民：区長会との定期的な意見交換や住民参加型の研修会を開催し、地域の声を吸い上げ課題解決を目指す。 ・各種団体：「継続的なワークショップ」を開催し、まずは各種団体の既存事業をリスト化し、情報の共有と連携を図る。 ・行政：担当課との情報共有を密にし、官民協働の体制を維持・強化する。 4. 次世代への継承と人材育成 委員が負担を感じることなく、前向きに活動に参画できるよう以下の取り組みを推進する。 ・「地域カルテ」や「地域別まちづくり方針」を活用した説明会の実施 ・新たに「まちづくり」を担う人材の育成するため、先進地視察や研修会を実施

鹿島台まちづくり協議会	1. 設立理念の再確認と継承の仕組みづくり まちづくり協議会の理念・目的・役割を改めて再定義した上で、分かりやすく示す必要がある。委員の入れ替わりにより「考え方が分からないまま参加していた」という状況を改善するため、定期的な振り返りと新規委員への継承の仕組みを整える。 2. 地域内外への効果的な情報発信体制の構築 まちづくり協議会を通じた情報収集、他団体との交流、地域課題の把握と共有、行政への提案機会、研修等による人材育成、地域資源を有効的に使い情報発信を積極的に行っていく。鹿島台からの若者の流出を防ぐための情報発信、地域内全体に向けた広報活動により、鹿島台及びまちづくり協議会への関心を高める。 3. 実効性ある組織体制と若い世代の参画促進 新しい人材が入らなければ組織自体が無くなるという危機感のもと、若者等多様な主体の参画を積極的に推進する。団体構成の見直し、新たな組織の構築を図ることで、若い世代の新鮮な視点を取り入れる。
岩出山まちづくり協議会	高齢化と現実に関わり添いつつ、新しい感性を取り入れた自立的に課題解決できる組織へ 【まちづくり協議会が目指す姿（三本柱）】 1. 調整役機能の強化 (1) 団体横断の連携 地域内の各種団体をつなぎ、協力し合う体制へ (2) 負担の分散 特定の人への集中を避け、組織全体で支える (3) 重複事業の整理 役割分担を明確にし、効率的な地域運営を実現 2. 効果的な組織運営 (1) 選択と集中 効果が高い事業へリソースを重点的に配分 (2) DX による効率化 事務負担を軽減し、活動の質を向上 (3) スクラップ＆ビルド 前例踏襲を廃し、時代に合った事業への転換 3. 持続可能な仕組み (1) 魅力的な事業創造 「義務」ではなく「参加したくなる」場づくり (2) 参加ハードルの低下 新規参加者が入りやすい雰囲気と仕組み (3) 次世代への継承 若者が楽しみながら関われる土壌を育む
鳴子まちづくり協議会	1. 鳴子まちづくり協議会活動方針 つなぐ あいだをとりもち、人・物・事をつなぐ むすぶ つながった人の和から、ネットワークを構築する つむぐ 個々の思いや願いを、ひとつの方向性や目的にまとめる 2. 鳴子まちづくり協議会の基本的な役割 【補完性の原理】に基づく、地域自治の推進 ●地域づくり委員会同士の「連携と情報共有」を支援 ●地域づくり委員会の「共通課題の解決」に向けた取り組みを

	推進 ●地域の「振興に向けた取り組み」を推進 ●行政との協働による地域課題解決に向けた取り組み 3. これからの活動（持続可能性を高めるための取り組みへ） ●事業の検証 これまでの振り返りから、事業の成果と反省点を見出し、これからの取り組みへとつないでいく。 ●省力化の推進 人材不足を補うデジタルツールの導入等、これまでの仕組みからの転換による省力化を推進。 ●情報収集と分析 地域内外の他の地域づくりの取り組みなど好事例に学び、良いものは積極的に取り入れ、これまで無理筋であった物事は見直し合理化。 ●内なる力の発掘 地域内の人・物・事、内なる力を取り入れ活用するため、地域づくり意識の醸成と若い世代との積極的交流によるネットワークの構築と人材育成。資源の磨き上げ。 ●外の力の活用 地域の外の力を活用しながら、人材不足を補うとともに、新たな知識や技術、視点を得るためのネットワークを構築。 ●感謝と尊敬の奨励 参加が当たり前ではなく、誰かのために活動してくれる方々への感謝と尊敬を表明し奨励していく。 ●地域づくりを通じた鳴子温泉の発信 住民生活に根ざした地域づくりとの両輪として、地域を発信し、交流人口や関係人口を増やす。
田尻まちづくり協議会	まちづくり協議会の運営及び事業活動を取り巻く課題を解決し、田尻地域が一体となって「ワクワクする未来」を創るため、以下の4つの柱を推進する。 1. 「諮問」から「実行」への転換 大崎市まちづくり協議会条例の見直しに合わせ、規約から諮問・答申に関する規定を整理し、地域課題を自ら解決する「実行組織」として再定義する。 2. 組織のスリム化と柔軟な運営 委員構成の刷新: 委員数を実効性の高い「40名程度」とし、充て職を減らして公募枠を拡大する。 部会の再編: 「健康」「安全」といった従来の名称から、「にぎやか部会」「きれいな部会」など、若者が参加しやすく、活動内容がイメージしやすい柔軟な名称・内容へ一新する。 3. 多世代・多団体参画の仕組みづくり ユース枠の新設: 中高生や大学生の意見を直接反映させる仕組みを作る。 ネットワークの強化: 地域づくり委員会だけでなく、多様な地域関係団体が「まち協」をプラットフォームとして活用し、気軽に相談・協力できる体制を整える。 4. デジタル活用とビジョンの共有 情報発信の強化: LINE グループや SNS、ホームページを活用し、各団体や若者世代へ確実に情報を届ける。 地域計画の自分事化: 第3次総合計画と連動し、住民が10年後の未来に期待を持てる「田尻のビジョン」を策定する。

※検討状況の詳細は参考資料参照。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・大崎市流地域自治組織は、合併時から20年近く経って初めてふり返りの議論することになった。これまで審議する場がなく議論が先送りされてきた。
- ・鹿島台まちづくり協議会は、他の地域と比べ、まちづくり協議会が主体になっている。音頭を取っているのもプレイヤーもまちづくり協議会が主体になっている。
- ・古川まちづくり協議会は、まちづくり協議会の役割がきちんと果たされているか。地域づくり委員会同士の連絡調整など、地域づくり委員会の活動支援についてどのようなことを行っているのか。
- ・全地域のまちづくり協議会において、まちづくり協議会として、課題を把握する機能と、把握してきた課題を分析する機能があるか。
- ・松山まちづくり協議会は、活動の発想が部会で何をするか、何をやってみたいかになっている。課題の根拠となるものがない状態で事業になってしまうため、その事業はニーズとイコールではないので、その部会がすることが果たして正しいのかというところの壁に直面してしまう。実施することの負担ばかりが増えていく。
- ・すべての地域においてまちづくり協議会として考えたときに、地域づくり委員会や部会も含めた広域のエリアの課題が集まっていて、まちづくり協議会の定例会や議論の中で課題を共有・分析し、これは専門的な見解が欲しいから社会福祉協議会を呼ぼうなどといった状況がつくれているか否かが自治のスタートラインだと思う。優先順位が高い課題に対して部会に提案して事業化してもらおうという流れができていれば良いと思うが、来年の事業名は何にするか、何を実施した方が良いか、お金はどうやって使えるか、報告の関係もあるといった「やらされ感」が出ている。20年経験してきたからこそ、今ふり返りができるのでこれが次の10年、20年の持続可能な自治体制を作っていく一つの素材になる。
- ・地縁組織とは企業と違い、たまたま住んでいるから推薦され、そこから三役をお願いされ予備期間がない、要は経験をする機会がない中で突然会長になり、何もマネジメントもできないというのが地縁の一番難しいところである。
- ・目標に対して何か課題が見えたら、そこに何を用意したらよいのか。それが地域支援コーディネーターなのか職員としての立場なのか。どういう人が何を手伝って、これを実現できるようにするか。
- ・行政職員は、会長に金の流れや制約を理解してもらわなければいけない。会長と付き合う部分はやはり行政職員であると思う。市としてはこういう目的があってこういう政策を作りお金を出している。目的があってお金出しているということを説明するのは行政職員しかできない。
- ・どうしてまちづくり協議会は事業を抱えるようになったのか。
- ・まちづくり協議会はスタート当初の存在感を何かで表したかった。まちづくり協議会には規約がある。規約に規定されている目的が達成されていたら持続可能になるだろうというぐらい、設立当時に検討し良いことが書いてある。立ち返る原点のようなことが書いてある。まちづくり協議会は何をすところなのか、職員が迷ったり、あるいは住民側が迷ったとしても、規約が優先されるべきである。それでも事業がどんど

んできてしまった。やはり数年に一度は立ち止まり、振り返る作業をやってこなかったことが今問われていると思う。

- ・規約というものをそもそも知らない地域住民が多いので、規約の読み方や地域づくりへの参画の仕方などを各公民館の社会教育事業でやってもらえるとよい。それから地域に参画するという昔の仕組みをもう1回作っていかなければいけない。
- ・自治のスタートライン、出発点として地域課題を共有することが大切である。話し合いが欠落してしまうと共有されない。
- ・地域自治組織の事業・活動は、“何をやるのか”が先行してしまう環境が多い。「何をやるか」ではなく「何が問題か・大切か」が大切である。
- ・地域自治組織には、課題を分析する力が求められ、プロセスとしての地域づくりをどのように描くかが重要である。
- ・役員はどうやって選ばれているのか。平均年齢はどれくらいか。提出書類を作成することも高齢の方では難しい。その辺りの仕組みがやはり実態と合っていないことも問題であると思う。
- ・持続可能な地域づくりを進めるには地域だけではなく、行政も変わる必要がある。特に鳴子や岩出山など過疎化が進んでいるところは、担い手がもういない状態までできているが、古川の穂波地区は新興住宅街で若い夫婦や子どもがたくさんいて状況が全然違う。行政の関わりは今後重要になってくる。
- ・行政職員の地域の人との心の触れ合いやコミュニケーションは大切である。
- ・行政の地域自治組織支援担当職員は、本来他の業務にも力を注ぎたいが、まちづくり協議会の総会資料や役員会などの資料作りをしている。まちづくり協議会や地域づくり委員会に交付される交付金の中で使える人件費を活用して事務経費として謝礼程度を払うなどして担っていただくことで、職員の大事なマンパワーを本来あるべきところに向けていくことも考えなければいけない。それぞれの役割の中にもっと明確にコーディネート機能をやってくださいと盛り込み、違う運用の仕方があるのであればそれを考えていくことを議論した方がよい。
- ・まちづくり推進課や総合支所地域振興課職員と地域づくり委員会では気持ちの面では対等であり、いろいろな職員に会えるような状態があった。ここ数年そういうことがなくなってきたが、令和7年度は盛り上がってきた。もっといろいろな職員と話がしたいし、地域に出てきてほしいと思う。支援担当職員にはコーディネーター的な役割もしていただきたいと思っているが、仕事量が多いのか、それとも地域に出るきっかけが掴めないのかなど理由があると思うが、それができているか、やりたくてもできないのではないか。
- ・総合支所間の担当者同士の横の繋がりなど、日常的な情報交換はあるのか。
- ・コミュニティに入り込みいろいろな情報を集める、足を使って集めてくるという作業がある。地域自治組織支援担当職員は仕事のことで手一杯ではあると思うが、もしかしたら現場に直接行き声を掛けたほうが早い場合もあると思う。そういう意味では市の仕組みとしても外へ自由に出られるような仕事を作っていただけるとよい。
- ・補完していく意識を持つことも大事であるが、事業を実施する前の段階の課題をどの

ように集めて誰が分析するのかの機能が必要である。まちづくり協議会は、実行組織ではなくて合意形成組織だと思う。課題と分析した議論の結果を合意形成した状態で実行委員会や部会、各団体自治会にお願いすることは構わないが、合意形成をするという機能はしっかりと活かしていかないといけない。

- ・話し合い=合意形成組織があるというところは変えてはいけない。それに合わせてそれぞれのまちづくり協議会の定義や理念を自由にアレンジしてよい。
- ・一般的に地域の役を担っている人たちがイメージする若い人の年代は50代、60代である。行政職員や一般の市民の人たちがイメージする若い人は20代、30代である。そのギャップが誤解を生み始めている。若い人の年齢を具体的に聞かないといけないところが、ふり返りの手法としては必要な部分である。
- ・20代、30代、40代は昔の青年部のように若者グループを作って、自由に活動してもらい、いずれ年を重ねたら地域に入ることができる素地を作ってあげるための世代層のスポットがあるという考え方でないと厳しいと思う。
- ・10代は10代の役割があるから、10代をまちづくり協議会に誘い込むのは酷ではないか。
- ・地域の役になり手について、50代、60代を飛び越えて、30代、40代に役を担ってもらうのは順番としては難しいと思う。
- ・お互いの地域の活動を知ること重要と思っている。お互いの地域の活動を知る流れになっていくと、大崎市がよい街になっていくと思う。まちづくり協議会の中だけで共有し合っても勿体ないため、例えばまちづくり推進課のSNSを立ち上げ、地域活動の動画を流すと小さい子から働きざかりの方まで見る機会が増えると思う。
- ・団体は解散するが私たちだけで好きなように集まろうかというところが多くなっている。今までの地域の構造が変わったと思うところがあるので、まちづくり協議会がその辺を認識しておかなくてはいけない。昔と違って団体が解散してるのだろう、各団体が高齢化しているだろうではなく、むしろこれやりたいからという新しいサークルの動きが出てきているからそういうところに目をかけていかないといけない。

11. 同種施策・制度の取捨選択

地域コミュニティを取り巻く課題解決に向けた取り組みとして総務省の「地域運営組織(RMO)²⁵⁾」と「指定地域共同活動団体²⁶⁾」がある。また、国土交通省の「小さな拠点²⁷⁾」、農林

²⁵⁾RMO: Regional Management Organization 地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、小学校区や公民館単位の地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

²⁶⁾地域の住民が行う共同活動(例: 見守り、防災、環境美化、地域行事など)を担う団体のうち、市町村が「この団体は地域の共同活動を担う団体です」と指定する制度上の団体を指す。目的は、地域の共同活動を安定的・継続的に行えるようにして、行政との連携や支援を進めやすくすること。

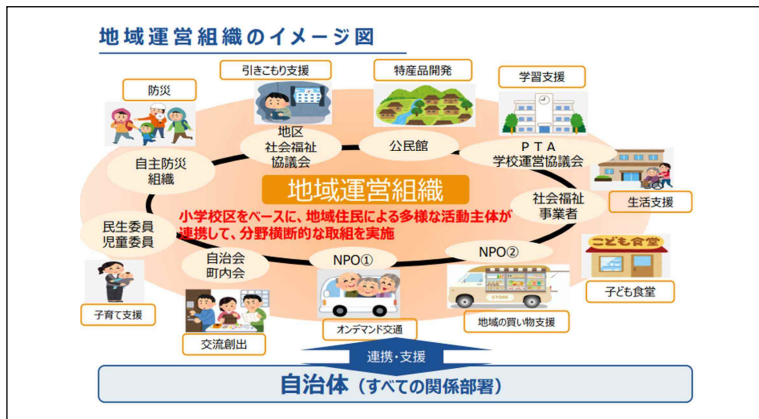
²⁷⁾小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取り組み。

水産省の「農村 RMO²⁸」、厚生労働省の「生活支援体制整備事業²⁹」がある。

いずれも地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織とする意味では、大崎市流地域自治組織との共通部分があるが、自治の理念や考え方が異なるとともに、運営上の課題がある。

今後の持続可能な地域づくりの実現に向けて同種施策や制度を活用する場合は、これまでの実践の蓄積と将来像を地域としっかりと話し合い、取捨選択していくことが必要である。

図表 22 地域運営組織のイメージ（総務省資料から引用）



図表 23 指定地域共同活動団体のイメージ（総務省資料から引用）



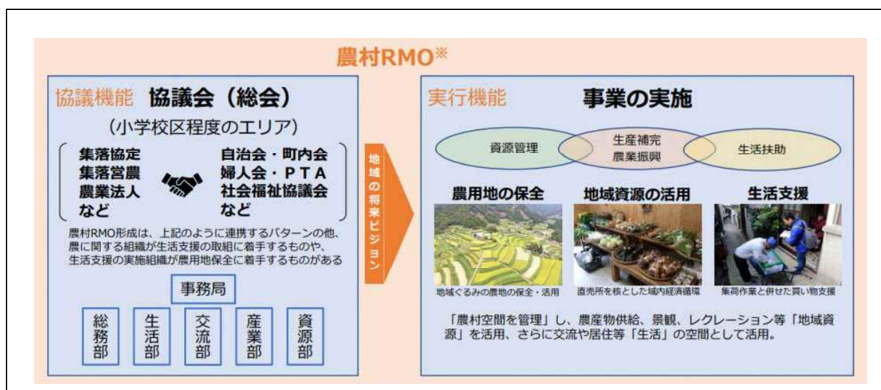
²⁸複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織。なお、農村 RMO は、RMO の一形態と整理している。

²⁹高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の一部として、市町村が中心になって地域の支え合い(生活支援・介護予防)の体制をつくる事業。介護サービスだけに頼るのではなく、住民活動、NPO、事業者、社会福祉協議会などの力をつないで、「足りない支援を増やす」「つながりを強くする」ことが狙い。生活上の困りごとが「複数の課題にまたがる」「制度のはざまに落ちる」「相談先が分からない」といったケースに対応するために、市町村が中心となって、分野別に分かれがちな支援(福祉・介護・障害・子ども・生活困窮など)をつないで一体的に支援できる体制を整える重層的支援体制整備事業もある。

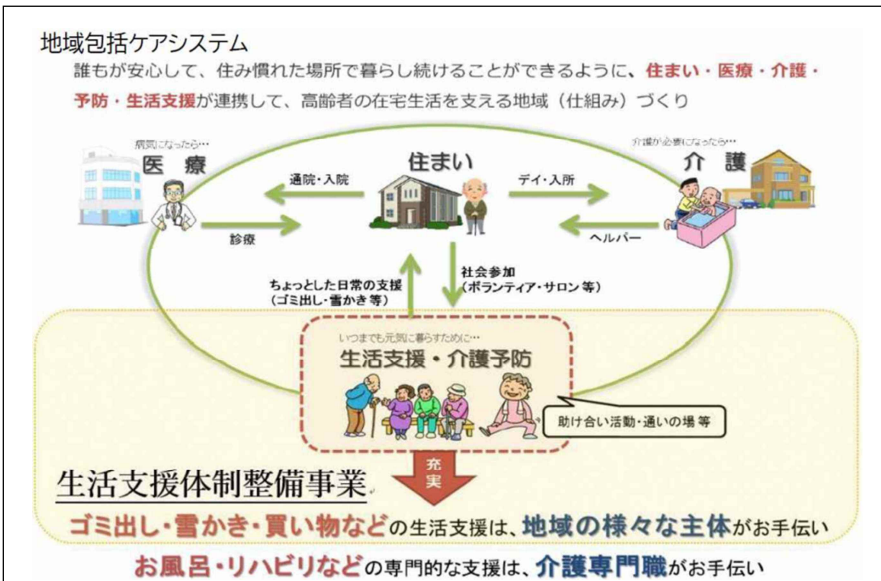
図表 24 小さな拠点のイメージ（国土交通省資料から引用）



図表 25 農村RMOのイメージ（農林水産省資料から引用）



図表 26 生活支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省資料から引用）



図表 27 施策の比較のイメージ（小野寺副会長提供）

	地域運営組織 (RMO)	協議体	農村RMO
地域単位	小学校or公民館	小学校or公民館	小学校or公民館
構成員	自治会・各種団体・ NPO・企業	市・社協・自治会 各種団体・NPO・介 護支援企業	農業法人や集落協定組 織、自治会、各種団体、 NPO、社協、企業
方針	地域づくり計画		地域づくり計画
機能	ニーズ課題の把握 情報交換・働きかけ 意識統一	ニーズ課題の把握 情報交換・働きかけ 意識統一	ニーズ課題の把握 情報交換・働きかけ 意識統一

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・令和6年に自治法が改正されて指定地域共同活動団体を条例で指定することができることとなった。特定の地域を指定し、そこで公的サービスを提供しようということで、この経費を交付税でみるという仕組みである。7割～8割の市町村は財政難であり、地方交付税でみられるのであれば、地域づくりに活用しようなどと安易に走られると、地域差別にも繋がりがねない。みんなで一緒にやろうという一体感がなくなってしまうと危惧している。
- ・指定地域共同活動団体を導入した場合、今まで一生懸命その地域活動をしてきた人がどうなるのかという危惧もある。いずれそうなったらそれに対応するような制度も視野に入れて制度設計するなど考えることはたくさんある。実際に活動している人は、国の制度より目の後の後継者をどうするかという話になってくる。市民（地域）と行政職員が参加しての話し合いが必要である。

12. 人材育成・発掘

(1) まちづくりの継続

大崎市話し合う協働のまちづくり条例第8条に「まちづくりの継続」を規定し、まちづくりにかかわる人材と参加、将来への継続について定めている。

これまでのまちづくりでは、役員の重複化や高齢化、担い手不足など、若い人材のまちづくりへの参加率の低さが大きな課題となっている。持続可能なまちづくりを進めるには、気軽に参加できる環境とまちづくり団体の活動を担う人材が必要不可欠である。

大崎市では、若者の参加を目的とした話し合いの場を重ねて、青年組織が誕生し大きな原動力となっている事例が存在する。話し合いを通じた担い手の発掘や育成の工夫をつくるなど、子どもから大人までみんながまちづくりに参加できる環境づくりが求められていると同時に、未来のまちづくりを担う子どもたちに、協働のまちづくりの大切さを伝え、協働のまちづくりが将来にわたって引き継がれるよう地域全体で取り組んでいくことが求められる。

一方で、個人学習化する時代における人づくりの再構築、現代生活や交流による質の変化、求められるコミュニティ人材（地域リーダーよりもコーディネーターの存在）の変化など、

地域内での人づくりの好循環、庁内連携・関係機関のネットワークによる次代の人材育成・発掘の在り方が課題となっている。

(2) 財政支援による人材育成と発掘

ステップアップ事業交付金において、第4期（平成29年度～平成31年度）から地域を担う「人材育成及び人材発掘事業」をメニュー化し交付率を100%に拡大している。これまで15件2,832,200円の事業が採択されている。なお、チャレンジ事業交付金は7件3,572,000円が採択されている。

令和8年度からは基礎交付金に「持続可能な運営費（人材育成・発掘）」を追加し、人材の育成や発掘に重点を置き、地域の将来を担う人材づくりへの活用に伴う経費に活用できる見直しを行う予定である。

(3) 新しい人材による地域活力の醸成

地域の魅力、経済及びにぎわい創出による地域活性化を目的とした若者主体³⁰による事業活動が各地域で展開され、若者の企画力、発信力及び新しい参加者から地域の活力が醸成されている。

持続可能なまちづくりを推進していくためには、地域の課題を解決するための地域自治と若者主体による地域活性化の融合が重要であり、それぞれの対象や成果、目的や守備範囲の違いをしっかりと共有したうえで、互いに補完できる環境を作っていくことが必要である。これまでの地域自治組織の枠組みにこだわらず、組織や地域を超えた多様な人材や新しい視点を取り入れた柔軟で持続性の高い地域コミュニティの実現を図っていくことが重要である。

【有識者会議での主な意見・論点】

- ・大崎市役所職員の30代、40代の一番動ける人材が非常に少ないことを知り、人材の発掘というのは非常に大事だと感じた。これもいろいろ地域で若い人の話を聞くと今の仕組みはどうしても入りづらいことがある。
- ・新たな人材を発掘するには、新たな人材がやりやすい仕組みを作っていかなければいけないと感じる。
- ・人材が足りないというよりは、入る余地がなかったのではないかな。根本的にまちづくり協議会と地域づくり委員会を最初に作ったときの思いを、しっかり実現できていれば多様な人材が入っていたと思う。
- ・本当に担い手がないのかというと、田尻地域では若い人が何か動き出している。いろいろなイベントを企画、実施している。その方々は地域組織に所属していないフリーの立場で参加している。この人たちに地域のことも含めて考える何か情報を与え、共有しながら、その人たちが将来の担い手になってもらうというプロセスを用意でき

³⁰古川地域の江合川かわまちづくり協議会、K.F.M.O 檜、三本木地域の三本木未来会議、鹿島台地域のわらじマルシェ実行委員会、鳴子温泉地域の鳴子アバンギャルドベース、田尻地域の桜風吹、大貫衆十壱組及び360° ON-TAJIRI などがある。

たら良い。

- ・若い人材を獲得する手法として、SNS の活用や回覧板の見直し、若い人が対応できるような会議運営手法（オンライン会議）など、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用を入れていくことも必要である。

Ⅳ 持続可能なまちづくりの実現に向けた提言

1. 大崎市まちづくり協議会条例の見直しについての提言

提言1 持続可能な地域づくりを推進するため、2段階方式で新たな仕組みづくりの制度化を進めること

- ①第1段階目で条例の一部改正（地域審議会機能の規定の削除，補完性の原理（地域自治組織として提言できる機能）の明確化）を行う。第2段階目で新たな仕組みづくりの制度化を進めること。
- ②条例の一部改正は，まちづくり協議会からの意見や提言を集約することとし，議会への議案上程前に，まちづくり協議会と条例改正案の内容について共有する場を設けること。
- ③新市建設計画の計画期間の終了に伴い，市長からの諮問する事項がなくなったため，委嘱することが廃止されるものであること。ただし，委嘱することにより，自主的なまちづくり活動にやりがいや充実感など，自主的な地域自治の促進に有効な場合があるため，地域住民総意による選定基準や仕組みを整えたうえで，まちづくり協議会の目的を遂行のための「任命」という手法を検討すること。
- ④条例の一部改正を行うことにより，まちづくり協議会の自主的活動団体の性質が強くなることで，行政との関係性が希薄化することがないように，市民協働の理念をもとに，これまでどおりまちづくり協議会の自主性を尊重し，運営・事業活動への継続的かつ適切な支援を行う旨を追加すること。

提言2 地域力が育まれる環境を形成しながら，新たな仕組みづくりを進めること

- ①持続可能な地域をつくるため，地域自治の組織体制や担い手の確保など，新たな組織や仕組みを制度化すること。また，行政の体制についても見直しや，新しい仕組みづくりを併せて検討すること。
- ②持続可能な地域自治組織の在り方は，まちづくり協議会ごとの検討はもとより，地域と行政が一緒になり話し合いの場（パートナーシップ会議など）を設けながら結論を導き出していくプロセスに重点を置くこと。
- ③今後2～3年程度の期間を目途に，市民（地域）と行政の多様な話し合いの場を設け，その検討プロセスを通じて地域力が育まれる環境を形成すること。
- ④市民，行政及び多様な主体によるワークショップ（シンポジウム）を開催するとともに，世代別ヒアリングなどを実施し，多様な人・団体から意見を集約すること。
- ⑤大崎市話し合う協働のまちづくり条例との整合性や統合についても検討すること。

2. 持続可能な地域自治組織の体制についての提言

(1) 地域自治組織の再定義と柔軟な体制設計

提言 1-1 地域の実情に応じた柔軟な組織体制を構築すること

- ①地域自治組織を地域のことは地域で考え、地域で解決していくための仕組みとして再定義し、各地域の実情に応じた柔軟な体制設計を可能とすること。
- ②まちづくり協議会と地域づくり委員会の役割分担を明確化し、補完性の原理に基づく連携体制を再構築すること。
- ③部会制のメリット・デメリットを検証し、地域の実情に応じた最適な組織形態を選択できるようにすること。

【現状と課題】

- まちづくり協議会と地域づくり委員会の関係性が不明確で、同じ人材が何ヶ所も役員を掛け持ちしている現状である。
- 地域によって組織体制や活動状況に大きな差があり、画一的な組織運営では対応できない。
- 各種団体や地域づくり委員会間の連携・調整が不十分で、縦割りの弊害が生じている。
- 「人材が足りないというよりは、入る余地がなかった」という指摘があり、多様な人材が参画できる仕組みになっていない。

提言 1-2 多世代・多様なステークホルダーの参画を促進すること

- ①地域運営の基盤として、これまでの地縁組織に、NPO、各種団体、企業、若者などの多様な主体が参画できる開かれた組織体制を構築すること。
- ②委嘱制度の在り方を見直し、より柔軟で参加しやすい仕組みを検討すること。
- ③地域を超えた連携や、テーマ別の活動グループとの協働を促進すること。
- ④SNS・オンライン会議等の DX を積極的に活用し、若い世代が参加しやすい会議運営・情報発信の仕組みを整備すること。

【現状と課題】

- 地域の魅力、経済及びにぎわい創出による地域活性化を目的とした若者主体による事業活動が各地域で展開され、若者の企画力、発信力及び新しい参加者から地域の活力が醸成されている。
- 持続可能なまちづくりを推進していくためには、地域の課題を解決するための地域自治と若者主体による地域活性化の融合が重要であり、それぞれの対象や成果、目的や守備範囲の違いをしっかりと共有したうえで、互いに補完できる環境を作っていくことが必要である。

(2) 中間支援機能の整備

提言 2 中間支援機能の整備と段階的な推進体制の構築に向けた検討を進めること

- ①NPO・市民活動機能と地域自治組織を継続的にサポートする支援機能を有する中間支援機能の整備に向けた検討を進めること。なお、検討を進める際は、市民との協働、つまり地域住民と向き合うのはあくまでも行政（職員）であり、中間支援組織が向き合うわけではないことを留意するとともに、中間支援組織の設置を目的とせず、理念やあり方を検討し“あるべき姿”を地域と行政が共有すること。
- ②中間支援機能の明確化から着手し、直営による運営を出発点として段階的に体制を整備すること。必ずしも委託や指定管理者制度による運営を目指すものではなく、成果を検証し長期的に直営による運営を行うことも可能であること。
- ③直営による運営を経て委託や指定管理者制度による運営の際は、行政・地域の役割分担を明確にし、各主体が自らの領域を理解した上で適切な連携体制を確立すること。

【検討にあたっての具体的な方向性】

- 外部組織への委託・指定管理による運営ではなく、市が直営で中間支援機能を担い、行政内部に経験値、ノウハウを蓄積、習得することが重要である。将来の委託または指定管理者制度移行後も適切に管理・連携できる体制を整える（行政職員の経験値蓄積）。
- 直営で中間支援機能を担う場合、会計年度任用職員（雇用期間最長1年）ではなく、任期付職員（3～5年、長期継続可能）として雇用し、担当者の安定性・継続性を確保すること。
- 1人のコーディネーターが1つの地域に専属するのではなく、複数地域（3～4地域程度）を担当して巡回する方式（複数地域担当制）とし、地域間の情報共有・横展開を促進する。

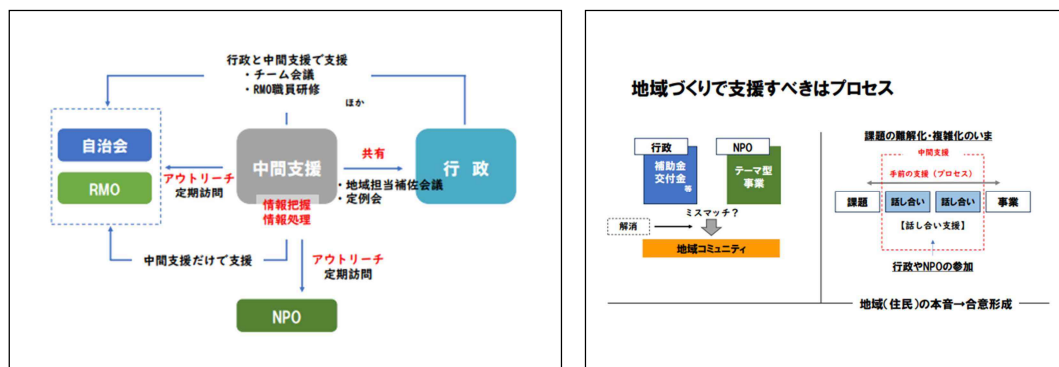
【役割の整理】

- 中間支援機能
アウトリーチ型の情報収集・分析・フィードバック、地域の本音を引き出す対話促進、地域課題の「呼び水」づくり、地域プロデュース機能
※中間支援機能は、外に出て得た情報を集積・分析し、関係する行政部署に的確につなぐコーディネート機能を中核とする。
- 行政（市民協働推進部まちづくり推進課、総合支所地域振興課等）の機能
行政区再編等の行政固有領域への対応、中間支援との定期的な情報共有・連携、政策立案・制度設計
- まちづくり協議会の機能
合意形成機能（話し合いの場）の維持・強化、5～10年先を見据えた旗振り機能
※合意形成機能（話し合いの場）を中心とし、事業実施主体化を過度に求めない。

【行政との連携体制の確立（段階的な体制を踏まえての移行後）】

- 定期的な情報共有の場の設置など中間支援担当者と行政職員が定期的に地域情報を共有する仕組みを設ける。
※一関市の事例（2ヶ月に1回のチーム会議、年2～3回の地域担当補佐会議への参加）を参考とする。
- 中間支援機能が地域や行政の「代わりに実施する」のではなく、地域の自立を促す関わり方を徹底する（依存を生まない設計）。

図表 27 一関市の中間支援組織のイメージ（小野寺浩樹いちのせき市民活動センター長の「アウトリーチ型中間支援の実践」から引用）



【現状と課題】

- まちづくり協議会支援担当職員は全ての事業に参加しながら活動を支援しており、労力に対する効果が十分に得られていない状況がある（支援担当職員の負担増大）。
- 行政職員が1～2年で異動するため、安定・継続的な地域支援が困難であり、「継続・安定する地域自治組織の支援は行政の課題」との指摘がある（人事異動による継続性の欠如）。
- 地域支援コーディネーターの配置実証事業（モデル事業、実証事業）では、雇用関係により事務局的業務に追われるとともに、調整機能を期待されたコーディネーターがプレーヤー化してしまい、本来の人材育成やネットワーク構築などの支援が十分にできなかった。
- 行政職員の異動により「住民と行政の信頼関係の構築」「継続的な地域自治組織支援の脆弱さ」などの課題が生じている。
- 支援担当職員は本来の業務に加え、まちづくり協議会の総会資料や役員会などの資料作りに追われている。
- 地域自治組織の担い手について「一度役を受けたら終身まで」という状況が増え、参加しない住民・無関心住民が増加している。地域の構造変化（既存団体の解散、新たなサークル活動の台頭）への対応も求められている。

(3) コーディネート・調整機能の強化

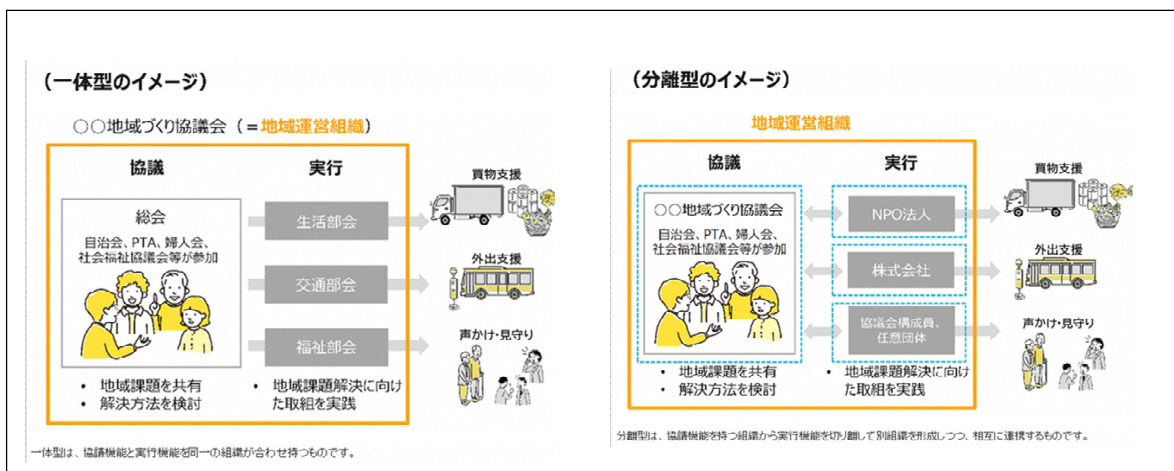
提言 3-1 まちづくり協議会の協議・調整機能の明確化を図ること

- ①まちづくり協議会の主要機能を「プレイヤー」ではなく「コーディネート・調整機能」として位置づけること（「協議機能（地域課題を共有し解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」の分離）。
- ②地域づくり委員会や各種団体から課題を集約し、共通課題と個別課題に分析する仕組みを構築すること。
- ③分析した課題について、地域内で解決できるもの、行政との協働が必要なもの、専門機

関との連携が必要なものを整理し、適切に対応する体制を整えること。

- ④大崎市が進める行政区長業務の見直し検討状況との情報を共有すること。
- ⑤条例から地域審議会機能が削除されるため、大崎市長との懇談の場を設けること。

図表 28 地域協働体の一体型と分離型（総務省 地域力創造グループ地域振興室地域運営組織の形成及び持続的な運営について」から引用）



提言 3-2 横断的連携とセーフティネットを構築すること

- ①縦割りを解消し、民生児童委員、PTA、交通安全協会など各種団体が連携できる円卓会議やワークショップなどの対話の場を設け、地域課題を幅広く共有・議論できる仕組みを整備すること。
- ②地域内の情報共有を促進し、住民が安心安全に暮らせるセーフティネットを構築すること。
- ③まちづくり協議会間の連携を強化し、地域を超えた課題解決や資源の共有を推進すること。

【現状と課題】

- まちづくり協議会が基礎交付金の「分配団体」になっており、本来の課題集約・分析・調整機能が不足している。
- 地域づくり委員会からの課題を共通課題と個別課題に分けて分析する機能が十分に発揮されていない。

（4）日常生活に根差した課題へ（地域課題解決の取り組み）の対応

提言 4-1 課題把握・分析機能を強化すること

- ①地域カルテの作成など、地域の現状を客観的に把握・分析する取り組みを継続すること。
- ②住民ニーズの掘り起こしや課題の明確化を行い、データに基づいた地域計画書（地域ビジョン）を策定すること。
- ③「何をやるか」ではなく「何が問題か」を起点とした課題解決型の活動を推進すること。

提言 4-2 地域の実情に応じた課題解決を推進すること

- ①ゴミ当番，街路灯，空き家対策など，日常生活に根差した具体的な課題の把握と解決を最優先とすること。
- ②高齢化や人口減少により困難になっている地域活動について，補完性の原理に基づき，町内会，地域づくり委員会，まちづくり協議会，行政の適切な役割分担を明確にすること。
- ③地域の実情に応じて，RMO(地域運営組織)，小さな拠点，生活支援体制整備事業など，国の制度を柔軟に活用すること。

【現状と課題】

- 地域課題が多様化・複雑化しているが，イベントやお祭りなどの事業実施に偏り，本質的な課題解決に至っていない。
- ゴミ当番，街路灯，町内会費，担い手不足など，日常生活に根差した課題への対応が不十分である。
- 課題の根拠となるデータや分析がないまま事業が実施され，住民ニーズとのミスマッチが生じている。
- まちづくり協議会の協議・審議機能の形骸化し，「何が問題か」より「何をやるか」が先行し，地域課題の共有が不十分な状況になっている。

(5) 自己評価・行政評価の仕組みの構築**提言 5-1 定期的な自己評価を実施すること**

- ①地域自治組織が自らの活動を定期的にふり返り，自己評価を行う仕組みを制度化すること。
- ②評価結果を地域内で共有し，住民の理解と参画を促進すること。
- ③各地域のまちづくり協議会が集まり，相互に評価し学び合う場を設けること。

提言 5-2 行政評価と検証の場を設置すること

- ①市民協働に関する施策の総合調整，進行管理，評価・検証・点検など行う第三者機関（ex.市民協働推進委員会）の設置について検討すること。
- ②評価結果を次期の施策や支援体制の見直しに確実に反映させること。

【現状と課題】

- 合併から約 20 年が経過したが，地域自治組織の活動をふり返り，検証する機会がなかった。
- 成果指標や評価体制が不十分で，「何となく続けている」状態になっている。
- 地域自治組織自らが活動を評価し，改善につなげる仕組みが確立されていない。
- 行政の地域自治組織に対する支援について評価するところがないため，第三者的な立場の委員会を設ける必要がある。

(6) 総合支所機能の充実とマネジメント視点の導入**提言 6-1 総合支所の支援、分析機能の充実を図ること**

- ①総合支所地域振興課を各地域の調整機能のハブとして位置づけ、地域自治組織への支援並びに連携を強化するため、アウトリーチ型による支援機能の充実を図ること。
- ②地域から集約した情報の集積及び分析機能、分析結果を繋ぐ関係機関や行政関係課に繋ぐコーディネート環境を構築すること。
- ③コミュニティ推進課戦略チーム会議ブロック会議を再構築し、地域づくり委員会または部会支援担当者と地域振興課まちづくり協議会支援担当職員の支援担当者会議を開催し、地域の実情や特性に応じた支援のあり方を検討し、共通の目的に向かった支援体制を再構築すること。

提言 6-2 支援担当職員の情報の共有と支援技術の育成を図ること

- ①地域自治組織支援担当職員の人事異動によって地域自治・市民協働によるまちづくりの推進が途絶えることがないようにしっかりと引き継ぎされる環境を構築すること。
- ②支援担当職員がファシリテーション、コーディネート、マネジメントなどのスキルが習得できるよう研修機会の充実を図ること。
- ③支援担当職員が本来のコーディネート機能に専念できるよう、兼務による事務作業の軽減策及び孤立化させずに課内で相談が出来る環境を再確認すること。
- ④地域自治組織は行政に依存することなく、自主・自立した運営を行うこと。

【現状と課題】

- 住民ニーズの集約や暮らしをめぐる課題の解決に向けて、各地域の調整のハブとしての機能が必要である。
- 支援担当職員が1～2年で異動するため、継続的な支援や信頼関係の構築が困難になっている。また、業務の縦割りにより支援担当職員が孤立化する傾向がある。
- 支援担当職員は本来の業務に加え、まちづくり協議会の総会資料や役員会などの資料作りに追われコーディネート機能を果たせていない。
- 地域づくり委員会の支援担当が総合支所地域振興課なのか公民館なのか曖昧になっている地域が存在する。また、まちづくり協議会支援担当者と部会支援担当者の情報共有の場がない。

(7) 財政支援の見直し**提言 7 「自主・自立」から「持続可能」へ転換し「どのように持続させるのか」を命題とした財政支援への見直しを行うこと**

- ①現行の人口割・均等割による一律配分から、事業計画の提出を前提とした審査型交付へ移行する見直しを行うこと。必要なところに必要な財源が届く仕組みを構築すること。

また、まちづくり協議会が行う地域づくり委員会及び部会への配分についても同様に、課題分析に基づく戦略的な配分を行う仕組みに見直しすること。

- ②令和 8 年度第 7 期大崎市地域自治組織活性事業交付金制度に導入する基礎交付金の「持続可能な運営費（人材育成・発掘）」枠を活かし、事業費偏重から人材育成・人材発掘への重点投資へ転換すること。
- ③多世代・多様なステークホルダーの参画（提言 1-2）に関する場づくりに要する経費への活用を促進すること。
- ④行政交付金に依存しない自主財源を確保する観点から、コミュニティ・ビジネスの手法（地域還元）の活用可能性を検討すること。ただし、まちづくり協議会の合意形成機能を損なわないよう、事業実施は横出しの実行組織が担う仕組みを基本とすること。

【現状と課題】

- まちづくり協議会から地域づくり委員会への人口割・均等割による再配分が固定化し、本来の課題解決や組織体制づくりではなく予算配分が目的化している。必要な地域への重点配分が機能していない。
- 基礎交付金の多くが運動会やお祭りの景品代などに使われ、運営費や人材育成費などの組織強化への活用が不十分である。
- チャレンジ事業交付金やステップアップ事業交付金が「お金を獲得する手法」に過ぎなくなっている。
- 持続可能を命題とし、必要なところに適切な財政支援を行うべきであり、必要なところに財源を振り分ける方法を行政と住民が知恵を出し合って検討する必要がある。
- 本当に必要なところに交付金を交付するためには、事業計画を提出してもらい、まちづくり協議会や行政職員が審査する方法が可能か検討すべきである。
- コミュニティ・ビジネスを行うのであれば必ず利益の一部は地元還元することが必要である。

3. 新たな人材の発掘と育成についての提言

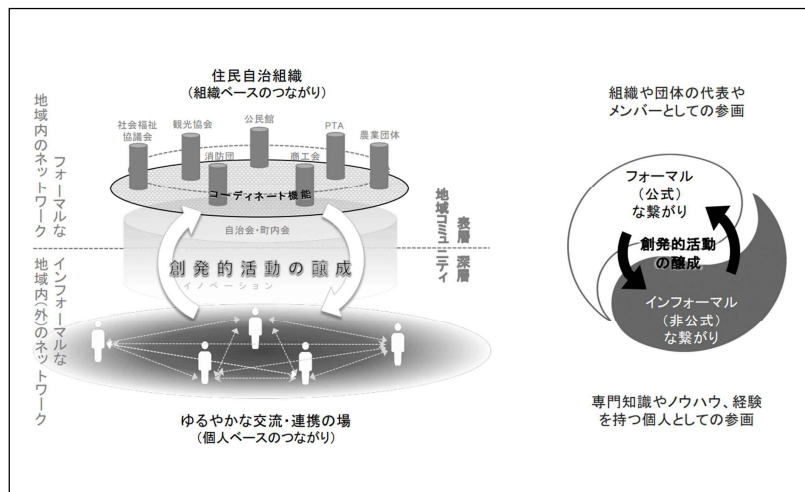
(1) 多様な人材の参画促進

提言 1-1 若者・女性・新しい人材の参画を促進すること

- ①地域組織に所属しない若者や新しい活動グループとの連携を強化し、将来の担い手として育成するプロセスを用意すること。
- ②若者や女性が主体の地域活性化活動と地域自治組織の融合を図り、互いに補完できる環境を作ること。
- ③組織や地域を超えた柔軟な参加形態を認め、エリアの枠にとらわれない活動を促進すること。
- ④創発的な活動を誘発する可能性を高めるため、総会や役員会などの従来の形式的な会議の場から、自由に意見が発言できる話し合いの場を設けるとともに、住民同士が気軽に

集まりフラットな関係で交流ができる「場」や「プラットフォーム」の存在を設けること（フォーマルな場とインフォーマルな場の共存）。

図表 29 地域運営体制のモデル（中嶋紀世生著『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と実践（金風舎）』から引用）



提言 1-2 人材育成プログラムの充実を図ること

- ①財政支援による人材育成・発掘事業を継続・拡充すること。
- ②地域リーダーだけでなく、コーディネーター、ファシリテーターなど多様な役割を担う人材を育成すること。
- ③子どもから大人まで、協働のまちづくりの大切さを学ぶ機会を地域全体で提供すること。
- ④持続可能な人づくり・地域づくりに貢献する公民館とするため、教育委員会生涯学習事業との連携を図ること。
- ⑤令和 10 年 4 月からスタートする第 5 期地区公民館指定管理者制度更新に備え、人材育成プログラムを仕様書に組み入れること。

【現状と課題】

- 役員の重複化や高齢化、担い手不足が深刻化している。
- 若者は地域組織に所属せず、フリーの立場でイベントなどに参加している。
- 「入る余地がなかった」という構造的な問題があり、多様な人材が参画できていない。
- 各種団体や地域づくり委員会間の連携・調整が不十分で、縦割りの弊害が生じている。

おわりに

持続可能な地域自治組織の実現には、地域住民の主体性と行政の適切な支援が不可欠である。

大崎市が目指してきた「市民が主役、協働のまちづくり」の理念を再確認し、今後10年、20年先を見据えた持続可能な地域自治組織の実現に向けて、パートナーシップ会議を中心とした継続的な議論に本提言書が活用されることを期待する。

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議

会 長 白 旗 成 典

副会長 小野寺 浩 樹

委 員 中 嶋 紀世生

委 員 白 鳥 歩

委 員 赤 間 幸 人

関連資料・参考資料

1. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議委員名簿

委員区分		氏 名	備 考
1	地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者	白 旗 成 典	地域活動経験者 大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員
2	学識経験を有する者	小野寺 浩 樹	いのせき市民活動センター長 大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員
3	学識経験を有する者	中 嶋 紀世生	宮城大学研究推進・地域未来共創センター コーディネーター 博士（経済学）
4	地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者	白 鳥 歩	岩出山地区公民館 生涯学習推進員 岩出山地域づくり委員会 元生活支援 コーディネーター
5	地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者	赤 間 幸 人	前総務部長，元市民協働推進部長

2. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議の開催状況

開催日時・場所

- 第1回：令和6年12月2日（月）14:00-16:00／大崎市役所本庁舎3階306会議室
 第2回：令和7年1月17日（金）13:30-15:15／大崎市役所本庁舎4階災害対策本部室
 第3回：令和7年2月3日（月）13:30-15:30／大崎市役所本庁舎3階306会議室
 第4回：令和7年3月13日（木）13:30-15:40／大崎市役所本庁舎4階災害対策本部室
 第5回：令和7年5月26日（月）10:00-12:00／大崎市役所本庁舎4階402会議室北側
 第6回：令和7年8月6日（水）14:00-16:00／大崎市役所東庁舎1階会議室101会議室
 第7回：令和7年9月3日（水）14:00-16:00／大崎市役所東庁舎1階会議室101会議室
 第8回：令和8年1月28日（水）13:00-16:30／大崎市役所本庁舎4階災害対策本部室
 第9回：令和8年3月12日（木）13:30-16:00／大崎市役所東庁舎1階会議室101会議室

出席者

委員：白旗成典（会長），小野寺浩樹（副会長），中嶋紀世生，白鳥歩，赤間幸人

事務局：大崎市政策アドバイザー（櫻井常矢），市民協働推進部長（藤島善光），まちづくり推進課長（佐藤健一）ほか各地域振興課長等

欠席者：第3回のみ白鳥委員欠席

会長・副会長の選任 会長 白旗成典 副会長 小野寺浩樹

会議の公開・非公開の区分：公開

傍聴者数：第1回0人，第2回1人，第3回3人，第4回0人，第5回3人，第6回1人，第7回2人，第8回3人，第9回2人

3. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議設置規則

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議設置規則

令和 6 年 3 月 29 日

規則第 21 号

(設置)

第 1 条 「みんなで支え合う、持続可能な地域コミュニティ」の実現に向け、まちづくり協議会をはじめとした地域コミュニティの在り方及び地域自治に関する施策の方向性を検討するため、大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティの在り方に関し、意見を述べること。
- (2) 地域自治に関する施策の方向性に関し、意見を述べること。
- (3) その他地域自治に必要な事項に関し、意見を述べること。

(組織等)

第 3 条 有識者会議は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬の額)

第 5 条 大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 62 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、5,000 円とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 有識者会議の会議は、市長の要請により会長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、市民協働推進部まちづくり推進課が所掌する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

4. 大崎市まちづくり協議会条例

大崎市まちづくり協議会条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進とこれまで培われてきた地域の住民活動を継続及び発展させるため、市の地域にまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置し、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

(名称及び区域)

第 2 条 協議会の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
古川まちづくり協議会	大崎市古川の地域
松山まちづくり協議会	大崎市松山の地域
三本木まちづくり協議会	大崎市三本木の地域
鹿島台まちづくり協議会	大崎市鹿島台の地域
岩出山まちづくり協議会	大崎市岩出山の地域
鳴子まちづくり協議会	大崎市鳴子の地域
田尻まちづくり協議会	大崎市田尻の地域

(役割)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について自主的に実施するものとする。

- (1) まちづくり活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (2) まちづくり団体等の活動支援及び連絡調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、まちづくり活動に関する事項

2 協議会は、市長の諮問に応じ、当該区域に係る次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 協議会は、当該区域の重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 4 条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

名称	定数
古川まちづくり協議会	50 人以内
松山まちづくり協議会	30 人以内
三本木まちづくり協議会	30 人以内
鹿島台まちづくり協議会	30 人以内
岩出山まちづくり協議会	30 人以内
鳴子まちづくり協議会	30 人以内
田尻まちづくり協議会	30 人以内

2 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該区域内でまちづくり活動や自治的活動を行っている団体から推薦を受けた者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者（当該区域内に住所を有する者に限る。）
- (4) その他市長が認める者

（任期）

第5条 協議会の委員の任期は、原則として3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の委員は、当該区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、市長又は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮って公開しないことができる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（委員の報酬）

第8条 委員が第3条第2項及び第3項に定める事項に係る会議に出席する場合は、報酬を支払う。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

5. 大崎市まちづくり協議会条例施行規則

大崎市まちづくり協議会条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大崎市まちづくり協議会条例（平成 18 年大崎市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選考)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項各号に掲げる委員の選考は、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）における同項各号ごとの委員の数及び選考方法等について、地域の意向を考慮するものとし、当該選考にあつては広く地域住民に周知することにより公平性及び透明性を確保するものとする。

(部会)

第 3 条 協議会に、地域の特色を活かしたまちづくり及び住民活動に関し、専門分野における調査、事業の企画立案及びその実施を目的とする部会を設置することができる。

(地域づくり委員会)

第 4 条 地域の自主的な地域づくり及び地域活動の取り組みを推進するため、地域の実情と住民の主体的判断において、地縁型又は分野型の地域づくり委員会を設置することができる。

2 地域づくり委員会の名称は、当該委員会が地域の実情に応じて定めるものとする。

(まちづくり連絡会議)

第 5 条 協議会間の連携、連絡調整等を図るため、まちづくり連絡会議を置く。

2 まちづくり連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、当該区域の総合支所において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

6. 大崎市話し合う協働のまちづくり条例

大崎市話し合う協働のまちづくり条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 33 号

まちはみんなでつくるもの。

私たちは、より住みよい暮らしを実現するため、話し合いを大切にした協働のまちづくりを進めます。

暮らしの中にある悩みや不安、喜びや楽しみを分かち合い、互いを尊重し、助け合いながら、地域の抱える課題を解決していきます。

そのために、市民も行政も、みんなが主体となって、対等な関係で話し合いを行います。

話し合うことによって、想いや考えが伝わり、人と人とのつながりが生まれます。

そして、一人では思いつかなかった新しい気づきや発想が生まれます。

そう、話し合いの過程が人をはぐくみ、まちをつくるのです。

話し合いの文化を根づかせていくことが、私たちの目指す協働のまちづくりの姿です。

そんなみんなの声が活かせるまちをつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、話し合いによる協働のまちづくりの基本的な考え方を定めることにより、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを進め、もって個性豊かで活力に満ちた笑顔あふれる地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 協働 市民と行政が、住民自治におけるそれぞれの役割を自覚し、互いに補い、協力することをいいます。
- (2) 話し合い 人と人とが向き合い、共有や納得を実感しながら、主体的に想いや考えを述べ合うことをいいます。
- (3) まちづくり 市民の幸せを実現するために行われる公益的な取組をいいます。
- (4) 市民 市内に居住、通勤又は通学する人をいいます。
- (5) まちづくり団体 自治会、町内会、地域自治組織その他の自治活動を行う団体又は市内で活動する NPO その他の市民活動団体をいいます。
- (6) 行政 市長その他の市の執行機関をいいます。

(基本理念)

第 3 条 まちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市民と行政は、協働のまちづくりを進めます。
- (2) 協働のまちづくりを進めるに当たっては、話し合いを基本にします。

(協働原則)

第 4 条 市民と行政は、ともに主体となり、互いを尊重し、助け合いながらまちづくりを進めます。

2 市民と行政は、一人ひとりが自ら考え、行動し、すべての人が楽しく参加できるまちづく

りを進めます。

- 3 市民と行政は、それぞれの地域らしさを活かしたまちづくりを進めます。

(話し合いの原則)

第5条 市民と行政は、まちづくりについての一人ひとりの想いや願いを共感し、情報を共有しながら話し合いを行います。

(話し合いの場づくり)

第6条 市民と行政は、まちづくりについて、誰もが気軽に集うことができる話し合いの場づくりを進めます。

- 2 市民と行政は、ともに取り組むべき事業等について、対等な関係で、ともに考える市民と行政の話し合いの場づくりを進めます。

(情報の共有)

第7条 市民と行政は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有します。

- 2 市民と行政は、まちづくりに関する課題の把握や情報の収集に努め、誰もが知ることができる環境をつくります。

(まちづくりの継続)

第8条 市民と行政は、まちづくりに気軽に参加できる環境をつくるとともに、まちづくりの多様な担い手の発掘、育成に努めます。

- 2 市民と行政は、次代を担う子どもたちの育成を進め、まちづくりが将来にわたって引き継がれるよう努めます。

(市民の役割)

第9条 市民は、まちづくりへの積極的な参加に努めます。

(まちづくり団体の役割)

第10条 まちづくり団体は、活動をより充実したものとするため、まちづくり団体相互の連携に努めます。

- 2 まちづくり団体は、役割や活動内容について、広く理解を得られるよう努めます。
3 まちづくり団体は、市民と行政のまちづくりに関する課題について、ともに解決できるよう取り組みます。

(行政の役割)

第11条 行政は、まちづくりに関する施策を進めるに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

- 2 行政は、まちづくりが安定的かつ継続的に進められるよう、必要な施策を実施します。
3 行政は、市民との信頼関係のもと、まちづくりを進めます。

(検証)

第12条 市長は、この条例が市民生活や地域社会の変化に対応したものとなっているかを必要に応じて検証します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

7. 大崎市まちづくり協議会条例と大崎市話し合う協働のまちづくり条例

大崎市まちづくり協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、住民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進とこれまで培われてきた地域の住民活動を継続及び発展させるため、市の地域にまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置し、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

(名称及び区域)

第2条 協議会の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
古川まちづくり協議会	大崎市古川の地域
松山まちづくり協議会	大崎市松山の地域
三本木まちづくり協議会	大崎市三本木の地域
鹿島台まちづくり協議会	大崎市鹿島台の地域
岩出山まちづくり協議会	大崎市岩出山の地域
鳴子まちづくり協議会	大崎市鳴子の地域
田尻まちづくり協議会	大崎市田尻の地域

(役割)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について自主的に実施するものとする。

- (1) まちづくり活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (2) まちづくり団体等の活動支援及び連絡調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、まちづくり活動に関する事項
- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、当該区域に係る次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 3 協議会は、当該区域の重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第4条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

名称	定数
古川まちづくり協議会	50人以内
松山まちづくり協議会	30人以内
三本木まちづくり協議会	30人以内
鹿島台まちづくり協議会	30人以内
岩出山まちづくり協議会	30人以内
鳴子まちづくり協議会	30人以内
田尻まちづくり協議会	30人以内

- 2 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 当該区域内でまちづくり活動や自治的活動を行っている団体から推薦を受けた者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募による者（当該区域内に住所を有する者に限る。）
 - (4) その他市長が認める者

(任期)

- 第5条 協議会の委員の任期は、原則として3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第2項第3号の委員は、当該区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

大崎市話し合う協働のまちづくり条例

まちはみんなで作るもの。

私たちは、より住みよい暮らしを実現するため、話し合いを大切にしたい協働のまちづくりを進めます。

暮らしの中にある悩みや不安、喜びや楽しみを分かち合い、互いを尊重し、助け合いながら、地域の抱える課題を解決していきます。

そのために、市民も行政も、みんなが主体となって、対等な関係で話し合いを行います。

話し合うことによって、想いや考えが伝わり、人と人とのつながりが生まれます。そして、一人では思いつかなかった新しい気づきや発想が生まれます。

そう、話し合いの過程が人をはぐくみ、まちをつくるのです。

話し合いの文化を根づかせていくことが、私たちの目指す協働のまちづくりの姿です。

そんなみんなの声が活かせるまちをつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、話し合いによる協働のまちづくりの基本的な考え方を定めることにより、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを進め、もって個性豊かで活力に満ちた笑顔あふれる地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 協働 市民と行政が、住民自治におけるそれぞれの役割を自覚し、互いに補い、協力することをいいます。
- (2) 話し合い 人と人が向き合い、共有や納得を実感しながら、主体的に想いや考えを述べ合うことをいいます。
- (3) まちづくり 市民の幸せを実現するために行われる公益的な取組をいいます。
- (4) 市民 市内に居住、通勤又は通学する人をいいます。
- (5) まちづくり団体 自治会、町内会、地域自治組織その他の自治活動を行う団体又は市内で活動するNPOその他の市民活動団体をいいます。
- (6) 行政 市長その他の市の執行機関をいいます。

(基本理念)

第3条 まちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市民と行政は、協働のまちづくりを進めます。
- (2) 協働のまちづくりを進めるに当たっては、話し合いを基本にします。

(協働原則)

- 第4条 市民と行政は、ともに主体となり、互いを尊重し、助け合いながらまちづくりを進めます。
- 2 市民と行政は、一人ひとりが自ら考え、行動し、すべての人が楽しく参加できるまちづくりを進めます。
- 3 市民と行政は、それぞれの地域らしさを活かしたまちづくりを進めます。

(話し合いの原則)

第5条 市民と行政は、まちづくりについての一人ひとりの想いや願いを共感し、情報を共有しながら話し合いを行います。

(話し合いの場づくり)

- 第6条 市民と行政は、まちづくりについて、誰もが気軽に集うことができる話し合いの場づくりを進めます。
- 2 市民と行政は、ともに取り組むべき事業等について、対等な関係で、ともに考える市民と行政の話し合いの場づくりを進めます。

(情報の共有)

- 第7条 市民と行政は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有します。
- 2 市民と行政は、まちづくりに関する課題の把握や情報の収集に努め、誰もが知ることができる環境をつくります。

（会議）

第7条 協議会の会議は、市長又は会長が招集し、会長が議長となる。
 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮って公開しないことができる。
 4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（委員の報酬）

第8条 委員が第3条第2項及び第3項に定める事項に係る会議に出席する場合は、報酬を支払う。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

（まちづくりの継続）

第8条 市民と行政は、まちづくりに気軽に参加できる環境をつくるとともに、まちづくりの多様な担い手の発掘、育成に努めます。
 2 市民と行政は、次代を担う子どもたちの育成を進め、まちづくりが将来にわたって引き継がれるよう努めます。

（市民の役割）

第9条 市民は、まちづくりへの積極的な参加に努めます。

（まちづくり団体の役割）

第10条 まちづくり団体は、活動をより充実したものとするため、まちづくり団体相互の連携に努めます。
 2 まちづくり団体は、役割や活動内容について、広く理解を得られるよう努めます。
 3 まちづくり団体は、市民と行政のまちづくりに関する課題について、ともに解決できるよう取り組みます。

（行政の役割）

第11条 行政は、まちづくりに関する施策を進めるに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。
 2 行政は、まちづくりが安定的かつ継続的に進められるよう、必要な施策を実施します。
 3 行政は、市民との信頼関係のもと、まちづくりを進めます。

（検証）

第12条 市長は、この条例が市民生活や地域社会の変化に対応したものとなっているかを必要に応じて検証します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

8. Step up! 新時代 Talk in Osaki 持続可能なまちづくりシンポジウム（令和7年度協働のまちづくりシンポジウム）の実施状況

Step up！新時代 Talk in Osaki 持続可能なまちづくりシンポジウム（1回目・10月5日）

2025
10/15 (日)

13:15 ~ 16:00

大崎市待所3階 301会議室
 料 金 / 2,000円
 参加費 / 無料
 定 額 / 180名

持続可能な
まちづくりシンポジウム

Step up!

新時代

Talk in Osaka!

第2回 シーズ

次回 12月16日 (日)

「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

まちづくりって、
「まちづくり」って何ですか?

2025年度

まちづくりを学ぶための

未来を語り合うから見てくるものがあります。
 暮らしの中の悩み、喜びや楽しみを分かち合うため、
 私たちは「話し合う」という場があります。
 まちはみんなで作っていくもの、まじわりが市民の寶です。
 「気づかないことにしよう決めたけや悪い込み」
 は、誰もが持っていることを知れば、よりスムーズな
 コミュニケーションができるようになります。

● **お申込みのご案内**

13:15 開 場

13:30 チェックイン

14:35 アストローク

14:15 ギズブレイク

15:00 話し合い

16:00 クロース

● お申込み ●
 TEL 029-25-9956
 mail: mail@naka-city.jp
 氏名・住所・年代・Tel・mail アドレス
 役所のある2階まで、ご記入の上の上置き、mail、
 クラウド上の2次コード、いずれかでお申込み下さい。

氏名 加藤 秋生
 職名 竹下 小宮 合
 株式会社アスター・デザイン・リサーチ・センター 代表
 大阪・天王寺区・天王寺駅前・アスター・リサーチ・センター
 代表 加藤 秋生
 大阪府・大阪府・天王寺区・天王寺駅前・アスター・リサーチ・センター
 代表 加藤 秋生
 大阪府・大阪府・天王寺区・天王寺駅前・アスター・リサーチ・センター
 代表 加藤 秋生

秋生 千恵氏

会場案内図

大崎市役所

会場案内図

一人ひとりのちからを育むまちづくりへ

基調講話
一人ひとりの力を育むまちづくり
～まちづくりにも通じる考え方～
NPO法人ファザーリング・ジャパン東北
監事 竹下 小百合 氏

ワールドカフェ
ファシリテーター
地域おこし協力隊 秋山 千恵 氏

開催日:令和7年10月5日(日) 13:30~16:00
場所:大崎市役所本庁舎301会議室
参加人数:53名(託児1名)
広報報道:広報おおさき、チラシ、さきっぺい!、SNS、大崎タイムス、
図書館エントランス(ご意見ボード設置)
主催:大崎市 共催:宮城県
企画・運営:NPO法人おおさき地域創造研究会



Step up！新時代 Talk in Osaki 持続可能なまちづくりシンポジウム（2回目・12月14日）

[illegible]

持続可能なまちづくりをみんなで考える
～若者が描くまちづくり～

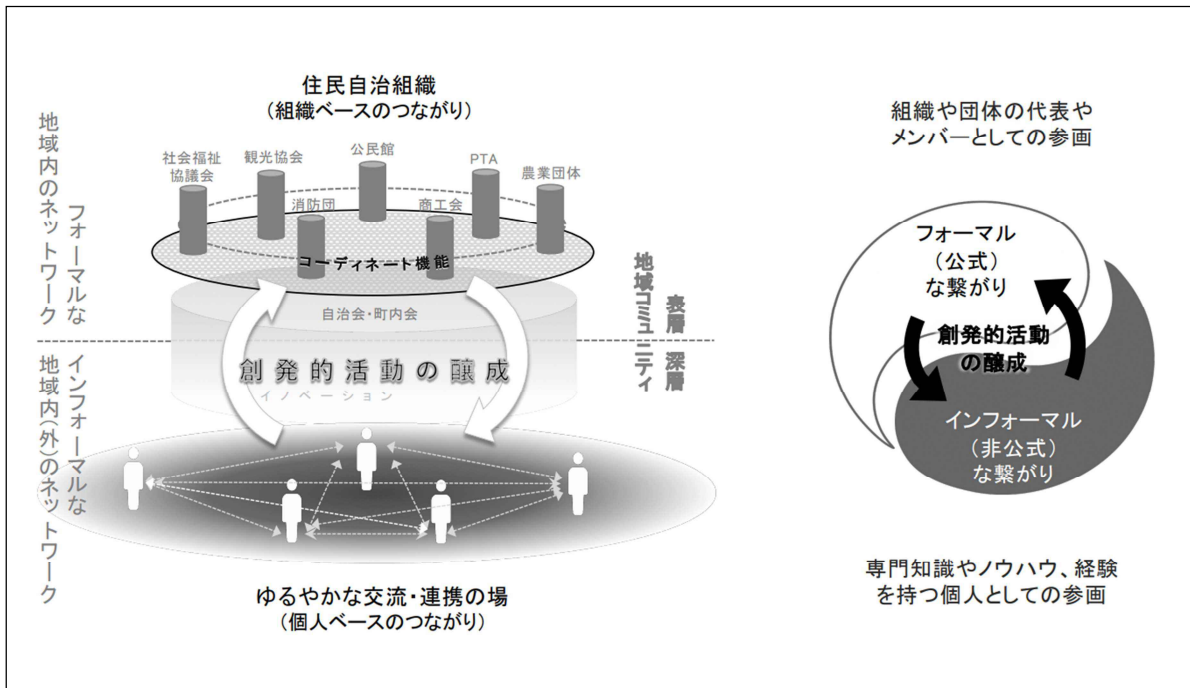
活動紹介+パネルディスカッション
 江合川かわまちづくり協議会 様
 K.F.M.O 檜 様
 三本木未来会議 様
 コーディネーター ささき わかな 氏

ワールドカフェ
ファシリテーター
えんとく代表
ささき わかな 氏

開催日:令和7年12月14日(日) 13:30~16:00
場所:大崎市役所本庁舎301会議室
参加人数:63名(託児5名)
広報報社:広報おおさき、チラシ、さっきっ!
図書館エントランス(ご意見ボード設置)
主催:大崎市
企画・運営:NPO法人おおさき地域創造研究会



9. 地域運営体制のモデル（『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と実践（金風舎）』）中嶋紀世生宮城大学研究推進・地域未来共創センターコーディネーター



10. 行政と住民の協働推進，住民主体の地域課題解決ができる地域づくり推進に向けた中間支援（アウトリーチ型中間支援の実践） 資料提供 小野寺浩樹いちのせき市民活動センター長

スライド1のタイトルは「アウトリーチ型中間支援の実践」です。右下には「いちのせき市民活動センター」のロゴがあります。

スライド2のタイトルは「地方はNPOと地域コミュニティのW支援」です。図表は「地域と志願の持続的な活動」を頂点とし、その下に「産業 文化 子育て 福祉」とあり、さらに「地縁による取り組み」があり、最下は「NPOのノウハウ」です。左側には「地縁と志願の交わりで自治力の強化」とあります。

スライド3のタイトルは「地域コミュニティの再生と市民活動」です。図表は「地域内の課題解決」を頂点とし、その下に「地域振興・交流 人材育成 健康増進 景観・環境保全 文化・伝承 安心安全 生活支援 子どもの健全育成」とあり、さらに「地域コミュニティ」があり、最下は「連携・協働」です。右側には「市民活動」とあります。

スライド4のタイトルは「自治会支援とRMO支援」です。図表は「自治会」と「RMO」の比較表です。

自治会	RMO
☐ ほめる	☐ 設立（合意形成）
☐ 見直し	☐ 事業運営
☐ RMOとの連携	☐ 仕組みづくり

下部には「いるだけ支援・見るだけ支援・直接支援」とあります。

1
2

スライド5のタイトルは「地域づくりで支援すべきはプロセス」です。図表は「行政」と「NPO」の比較表です。

行政	NPO
補助金交付金等	テーマ型事業

下部には「地域コミュニティ」とあります。

スライド6のタイトルは「“やってもら”から共に考える」です。図表は「負担の上乗せ」と「負担の軽減」の比較表です。

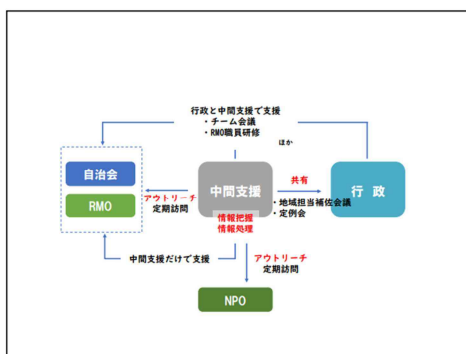
負担の上乗せ	負担の軽減
補助金	補助金

下部には「いままる負担」とあります。

スライド7のタイトルは「地域担当によるアウトリーチ」です。図表は「地域担当によるアウトリーチ」のフローチャートです。

スライド8のタイトルは「【アウトリーチ型】向き合うべきは現場」です。図表は「旧町村単位で地域担当制」のフローチャートです。

3
4



行政との連携事例



地域担当補佐会議



RMO職員会議



チーム会議

○地域担当補佐会議・・・RMO担当者会議に市民活動センターも参加し、RMOとの向き合い方や進捗状況を全体的(全市)に共有したり学ぶ機会

○チーム会議・・・市地域担当と市民活動センター・地域担当がRMO事務局を訪問し、情報交換(隔月)

必要に応じて市担当者や市民活動センターが勉強会などに一緒に参加

5

行政との連携事例



RMO職員研修

主催 一関市
主管 いちのせき市民活動センター

毎年度、新任者研修、実務研修、事務局長研修、役員研修の随時研修を企画運営する

市民センター(旧公民館)指定管理RMOには、社会教育支援も随時行う



地域の持続性のために行政と中間支援の連携

共通目標 (人口減少後の地域運営)



- ・ 定期的情報交換
- ・ 定例会(市民活動センター担当課)
- ・ 地域担当補佐会議(本庁・支所・市民活動センター)
- ・ チーム会議(本庁・支所・市民活動センター)
- ・ RMO職員研修の企画運営
- ・ 実績報告

6

中間支援の領域



それぞれに絶対領域があり、中間支援が関われる範囲は一部ではないが、アウトリーチが地域のつながりを助けていく

7

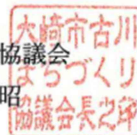
11. まちづくり協議会からの持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討報告書（最終報告書）

古川まちづくり協議会

令和8年2月27日

大崎市長 伊藤 康志 様

古川まちづくり協議会
会長 高橋 利昭



持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討報告書（最終報告書）の提出について

本協議会では、令和6年度から令和7年度にかけて、持続可能な地域づくりのための地域自治組織のあり方に関する検討を行いました。

令和7年9月29日には「まちづくり協議会の機能・役割(大崎市まちづくり協議会条例の見直し)に対する検討報告書(中間報告)」を提出したところです。

このたび、役員会、代表者会議、全体会での話し合いの結果を踏まえ、検討内容を整理し、最終報告書として提出いたします。

記

1. 話し合いから見えたまちづくり協議会の現状

- (1)古川まちづくり協議会に参加することで、行政施策、交付金制度、地域の先行事例、他団体の取組状況などの情報に触れる機会が得られている。特に、単独の地域や団体では把握しにくい横断的情報を共有できる点は、委員の所属団体内の説明材料や活動判断として有効である。
- (2)多様な立場の参加により様々な意見が出て各団体の課題を話し合える点が評価できる。地域課題が複雑化する中で、他団体の成功例や失敗例を参考にできる場があることは、団体単独で課題を抱え込まないための支えになっている。
- (3)古川まちづくり協議会で得たものをそれぞれの地域や団体へ還元したいとの意見がある。還元の仕組みを強化すれば、古川まちづくり協議会の存在意義がさらに増すものとなる。

2. まちづくり協議会の主な課題

- (1)全体会等での説明により一定の理解は進んだが、現行の協議会運営が当初の理念・目的に沿っているのかが分かりにくい状況が見られる。また、「当時の考え方になっていない」「当時の考え方が分からない」といった意見が出ていることから、設立趣旨や役割を改めて整理し、分かりやすく示す必要がある。
- (2)協議会の機能が「交付金の分配」として受け止められやすいとの懸念があり、その結果、本来担うべき地域課題の解決や団体間の連携促進といった役割が見えにくくなっている。このため、交付金との関係を整理した上で、協議会の本来機能を明確に示すことが課題。

である。また、交付金は21の地域づくり委員会のみ交付されており、その他団体から推薦されている委員の参画メリットの整理が必要である。

- (3) 3つのグループでの検討や取組みが、各委員の所属する地域や団体へ十分に共有できていない状況が見られる。このため、協議会内の議論や成果を各地域や団体へ確実に共有し、役割や取組みが現場で実行される仕組みづくりが課題である。
- (4) 令和6年度に実施したアンケートでも課題として「若い委員、女性委員が少ない」という回答が最多であり、担い手不足が顕在化している。

3. まちづくり協議会の今後の方向性

(1) 協議会の理念・目的・役割を再整理

設立趣旨(当時の考え方)と現状の課題を照らし合わせ、協議会の理念・目的・役割を改めて再定義した上で、分かりやすく示す必要がある。あわせて、「交付金」中心の印象を避け、協議会の主機能を事業主体から支援主体に転換し、「課題の把握・共有」「課題解決の支援」「団体間の連携促進」に置くことを明確化する。

(2) まちづくり協議会参画メリットの明確化及び周知

古川まちづくり協議会には交付金の恩恵を受けていないNPO等の各種団体からの委員も多く所属しているため、参画によって得られるメリットを明確化し、丁寧に周知する必要がある。具体的には、協議会を通じた情報収集、他団体との交流、地域課題の把握と共有、行政への提案機会、研修等による人材育成といった非金銭的価値を参画メリットとして整理し、見える化する。

(3) 情報共有・連絡調整体制の整備

各所属団体へ協議会の活動状況と成果の見える化を進める必要がある。あわせて、役員会等を通じた情報共有を継続・強化し、各地域や団体へ確実に伝わる仕組みを整える。

(4) 委員構成の見直し

委員構成は多様性を重視し、若者や女性の委員を確保するとともに、次世代に渡って協働のまちづくりが引き継がれるよう、大学生や高校生の参画を推進する。また、企業なども参画させることで、多様な意見や提案が交わされる協議会を目指す。

4. 検討経過

年月日	会議名	参加者数	内容
令和6年8月8日	全体会	30人	これまでの古川まちづくり協議会の振り返り(地域カルテ)
令和6年9月26日	役員会	8人	古川まちづくり協議会のあり方検討に関するアンケート集約結果について

令和6年10月16日	全体会	24人	古川まちづくり協議会の役割について
令和6年11月18日	役員会	8人	古川まちづくり協議会のあり方について
令和7年6月25日	役員会	6人	持続可能な地域自治組織のあり方に関する検討について
令和7年8月6日	代表者会議	12人	持続可能な地域自治組織のあり方に関する検討について
令和7年8月27日	全体会	25人	まちづくり協議会の機能・役割について（大崎市まちづくり協議会条例の見直し）
令和7年11月19日	全体会	25人	持続可能な地域づくりのための地域自治組織のあり方について
令和8年2月24日	代表者会議	13人	持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討報告書（最終報告書）の確認

5. その他参考資料

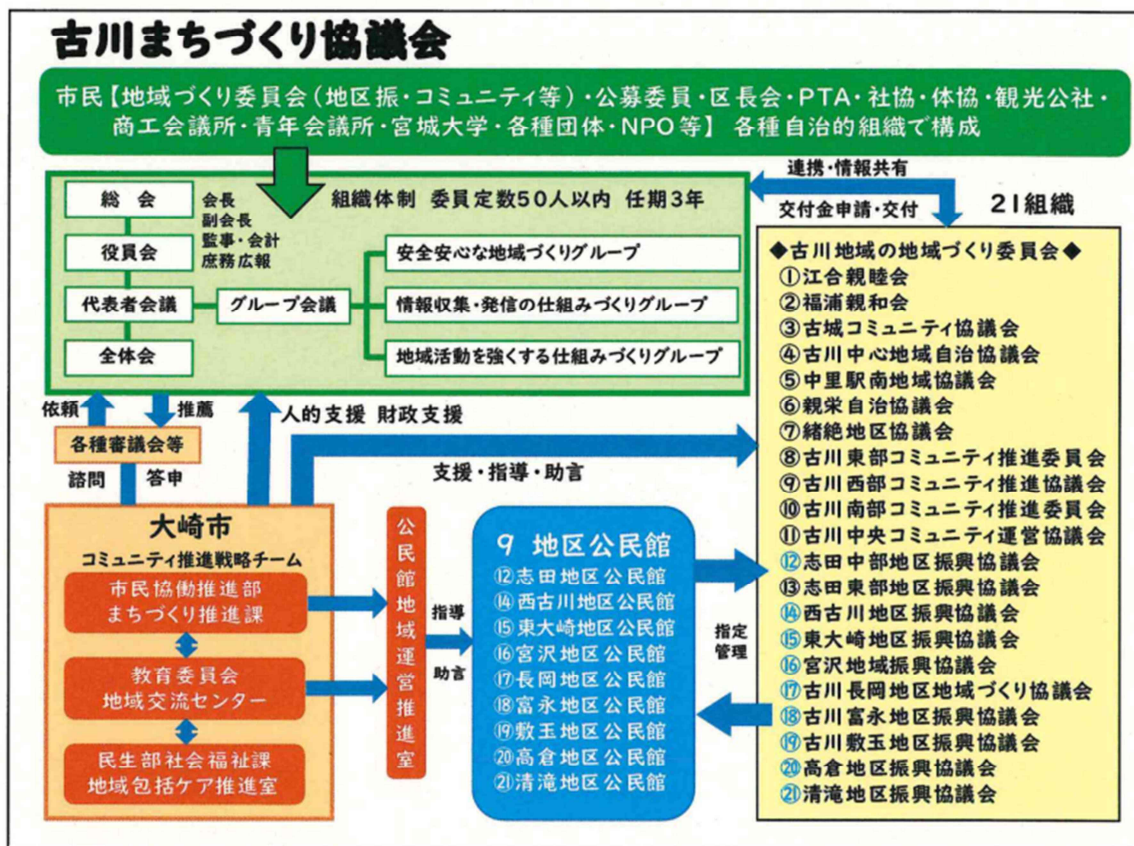
- (1) 令和6年10月16日開催の全体会の様子。対話の補助ツール SOUND カードを使用し、「まち協のありたい姿」についてグループワークを行った。



- (2) 令和7年11月19日開催の全体会の様子。「持続可能な地域づくりのための地域自治組織のあり方について」ワークショップを行った。



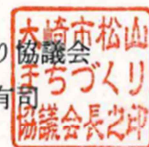
参考：古川まちづくり協議会体制図



松山まちづくり協議会

令和8年3月27日

大崎市長 伊藤 康志 様

松山まちづくり協議会
会長 齋藤 有

持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討報告書（最終報告書）の提出について

本協議会では、令和6年度から令和7年度にかけて、持続可能な地域づくりのための地域自治組織のあり方に関する検討を行いました。

令和7年9月5日には「まちづくり協議会の機能・役割(大崎市まちづくり協議会条例の見直し)に対する検討報告書の中間報告」を提出し、条例第3条2項、3項の修正が行われました。このたび、松山まちづくり協議会では組織再編に向け、令和8年3月28日の臨時総会、5月30日の定例総会に提出する規約改正案についての協議が進められています。今回は役員会での協議の結果を踏まえ、検討内容を整理し、最終報告書として提出いたします。

記

1. 話し合いから見えたまちづくり協議会の現状

- (1) 松山まちづくり協議会においては、フランク永井歌コンクール、新年のつどい、入人フリーマーケット等の各種事業を開催しており、協議会委員が地域住民と協働し事業を実施することで、地域課題の解決や活気ある地域づくりに貢献できていると考えられる。また、毎月の広報誌（コスモスネット）や年度行事表の発行により地域住民へ継続的な情報提供が行えている。
- (2) 構成団体が多様な立場から協議会に参加することにより、様々な意見を交換し、地域や各団体の課題を情報共有し、協働連携して話し合える場として機能している。また、交付金制度によって安定して活発な事業を継続できている。

2. まちづくり協議会の主な課題

- (1) 現在、松山まちづくり協議会においては、地域住民から会費を一律徴収することによって会を運営しているが、行政区によって会費の徴収額に差が生じるなど、平等でない状況となっている。また、住民からの一律徴収は合併前からの慣習的な徴収方法であり、行政区単位で一括徴収する行為は個人の思想・良心の自由を侵害し、違法となる恐れがあるのではないかと指摘があり、今後、会費制度のあり方について全体的な見直しが必要となっている。
- (2) 現在、松山まちづくり協議会は5つの部会により構成されているが、委員の高齢化が課題となっており、今後、持続可能な地域づくりを目指すため、現委員の後任となる担い手

としての若い年齢層の参入が課題となっている。若い層が参加しやすい協議会となるように部会制の見直しを図り、時代に即した運営形態に移行していく必要がある。

3. まちづくり協議会の今後の方向性と具体的提言

前述の課題を解決するため、松山まちづくり協議会では規約改正を前提に、以下の具体的な提言案が出されています。

(1) 会費制度の見直し

会費の一律徴収を廃止し、任意での寄付金、賛助金という形で行政区や地域内外の組織、企業からの納入を受け付ける形で、今後、規約改正を行う内容で検討しています。

(2) 部会制からプロジェクトチーム制への移行

従来の5部会を発展的解消し、会員、各種団体の意見を集約、コーディネートする役割の話し合いの場を協議会内に設け、参加会員が老若男女を問わず、平等な立場で問題提起や話し合いを行います。話し合いの中で地域課題を解決するためのプロジェクトチームを立ち上げ、役員会にて承認後、各チーム単位で事業に取り組んでいく形での移行案の内容で検討しています。

(3) 役員の公募

協議会運営の担い手となる若い年齢層の参入をねらい、広報誌で役員の募集を呼び掛け、広い年齢層に向けて門戸を開くよう検討しています。

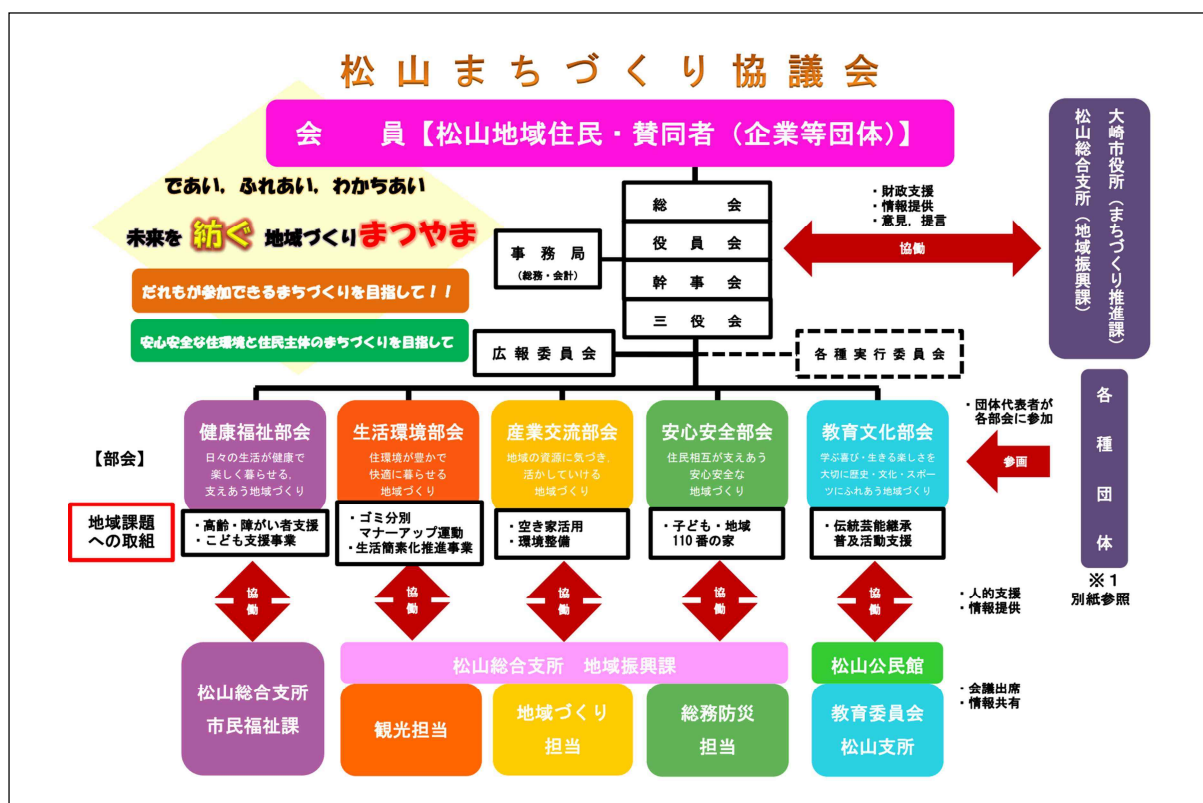
(4) デジタルを活用した広報活動

ホームページへの掲載や、SNSを活用し、全世代に向け逐次情報発信を行うことができる環境を整える内容で検討しています。

4. 検討経過

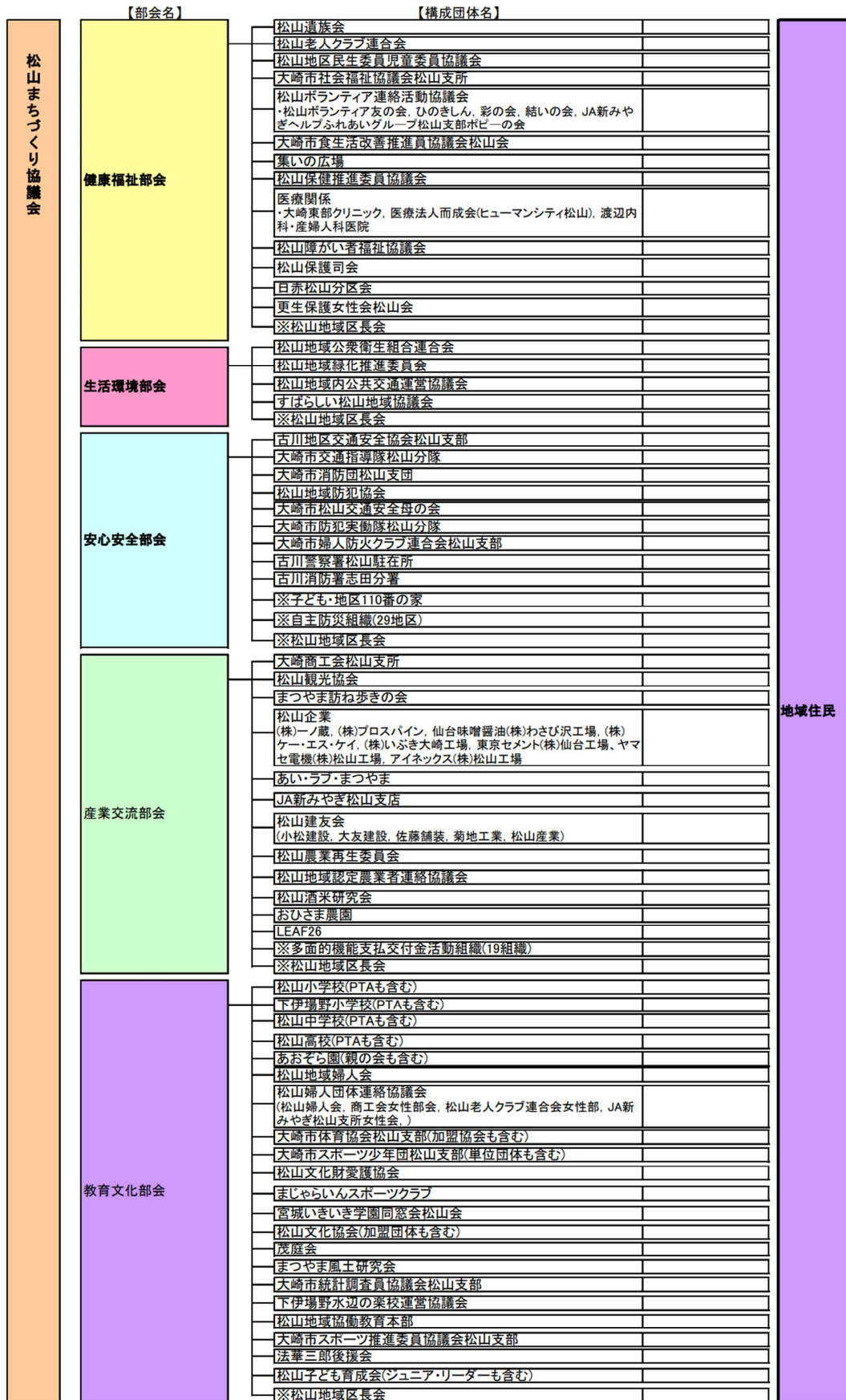
月日	会議名	参加者数	内容
令和6年8月1日	役員会	19人	櫻井政策アドバイザーの講演の振り返りについて
令和6年10月3日	役員会	20人	これまでの松山まちづくり協議会の振り返り（地域カルテ）
令和6年12月5日	役員会	18人	松山まちづくり協議会の再編について
令和7年2月6日	役員会	18人	松山まちづくり協議会の再編について
令和7年6月5日	役員会	14人	持続可能な地域自治組織のあり方に関する検討について

令和7年8月7日	役員会	16人	持続可能な地域自治組織のあり方に関する検討について
令和7年10月2日	役員会	17人	松山まちづくり協議会の再編について
令和7年11月6日	臨時役員会	17人	まちづくり協議会の機能・役割について（大崎市まちづくり協議会条例の見直し） 持続可能な地域づくりのための地域自治組織のあり方について
令和7年12月4日	役員会	16人	松山まちづくり協議会の再編について
令和8年2月5日	役員会	17人	松山まちづくり協議会の再編について
令和8年3月5日	臨時役員会	17人	松山まちづくり協議会の再編について



※1別紙

松山まちづくり協議会 構成団体図



地域住民